

令和元年度 定時株主総会 招集ご通知

[日時]

2020年6月19日(金) 午前10時
(受付開始時刻: 午前9時)

[場所]

東京都港区芝公園四丁目8番1号
ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階「コンベンションホール」



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からもご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/8058/>



目次

ごあいさつ／企業理念『三綱領』	2
令和元年度定時株主総会招集ご通知	3
議決権の行使についてのご案内	4
株主総会参考書類（議案の内容）	
第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 取締役11名選任の件	8
第3号議案 監査役3名選任の件	19
ご参考 コーポレート・ガバナンスに対する取組	24
2019年度事業報告	
事業の概況	36
会社の概況	53
2019年度連結計算書類・計算書類	
連結計算書類	62
計算書類	64
2019年度監査報告書	66
会社情報	70
株主総会 会場ご案内図	裏表紙

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項に関して、修正の必要が生じた場合は、修正内容を当社のホームページに掲載いたします。

○本書類には、監査役及び会計監査人が監査報告を作成する際に監査の対象とした事業報告、連結計算書類及び計算書類（ご参考を除く）のうち、以下の事項を除き記載しています。
なお、以下の事項については、法令及び定款第16条に基づき、当社のホームページに掲載しています。

〔事業報告〕 内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）、会計監査人に関する事項、新株予約権の状況

〔連結計算書類〕 連結包括利益計算書（ご参考）、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）、セグメント情報（ご参考）、注記

〔計算書類〕 株主資本等変動計算書、注記

▶当社ホームページ <https://www.mitsubishicorp.com>

（注）事業報告における「三菱商事グループ」は、会社法施行規則第120条第2項における「企業集団」を表しています。

ごあいさつ

新型コロナウイルスによる影響を受けられた方々に謹んでお見舞い申し上げます。また、医療関係者の皆様や様々な場所で社会を支えてくださっている方々に、心より敬意と感謝の意を表します。

三菱商事グループも、一丸となってこの難局に立ち向かい、株主の皆様をはじめとする多様なステークホルダーへの貢献と、持続的成長の実現を目指してまいります。

2020年6月

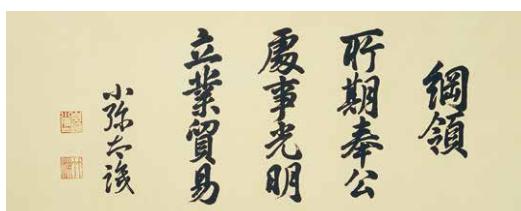
代表取締役 社長

垣 内 威彦



企業理念『三綱領』

『三綱領』は、三菱第四代社長岩崎小彌太の訓諭をもとに、1934年に旧三菱商事の行動指針として制定されました。この『三綱領』の理念は、当社がビジネスを展開する上で、また地球環境や社会への責任を果たす上での拠り所となっています。



しょ き ほう こう
所期奉公

事業を通じ、物心共に豊かな社会の実現に努力すると同時に、かけがえのない地球環境の維持にも貢献する。

しょ じ こう めい
処事光明

公明正大で品格のある行動を旨とし、活動の公開性、透明性を堅持する。

りつ ぎょう ぼう えき
立業貿易

全世界的、宇宙的視野に立脚した事業展開を図る。

(2001年1月、三菱グループ各社で構成される三菱金曜会にて申し合わせられた現代解釈)

東京都千代田区丸の内二丁目3番1号

三菱商事株式会社

代表取締役 社長 垣内 威彦

令和元年度定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年度定時株主総会開催を下記のとおりご通知いたします。

敬具

記

1. 日時 2020年6月19日（金曜日）午前10時

2. 場所 東京都港区芝公園四丁目8番1号

ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階「コンベンションホール」
(裏表紙の「株主総会 会場ご案内図」をご参照ください)

3. 会議の目的事項

【報告事項】

1. 2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件

2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

【決議事項】

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役11名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

- 郵送又はインターネットにより議決権行使することができますので、いずれの場合も、2020年6月18日（木曜日）の午後5時30分までに到着するよう、お手続きいただきたく、お願い申し上げます（4ページに記載の「議決権の行使についてのご案内」を併せてご覧ください）。
- 当日ご来場の株主様は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 同封の「当社令和元年度定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について」をご参照ください。

※上記内容に変更がある場合は、当社ホームページ「株主総会ページ」に掲載いたします。

URL: https://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/ir/adr/sh_meeting/

以上

議決権の行使についてのご案内

本総会におきましては、郵送又はインターネットによる議決権行使を積極的にご活用いただきま
すようお願い申し上げます。

事前に議決権行使される株主様



▶ 郵送

議決権行使書用紙に賛否を記入し、
ご返送ください。

行使期限

2020年6月18日(木)
午後5時30分までに到着



▶インターネット

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>)
にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月18日(木)
午後5時30分まで

詳細は次ページをご覧ください

●議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

<p>議 決 権 行 使 書</p> <p>私は2020年6月19日開催の三菱商事株式会社令和元年度定期株主総会(通常取締役会)に出席いたしました。右記「賛成」又は「否」の文字を○印で囲んで下さい。このとおり該決権行使します。</p> <p>2020年 月 日</p> <p>(ご記入用紙)</p> <p>各議案につき賛成がいずれの表示もなき場合は、「否」として取り扱います。</p> <p style="text-align: right;">三菱商事株式会社</p>	<p>議 決 権 の 数 個</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">議 案</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">第 1 号</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">第 2 号</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">第 3 号</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">議 案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">総案に 付し</td> <td style="padding: 2px;">賛 [だいし] 否 [めい]</td> <td style="padding: 2px;">賛 [だいし] 否 [めい]</td> <td style="padding: 2px;">賛 [だいし] 否 [めい]</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </tbody> </table>	議 案	第 1 号	第 2 号	第 3 号	議 案	総案に 付し	賛 [だいし] 否 [めい]	賛 [だいし] 否 [めい]	賛 [だいし] 否 [めい]		<p>基 本 情 況</p> <p>議 決 権 の 数</p> <p>議決権の枚数は1単元(100票)ごとに1個となります。</p> <p>お 謝 い</p> <ol style="list-style-type: none"> 第一回定期総会開催されるまでは、議決権の枚数は1株につき1票とされていましたが、この部分が改正され、1株につき10票としている(2020年6月1日(木)施行)。 （タブレット端末）タブレット端末（タブレット端末専用）としてタスクしていただき、操作を人で見て（タブレット端末専用）で操作していただけます。 当社ご当地の取扱店へ、この機器をご持参くださいに、会場受付にてお渡しいただけます。 電子投票機の操作方法は、弊社HPにてご確認ください。 電子投票機の操作方法は、弊社HPにてご確認ください。 電子投票機の操作方法は、弊社HPにてご確認ください。 <p style="text-align: right;">ロジイン用QRコード</p>  <p>ログイン用QRコード</p> <p>QRコード 見本 ロジイン用QRコード</p> <p>ロジイン用QRコード 5424-9475-2354-DPS http://www.mitsubishi-commerce.co.jp</p> <p style="text-align: right;">三菱商事株式会社</p>
議 案	第 1 号	第 2 号	第 3 号	議 案								
総案に 付し	賛 [だいし] 否 [めい]	賛 [だいし] 否 [めい]	賛 [だいし] 否 [めい]									

スマートフォン・タブレット等からQRコードを読み込むことで、議決権行使が可能です。その場合、「ログインID」「仮パスワード」の入力は不要です。

・こちらに各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

賛成の場合：「賛」の欄に○印を

反対の場合：「否」の欄に○印を

第2号議案 第3号議案

賛成の場合：「賛」の欄に○印を

反対の場合：「否」の欄に○印を

一部の候補者につき反対の場合：

「賛」の欄に○印をご記入の上、反対される候補者の番号を()内にご記入ください。

当日ご来場の上、議決権行使される株主様



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
※裏表紙の「株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。

株主総会開催日時

2020年6月19日(金)
午前10時



インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認の上、パソコン、スマートフォン、タブレット又は携帯電話から、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使してくださいますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法 (スマートフォン・タブレット等から)

①議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



②画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

QRコードによる議決権行使は1回に限り可能です。

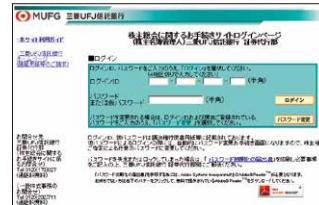
再行使する場合は右の「ログインID」「パスワード」を入力する方法をご利用ください。

「ログインID」「パスワード」を入力する方法

①議決権行使サイトへアクセス

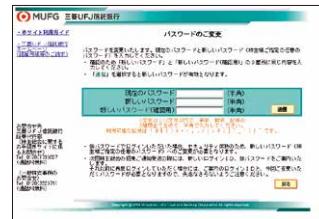
<https://evote.tr.mufg.jp/>

②ログイン



議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」と「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

③パスワード登録



株主様以外の方による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いしております。

ご注意事項

- 午前2時から午前5時はご利用いただけません。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
 - (1) 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

- インターネット接続料、通信料等、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027 (午前9時～午後9時、通話料無料)

（機関投資家の皆様へ）

(株)ICJが運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を使いたいだけます。



株主総会参考書類

(議案の内容)

【第1号議案】

剰余金の処分の件 7

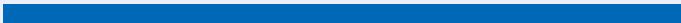
【第2号議案】

取締役11名選任の件 8

【第3号議案】

監査役3名選任の件 19

(ご参考) コーポレート・ガバナンスに対する取組 24



第1号議案

剰余金の処分の件

2019年度の剰余金の処分につきましては、以下に記載のとおりといたしたいと存じます。

2019年度から2021年度を対象とする『中期経営戦略2021』では、持続的な利益成長に合わせて増配していく累進配当を継続しています。当年度の期末配当につきましては、連結業績や自己株式取得の進捗などを勘案して、1株につき68円といたしたいと存じます。これにより、中間配当64円を合わせた当年度の配当は、前年度から7円増額の、1株につき132円となります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり 68円
総額 101,181,717,716円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月22日

■ 1株当たり配当金の推移



2. その他の剰余金の処分に関する事項

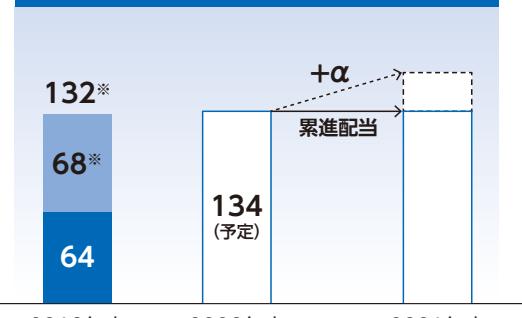
(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 163,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 163,000,000,000円

『中期経営戦略2021』期間



第2号議案 取締役11名選任の件

取締役13名全員は、本総会終結と同時に任期満了となります。

つきましては、社内取締役を2名減員し、取締役11名を選任いたしたく、その候補者は次ページのとおりです。取締役候補者11名のうち、5名が社外取締役候補者ですが、いずれの候補者も、(株)東京証券取引所等、国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める社外取締役選任基準を満たしています。(社外取締役選任基準は23ページをご参照ください)

なお、取締役会の規模・構成と取締役候補者の選任方針・選任手続は、社外役員が過半数を占めるガバナンス・指名・報酬委員会で審議し、取締役会で次のとおり決定しています。

取締役会の規模・構成、取締役候補者の選任方針・選任手続

規模・構成	原則として、取締役会は審議を行うにあたり適切な規模とし、そのうち社外取締役が3分の1以上を占める構成とする
選任方針	広範な分野で多角的な事業を行う当社の適切な意思決定・経営監督の実現を図るため、多様性を確保する観点から、社内及び社外それぞれから、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を複数選任
社内取締役	取締役会議長を務める取締役会長、業務執行の最高責任者である社長のほか、全社経営を担う執行役員・コーポレートを担当する執行役員などの中から選任
社外取締役	企業経営者としての豊富な経験に基づく、実践的な視点を持つ者、及び世界情勢、社会・経済動向等に関する高い見識に基づく、客観的かつ専門的な視点を持つ者から複数選任
選任手続	社長が取締役候補者の選任案を作成し、ガバナンス・指名・報酬委員会による審議を経て、取締役会で決議の上、株主総会に付議

議案の内容

候補者番号	氏名	年齢	現在の当社における地位・担当	取締役在任年数	ガバナンス・指名・報酬委員会委員
1	こばやし 小林 健	71歳	再任 取締役会長	10年	○
2	* かきうち 城内 威彦	64歳	再任 取締役 社長	4年	○
3	* ます 増 一行	61歳	再任 取締役 常務執行役員 コーポレート担当役員 (CFO)	4年	—
4	* よしだ 吉田 真也	59歳	再任 取締役 常務執行役員 コーポレート担当役員(国内開発)、関西支社長	1年	—
5	むらこし 村越 晃	61歳	再任 取締役 常務執行役員 コーポレート担当役員(CDO、人事、地域戦略)	3年	—
6	* さかきだ 榊田 雅和	61歳	再任 取締役 常務執行役員 コーポレート担当役員(広報、サステナビリティ、CSR、総務、法務)、チーフ・コンプライアンス・オフィサー、緊急危機対策本部長	3年	—
7	にしやま 西山 昭彦	67歳	再任 取締役 社外取締役 独立役員	5年	○
8	さいき 斎木 昭隆	67歳	再任 取締役 社外取締役 独立役員	3年	○
9	たつおか 立岡 恒良	62歳	再任 取締役 社外取締役 独立役員	2年	○
10	みやなが 宮永 俊一	72歳	再任 取締役 社外取締役 独立役員	1年	○ (予定)
11	あきやま 秋山 咲恵	57歳	新任 社外取締役 独立役員	—	○ (予定)

- (注) 1. *印の各氏は、本議案をご承認いただいた場合、本総会終結後の取締役会にて代表取締役に選定する予定です。
2. 当社は、小林 健、西山 昭彦、斎木 昭隆、立岡 恒良、宮永 俊一の各氏との間に、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。本議案をご承認いただいた場合、上記の各氏との間で当該責任限定契約を継続するとともに、新たに秋山 咲恵氏との間で同内容の契約を締結する予定です。

1こば やし
小林 健

けん

1949年2月14日生
71歳当社株式所有数
145,310株取締役在任年数
10年(本総会終結時)**再任****■略歴及び地位・担当**

- 1971年7月 当社入社
 2003年4月 執行役員 シンガポール支店長
 2004年6月 執行役員 プラントプロジェクト本部長
 2006年4月 執行役員 船舶・交通・宇宙航空事業本部長
 2007年4月 常務執行役員 新産業金融事業グループCEO
 2007年6月 取締役 常務執行役員 新産業金融事業グループCEO
 2008年6月 常務執行役員 新産業金融事業グループCEO
 2010年4月 副社長執行役員 社長補佐
 2010年6月 取締役 社長
 2016年4月 取締役会長 [現職]

■重要な兼職の状況

- 日清食品ホールディングス(株) 社外取締役
 三菱自動車工業(株) 社外取締役
 三菱重工業(株) 社外取締役

取締役候補者とした理由

プラント事業、船舶・交通・宇宙航空事業等の機械関連事業及び新産業金融事業に従事し、シンガポール支店長、新産業金融事業グループCEO等の要職を経て、2010年6月から約6年間、社長として当社の企業価値向上に貢献してきました。2016年4月から取締役会長として、非業務執行の立場から経営の監督機能を担っており、当社における豊富な業務経験と、当社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。

2かきうち たけひこ
垣内 威彦1955年7月31日生
64歳当社株式所有数
165,180株取締役在任年数
4年(本総会終結時)**再任****■略歴及び地位・担当**

- 1979年4月 当社入社
 2010年4月 執行役員 農水産本部長
 2011年4月 執行役員 生活産業グループCEOオフィス室長、農水産本部長
 2013年4月 常務執行役員 生活産業グループCEO
 2016年4月 社長
 2016年6月 取締役 社長 [現職]

取締役候補者とした理由

農水産事業等の生活産業関連事業に従事し、また、オーストラリア在勤時には事業投資先の企業価値向上に貢献してきました。その後、生活産業グループCEO等の要職を経て、2016年4月から業務執行の最高責任者である社長を務めております。現在は、事業経営モデルによる「経済価値」「社会価値」「環境価値」の三価値同時実現を前提とした成長を実現すべく『中期経営戦略2021』を推進しており、当社における豊富な業務経験と、当社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。

3	ます 増	かず ゆき 一行	1959年2月19日生 61歳	当社株式所有数 55,354株	取締役在任年数 4年(本総会終結時)	再任
---	---------	-------------	--------------------	--------------------	-----------------------	----



■略歴及び地位・担当

- 1982年4月 当社入社
 2013年4月 執行役員 主計部長
 2016年4月 常務執行役員 コーポレート担当役員 (CFO)
 2016年6月 取締役 常務執行役員 コーポレート担当役員 (CFO)
 2017年4月 取締役 常務執行役員 コーポレート担当役員 (CFO、IT)
 2019年4月 取締役 常務執行役員 コーポレート担当役員 (CFO) [現職]

取締役候補者とした理由

財務・会計関連業務に従事し、主計部長等の要職を経て、2016年4月から最高財務責任者であるCFOを務めております。現在は、コーポレート担当役員 (CFO) として、成長投資の足場となる盤石な財務体質の構築及び投融資案件の審査・事業投資全体状況のモニタリングを通じて、当社の企業価値向上に貢献しており、当社における豊富な業務経験と、当社の経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。

4	よしだ しんや 吉田 真也	1960年12月8日生 59歳	当社株式所有数 15,772株	取締役在任年数 1年(本総会終結時)	再任
---	------------------	--------------------	--------------------	-----------------------	----



■略歴及び地位・担当

- 1985年4月 当社入社
 2013年4月 執行役員 経営企画部長
 2016年4月 常務執行役員 新産業金融事業グループCEO
 2019年4月 常務執行役員 コーポレート担当役員 (国内)、
 関西支社長
 2019年6月 取締役 常務執行役員 コーポレート担当役員 (国内)、
 関西支社長
 2020年4月 取締役 常務執行役員 コーポレート担当役員 (国内開発)、
 関西支社長 [現職]

取締役候補者とした理由

宇宙通信事業等の情報産業関連事業に従事し、経営企画部長を経て、2016年4月より新産業金融事業グループCEOを務め、企業投資事業、リース事業、不動産・都市開発事業、物流事業等のグローバル展開に貢献してきました。現在は、コーポレート担当役員 (国内開発)、関西支社長として、地場のネットワークをベースとした国内市場開拓に取り組んでおり、当社における豊富な業務経験と、当社の経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有していること、また、関西支社長は自然災害等により本店機能に重大な支障が生じた場合の代替本部機能を担うことから、引き続き取締役候補者としました。

5むらこし
村越あきら
晃1958年6月27日生
61歳当社株式所有数
62,046株取締役在任年数
3年(本総会終結時)

再任

**■略歴及び地位・担当**

- 1982年4月 当社入社
 2012年4月 執行役員 資材本部長
 2014年4月 執行役員 泰国三菱商事会社社長、泰MC商事会社社長
 2017年4月 常務執行役員 コーポレート担当役員(広報、人事)
 2017年6月 取締役 常務執行役員 コーポレート担当役員(広報、人事)
 2020年4月 取締役 常務執行役員 コーポレート担当役員(CDO、人事、地域戦略)
 [現職]

取締役候補者とした理由

資材事業等の生活産業関連事業に従事し、2014年4月から泰国三菱商事会社の社長として、同国における三菱商事グループの競争力の最大化に貢献してきました。現在は、コーポレート担当役員(CDO、人事、地域戦略)として、デジタル技術を用いた既存事業の価値向上及び新規事業開発、経営力の高い人材を継続的に輩出することを目指す人事制度改革、グローバルな事業展開の取組を推進しており、当社における豊富な業務経験と、当社の経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。

6さかきだ まさかず
榎田 雅和1958年11月11日生
61歳当社株式所有数
75,328株取締役在任年数
3年(本総会終結時)

再任

**■略歴及び地位・担当**

- 1981年4月 当社入社
 2013年4月 執行役員 インド三三菱商事会社社長、アジア・大洋州統括補佐(南西アジア)
 2017年4月 常務執行役員 コーポレート担当役員(総務、法務)、
 チーフ・コンプライアンス・オフィサー
 2017年6月 取締役 常務執行役員 コーポレート担当役員(総務、法務)、
 チーフ・コンプライアンス・オフィサー
 2017年7月 取締役 常務執行役員 コーポレート担当役員(総務、法務)、
 チーフ・コンプライアンス・オフィサー、
 緊急危機対策本部長(国内外・新興感染症、コンプライアンス)
 2019年4月 取締役 常務執行役員 コーポレート担当役員(サステナビリティ・CSR、総務、法務)、
 チーフ・コンプライアンス・オフィサー、緊急危機対策本部長
 2020年4月 取締役 常務執行役員 コーポレート担当役員
 (広報、サステナビリティ・CSR、総務、法務)、
 チーフ・コンプライアンス・オフィサー、緊急危機対策本部長 [現職]

取締役候補者とした理由

機械関連事業に従事し、2013年4月からインド三三菱商事会社の社長として、成長が続く同国の内需取込や投資の拡大に貢献してきました。現在は、コーポレート担当役員(広報、サステナビリティ・CSR、総務、法務)として、コーポレートブランディング、サステナビリティ関連の取組、ガバナンス強化を推進するほか、チーフ・コンプライアンス・オフィサーとして三三菱商事グループにおけるコンプライアンス体制の強化・自立化を推進し、また、緊急危機対策本部長として、連結ベースでの事業継続マネジメントを推進しており、当社における豊富な業務経験と、当社の経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。

7

にしやま あきひこ
西山 昭彦

1953年1月4日生 67歳

再任

社外取締役

独立役員

当社株式所有数
6,373株取締役在任年数
5年(本総会終結時)取締役会への出席状況(2019年度)
定例:開催11回、出席11回
臨時:開催3回、出席3回ガバナンス・指名・報酬委員会への
出席状況(2019年度):
開催4回、出席4回

■略歴及び地位・担当

- 1975年4月 東京ガス(株)入社(2015年3月退職)
 2001年4月 法政大学大学院社会科学研究科客員教授(2003年3月退職)
 2004年4月 東京女子大学国際教養学部教授
 2011年4月 同大学評議員・国際教養学部教授(2013年3月退職)
 2013年4月 一橋大学特任教授(2018年3月退職)
 2015年6月 当社取締役[現職]
 2018年4月 立命館大学教授[現職]

(注) 同氏は、2004年4月から2015年3月まで、東京ガス(株) 西山経営研究所長を務めていましたが、同期間における主たる職務は上記各大学の教授であり、同社の業務執行には関与していません。

■重要な兼職の状況

立命館大学教授

社外取締役候補者とした理由

大学における企業経営・人材育成等に関する研究活動や、長年にわたる実業界での経験をもとに、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、引き続き社外取締役候補者としました。

独立性及び重要な兼職先に関する補足情報

1. 社外取締役としての独立性

同氏は、(株)東京証券取引所等、国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外役員選任基準」における独立性の要件を満たしています。なお、独立性に関する補足情報はありません。

2. 重要な兼職先との関係

学校法人立命館と当社の間には取引関係はありません。

社外取締役候補者より

私は独立役員として、株主・投資家の視点から中長期的な企業価値向上に尽力することをミッションと考えています。昨年は、役員報酬の改革にあたり、中長期業績連動及び株価連動型株式報酬の導入を提言し、より中長期的な企業価値向上を意識づける報酬構成が実現できました。また、昨年4月から、「多様な経験を通じた早期育成」「実力主義と適材適所の徹底」「経営人材の全社的活用」を軸とした抜本的な人事制度改革が実施されましたが、若年層の抜擢と合わせて、ミドル社員に活躍の場を与え、三菱商事全体のパワーをフルに発揮できるように、きめ細かい運用を取締役会でお願いしています。また、現場の生の声を知るために、役職員とのセッション26件、LNGカナダ、シリコンバレー支店及び北海道の拠点・連結先を訪問し、得られたものを提言につなげています。三菱商事が持つ力を最大限に活かし、引き続き長期に成長を図れるよう努めてまいります。

当社株式所有数
1,029株取締役在任年数
3年(本総会終結時)取締役会への出席状況(2019年度)
定例:開催11回、出席11回
臨時:開催3回、出席3回ガバナンス・指名・報酬委員会への
出席状況(2019年度):
開催4回、出席4回

■略歴及び地位・担当

- 1976年4月 外務省入省
アジア大洋州局長、特命全権大使 インド国駐箚兼ブータン国駐箚、
外務審議官、外務事務次官を経て
- 2016年6月 同省退官
- 2016年9月 当社顧問(2017年6月退任)
- 2017年6月 当社取締役〔現職〕

社外取締役候補者とした理由

外務省において要職を歴任し、外交を通じて培われた国際感覚や世界情勢などに関する高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、引き続き社外取締役候補者としました。

独立性及び重要な兼職先に関する補足情報

1. 社外取締役としての独立性

同氏は、(株)東京証券取引所等、国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外役員選任基準」における独立性の要件を満たしています。なお、独立性に関する補足情報は以下のとおりです。

- 同氏は、2016年9月から2017年6月にかけて、当社顧問として、取締役会の諮問機関であるガバナンス・指名・報酬委員会の委員に就任するなど、顧問としての報酬を受けていましたが、同報酬は同氏の有する経験・見識に基づく当社の経営への助言に対する対価として支払われたものであり、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。

- 同氏は、中東地域に関する調査・研究を行う公益財団法人 中東調査会の理事長(非常勤)を務めており、当社は同法人に年間約330万円の会費等を支払っていますが、これは同法人の活動理念に賛同し実施しているものであり、また、同法人から同氏への報酬はなく、同氏個人の利益とは関係ありません。

2. 重要な兼職先との関係

重要な兼職先はありません。

社外取締役候補者より

この度の新型コロナウイルスが、短期間で世界中に拡散して多くの人命を奪い、各国における経済活動や社会活動が劇的に縮小を余儀なくされたことにより、各国経済はもとより、世界経済全体が未曾有の機能不全に直面しています。この共通の危機にあって、国際社会は自国優先の内向き傾向を強めるのではなく、国際協調により貿易、投資、サービス等の流れを再活性化させていくように努めることが極めて重要です。三菱商事は、このような時こそ「三綱領」の精神を存分に發揮して、日本の経済界をリードしてもらいたいと思います。社員がそれぞれの部署で高い士気を維持しつつ、広範な事業活動に取り組んでいけるよう、社外役員の立場から見守り、また、助言していくたいと思います。

9

たつおか つねよし
立岡 恒良

1958年1月29日生 62歳

当社株式所有数
4,651 株取締役在任年数
2 年 (本総会終結時)取締役会への出席状況(2019年度)
定例:開催11回、出席11回
臨時:開催3回、出席3回

再 任

社外取締役

独立役員



■略歴及び地位・担当

1980年4月 通商産業省(現 経済産業省)入省
 内閣官房内閣審議官、経済産業省大臣官房長、経済産業事務次官を経て
 2015年7月 同省退官
 2018年1月 当社顧問(2018年6月退任)
 2018年6月 当社取締役(現職)

■重要な兼職の状況

旭化成(株) 社外取締役
 (株)ニトリホールディングス 社外取締役(監査等委員)

■社外取締役候補者とした理由

経済産業省等において要職を歴任し、国内外の経済の動向に関する高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、引き続き社外取締役候補者としました。

■独立性及び重要な兼職先に関する補足情報

1. 社外取締役としての独立性

同氏は、(株)東京証券取引所等、国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外役員選任基準」における独立性の要件を満たしています。なお、独立性に関する補足情報は以下のとおりです。

- 同氏は、2018年1月から2018年6月にかけて、当社顧問として、取締役会の諮問機関であるガバナンス・指名・報酬委員会の委員に就任するなど、顧問としての報酬を受けていましたが、同報酬は同氏の有する経験・見識に基づく当社の経営への助言に対する対価として支払われたものであり、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。

2. 重要な兼職先との関係

旭化成(株)は当社の取引先ですが、特別な関係(特定関係事業者等)はありません。また、(株)ニトリホールディングスと当社の間には取引関係はありません。

■社外取締役候補者より

世界経済は、大国間の地政学的リスクの高まりに加え、今般の世界的な感染症の蔓延により著しく不透明感を増しており、今後、リーマンショック時を超えるような大きな構造変化を社会経済面でもたらす可能性があります。三菱商事は現在、グループ再編、ポートフォリオ転換等の大改革を進めていますが、社外取締役として、今後の様々な変化に対し、リスクの回避と新たな事業機会の追求の双方に常に高い感度を持ちながら、企業価値の中長期的向上に向けて、取り組んでまいります。

10

みやなが しゅんいち
宮永 俊一

1948年4月27日生 72歳

再任

社外取締役

独立役員

当社株式所有数
6,372株取締役在任年数
1年(本総会終結時)取締役会への出席状況(2019年度)
定例:開催8回、出席8回 ※2019年6月21日の取締役就任
臨時:開催2回、出席2回 以降の状況を記載しています。

■略歴及び地位・担当

- 1972年4月 三菱重工業(株)入社
 2006年4月 同社執行役員
 2008年4月 同社常務執行役員
 2008年6月 同社取締役、常務執行役員
 2011年4月 同社取締役、副社長執行役員
 2013年4月 同社取締役社長
 2014年4月 同社取締役社長、CEO
 2019年4月 同社取締役会長〔現職〕
 2019年6月 当社取締役〔現職〕

■重要な兼職の状況

- 三菱重工業(株)取締役会長
 三菱自動車工業(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由

世界各地で事業を展開するメーカーの取締役社長を長年務め、高度な経営経験に基づく高い見識を有しており、実践的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、引き続き社外取締役候補者としました。

独立性及び重要な兼職先に関する補足情報

1. 社外取締役としての独立性

同氏は、(株)東京証券取引所等、国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外役員選任基準」における独立性の要件を満たしています。なお、独立性に関する補足情報は以下のとおりです。

- 同氏は、2013年4月から2019年3月まで三菱重工業(株)の取締役社長を務め、2019年4月から同社の取締役会長を務めています。当社は同氏が過去業務執行者であった同社と社外役員の相互就任の関係にあり、また取引がありますが、同社との取引額は当社の連結収益の2%を超えるものではありません。

2. 重要な兼職先との関係

- 三菱重工業(株)は当社の取引先ですが、特別な関係(特定関係事業者等)はありません。
- 同氏は、2014年6月から三菱自動車工業(株)の社外取締役に就任しており、同社は当社の特定関係事業者です。

社外取締役候補者より

政治・経済及び社会の動向と価値観が変化し、中期的な不透明感が漂う状況において、三菱商事グループが安定的な成長と着実な社会貢献の拡大を推し進めることができるように、社外取締役として出来る限りの活動を行いたいと思います。特に、様々な変動を経てきたコングロマリット型製造業の経営経験を活かした形で、取締役会等で質疑・提議し、企業統治の向上に資することができれば幸いです。

※社外取締役候補者が役員を兼務する他社での法令、定款違反等

同氏が三菱自動車工業(株)の社外取締役在任中に、同社では、2016年4月に同社製車両の燃費試験における不正行為があつたことが判明し、同年9月には、当該不正行為があつた車両の燃費値の再検証のための試験においても、不正行為があつたとの指摘を国土交通省から受けました。2017年1月及び7月に燃費試験における不正行為があつた同社製車両のカタログ等の表示において、不当景品類及び不当表示防止法に違反する行為があつたとして、消費者庁から措置命令及び課徴金納付命令を受けました。また、2018年5月に、同社岡崎製作所の一部の外国人技能実習生に対して外国人技能実習機構から認定を受けた技能実習計画に従った技能実習を行わせていなかつたことが判明し、2019年1月に、同社は外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に基づき、技能実習計画の認定取消し及び改善命令を受けました。同氏は、いずれの事実についても認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立ち、注意喚起を行つてまいりました。また、当該事実の判明後は、当該事実についての徹底した調査及び再発防止を指示するなど、その職責を果たしております。

11

あきやま さきえ
秋山 咲恵

1962年12月1日生 57歳

新任

社外取締役

独立役員

当社株式所有数
0株

■略歴

1987年 4月 アーサーアンダーセンアンドカンパニー(現 アクセンチュア(株)) 入社
(1991年4月退職)
 1994年 4月 (株) サキコーポレーション設立 代表取締役社長
 2018年10月 同社ファウンダー [現職]

■重要な兼職の状況

(株) サキコーポレーション ファウンダー
 オリックス(株) 社外取締役
 ソニー(株) 社外取締役
 日本郵政(株) 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

国際的な経営コンサルタントを経て、産業用検査ロボット企業を創業し成長させた高度な経営経験に基づく高い見識を有しており、実践的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行うことができると判断し、社外取締役候補者としました。

独立性及び重要な兼職先に関する補足情報

1. 社外取締役としての独立性

同氏は、(株) 東京証券取引所等、国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外役員選任基準」における独立性の要件を満たしています。なお、独立性に関する補足情報はありません。

2. 重要な兼職先との関係

- ・オリックス(株) 及びソニー(株) は当社の取引先ですが、特別な関係(特定関係事業者等) はありません。また、(株) サキコーポレーション及び日本郵政(株) と当社の間には取引関係はありません。
- ・同氏は、2014年5月から2018年5月まで(株) ローソンの社外取締役に就任しており、同社は当社の特定関係事業者です。なお、同社は、2017年2月から当社の子会社となっております。

社外取締役候補者より

経済のみならず社会の在り方についても大きな変化のうねりを感じる現在において、三菱商事の目指す事業経営モデルによる三価値同時実現という経営方針はトップランナーにふさわしい在り方だと思います。社会と共に持続的成長を実現できるよう、多様な視点を提供し、より良いガバナンスに貢献できるよう努めます。また、先端技術を核としたグローバルな事業を起業した経験を活かし、経営人材の育成の役に立てることができれば幸いです。

第3号議案 監査役3名選任の件

社外監査役 國廣 正、西川 郁生、高山 靖子の各氏は、本総会終結と同時に任期満了となります。

つきましては、社外監査役3名を選任いたしたく、その候補者は次のとおりです。本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ています。また、いずれの候補者も、(株)東京証券取引所等、国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める社外監査役選任基準を満たしています。(社外監査役選任基準の詳細は23ページをご参照ください)

なお、監査役会の規模・構成と監査役候補者の選任方針・選任手続は、社外役員が過半数を占めるガバナンス・指名・報酬委員会で審議し、取締役会で次のとおり決定しています。

監査役会の規模・構成、監査役候補者の選任方針・選任手続

規模・構成	原則として、監査役の総数は5名とし、そのうち社外監査役が過半数を占める構成とする
選任方針	監査を通じて会社の健全な経営発展と社会的信頼の向上を実現するため、社内及び社外から、監査に必要となる豊富な経験と高度な専門性を有する者を複数選任
常勤監査役	全社経営や財務・会計・リスク管理その他の知識・経験を持つ者から選任
社外監査役	様々な分野に関する豊富な知識・経験を有する者から選任
選任手続	社長が常勤監査役と協議の上、監査役候補者の選任案を作成し、ガバナンス・指名・報酬委員会による審議を経て、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決議し、株主総会に付議

候補者番号	氏名	年齢	現在の当社における地位	監査役在任年数
1 高山	たかやま 靖子	やすこ 62歳	再任 社外監査役 独立役員	監査役 4年
2 佐藤	さとう りえ子	こ 63歳	新任 社外監査役 独立役員	— —
3 中尾	なかお 健	たけし 54歳	新任 社外監査役 独立役員	— —

(注) 佐藤りえ子氏の戸籍上の氏名は鎌田りえ子です。

本議案をご承認いただいた場合、上記の高山 靖子、佐藤 りえ子、中尾 健の各氏に、以下2名を加えた5名が当社の監査役となります。

氏名	年齢	現在の当社における地位	監査役在任年数	ガバナンス・指名・報酬委員会 委員
うちの 内野	しゅうま 州馬	65歳	常勤監査役	2年 ○
ひらの 平野	はじめ 肇	64歳	常勤監査役	1年 —

(注) 当社は、内野 州馬、平野 肇、高山 靖子の各氏との間に、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。本議案をご承認いただいた場合、新たに佐藤 りえ子、中尾 健の両氏との間で同内容の契約を締結する予定です。

1

たかやま やすこ
高山 靖子

1958年3月8日生 62歳

再任

社外監査役

独立役員

当社株式所有数
0株監査役在任年数
4年(本総会終結時)取締役会及び監査役会への出席状況(2019年度)
取締役会(定例):開催11回、出席11回 監査役会:開催12回、出席12回
取締役会(臨時):開催3回、出席3回

■略歴及び地位

- 1980年4月 (株)資生堂入社
同社お客さまセンター所長、
コンシューマーリレーション部長、
お客さま・社会リレーション部長、CSR部長を経て
2011年6月 同社常勤監査役(2015年6月退任)
2015年6月 同社顧問(非常勤)(2017年6月退任)
2016年6月 当社監査役(現職)

■重要な兼職の状況

- (株)千葉銀行 社外取締役
コスモエネルギーホールディングス(株) 社外取締役(監査等委員)
横河電機(株) 社外監査役

社外監査役候補者とした理由等

(株)資生堂の常勤監査役としての経験、及び豊富な社外役員経験を通じて培われた経営視点をもとに、中立的・客観的な観点から、監査を行っており、引き続き社外監査役候補者としました。

独立性及び重要な兼職先に関する補足情報

1. 社外監査役としての独立性

同氏は、(株)東京証券取引所等、国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外役員選任基準」における独立性の要件を満たしています。なお、独立性に関する補足情報は以下のとおりです。

- 同氏は、2011年6月まで(株)資生堂の業務執行者でした。現在、当社は同社と取引がありますが、同社との取引額は年間約130万円であり、また、同氏が同社の業務執行から離れて約9年経過しており、同氏との関係はありません。

2. 重要な兼職先との関係

(株)千葉銀行は当社の取引先ですが、特別な関係(特定関係事業者等)はありません。また、コスモエネルギーホールディングス(株)及び横河電機(株)と当社の間に取引関係はありません。

社外監査役候補者より

三菱商事は、『中期経営戦略2021』のもと今日の産業構造の変革に対応した事業ポートフォリオ戦略を推進中ですが、いま新たにコロナ危機という世界的な困難に直面し、グループの事業経営に対する責務も増大しています。私は、それらに内在する様々なリスクに着目し、社外の眼で現場を「見る」こと、広く関係者の話を「聴く」ことに努め、多様なステークホルダーの視点から指摘・提言を行うことで、グループガバナンスの更なる深化に貢献してまいりたいと思います。

2

佐藤 りえ子

1956年11月28日生 63歳

新 任

社外監査役

独立役員

当社株式所有数
100株

■略歴

1984年4月 弁護士登録
 1989年8月 シャーマン・アンド・スターリング法律事務所 (1990年7月退所)
 1998年7月 石井法律事務所パートナー [現職]

■重要な兼職の状況

石井法律事務所 パートナー
 (株) NTTデータ 社外監査役
 J.フロント リテイリング (株) 社外取締役
 第一生命ホールディングス (株) 社外取締役 (監査等委員)

社外監査役候補者とした理由等

弁護士としての長年の経験を通じて培われた企業法務 (会社法・金融商品取引法・コンプライアンス等) に関する高い見識、及び豊富な社外役員経験を通じて培われた経営視点をもとに、中立的・客観的な観点から、監査を行うことができると判断し、社外監査役候補者としました。

独立性及び重要な兼職先に関する補足情報

1. 社外監査役としての独立性

同氏は、(株) 東京証券取引所等、国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外役員選任基準」における独立性の要件を満たしています。なお、独立性に関する補足情報はありません。

2. 重要な兼職先との関係

(株) NTTデータは当社の取引先ですが、特別な関係 (特定関係事業者等) はありません。また、石井法律事務所、J.フロント リテイリング (株) 及び第一生命ホールディングス (株) と当社の間には取引関係はありません。

社外監査役候補者より

これまで、社外役員として、様々な会社における多種多様な案件を審議してまいりました。その際、一番重要だと感じていることは、より大局的な視点を持つこと、そして、素朴な「違和感」を疎かにしないことです。業務執行者としての経験はございませんが、外部の視点から、「何かおかしい」「何かが違う」と感じたことは、忖度することなくしっかりと発信していくと考えております。

3

なかお
中尾 健

1965年10月18日生 54歳

新任

社外監査役

独立役員

当社株式所有数
0株

■略歴

- 1989年10月 KPMG港監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所
(1996年3月退所)
1993年 8月 公認会計士登録
2006年 9月 (株)パートナーズ・ホールディングス設立 代表取締役社長 [現職]

■重要な兼職の状況

- (株)パートナーズ・ホールディングス 代表取締役社長

社外監査役候補者とした理由等

公認会計士としての財務・会計に関する深い造詣と長年にわたるM&A、企業再生、内部統制に関するアドバイザリー業務を通じて培われた高い見識をもとに、中立的・客観的な観点から、監査を行うことができると判断し、社外監査役候補者としました。

独立性及び重要な兼職先に関する補足情報

1. 社外監査役としての独立性

同氏は、(株)東京証券取引所等、国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外役員選任基準」における独立性の要件を満たしています。なお、独立性に関する補足情報はありません。

2. 重要な兼職先との関係

(株)パートナーズ・ホールディングスと当社の間には取引関係はありません。

社外監査役候補者より

広範囲かつ地球規模で事業展開している三菱商事の社外監査役に期待される役割は、限られた時間とリソースの中でビジネスの本質を理解し、そこに内在するリスクと期待されるリターンの実態を正しく認識した上で、監査役として適時適切な判断をしていくことだと考えております。そのため、常日頃から社内外の多様な情報収集に努め、マクロ的な視点を保持しつつ、ガバナンスと中長期的な企業価値の向上のためにその責務を果たしたいと考えております。

社外役員選任基準

社外取締役・社外監査役の機能の明確化・強化を図るため、社外役員が過半数を占めるガバナンス・指名・報酬委員会で審議の上、取締役会にて「社外役員選任基準」を次のとおり制定しています。

社外取締役 選任基準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社外取締役は、企業経営者としての豊富な経験に基づく、実践的な視点を持つ者、及び世界情勢、社会・経済動向等に関する高い見識に基づく、客観的かつ専門的な視点を持つ者から複数選任し、多様な視点から、取締役会の適切な意思決定、経営監督の実現を図る。 2. 社外取締役選任の目的に適うよう、その独立性^(注)確保に留意し、実質的に独立性を確保し得ない者は社外取締役として選任しない。 3. 広範な事業領域を有する当社として、企業経営者を社外取締役とする場合、当該取締役の本務会社との取引において利益相反が生じる可能性もあるが、個別案件での利益相反には、取締役会での手續において適正に対処するとともに、複数の社外取締役を置き、多様な視点を確保することにより対応する。
社外監査役 選任基準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社外監査役は、様々な分野に関する豊富な知識、経験を有する者から選任し、中立的・客観的な観点から監査を行うことにより、経営の健全性を確保する。 2. 社外監査役選任の目的に適うよう、その独立性^(注)確保に留意し、実質的に独立性を確保し得ない者は社外監査役として選任しない。

(注) 社外役員選任基準に関する独立性の考え方

(株) 東京証券取引所等、国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件に加え、本人の現在及び過去3事業年度における以下①～⑦の該当の有無を確認の上、独立性を判断する。

①	当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者 ^(※1) ※1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他使用人等をいう（以下同様）。
②	当社の定める基準を超える借入先 ^(※2) の業務執行者 ※2 当社の定める基準を超える借入先とは、当社の借入額が連結総資産の2%を超える借入先をいう。
③	当社の定める基準を超える取引先 ^(※3) の業務執行者 ※3 当社の定める基準を超える取引先とは、当社との取引額が当社連結収益の2%を超える取引先をいう。
④	当社より、役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者
⑤	当社の会計監査人の代表社員または社員
⑥	当社より、一定額を超える寄附 ^(※4) を受けた団体に属する者 ※4 一定額を超える寄附とは、1事業年度当たり2,000万円を超える寄附をいう。
⑦	当社の社外役員としての任期が8年を超える者

なお、上記①～⑦のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示する。

コーポレート・ガバナンスに対する取組

～持続的成長を支える当社のコーポレート・ガバナンス体制～

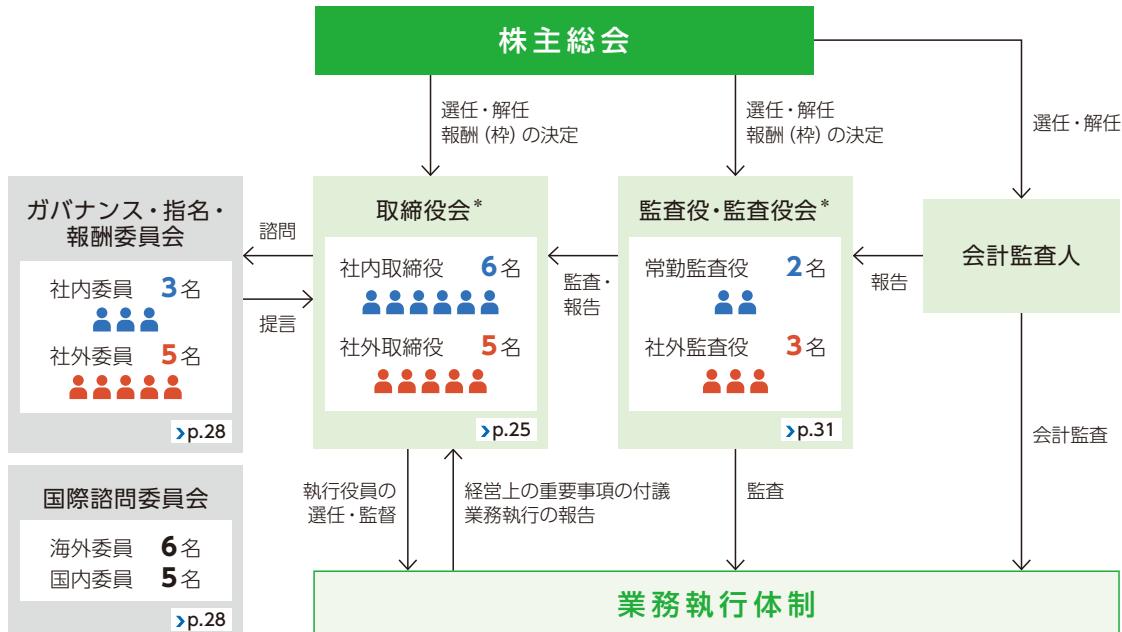
■ 基本方針

『三綱領』(2ページご参照)を企業理念とし、公明正大を旨とする企業活動を通じ、継続的に企業価値の向上を図るとともに、物心共に豊かな社会の実現に貢献することが、株主の皆様やお客様をはじめとする全てのステークホルダーのご期待に応えるものと認識しています。

この実現のため、経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の重要課題とし

ており、監査役制度を基礎として、独立役員の要件を満たす社外取締役・社外監査役の選任や社外役員・社外委員を過半数とする取締役会の諮問機関の設置などにより、経営監督機能を強化するとともに、執行役員制度の導入等による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図るなど、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めています。

■ コーポレート・ガバナンス体制



*本総会の決議事項第2号議案及び第3号議案をご承認いただいた場合の人数を記載しています。

■ 取締役会の実効性向上に向けた取組

社外役員の職務遂行に必要な情報提供・支援を強化し、持続的成長に資するガバナンスの深化を目指しています。

取締役会・取締役会の諮問機関

取締役会

取締役会は、経営上の重要な事項の決定と業務執行の監督を行っており、社内取締役の当社における豊富な業務経験と、社外取締役の実践的、客観的かつ専門的な視点を活かすことにより、適切な意思決定・経営監督の実現を図っています。

ガバナンス・指名・報酬委員会 >p.28

社外役員が過半数を占める取締役会の諮問機関。



7月 10月 1月 3月

2019年度開催実績

2019

● 取締役会 ● 独立社外役員会議 ■ ガバナンス・指名・報酬委員会

4月

5月

6月

7月

8月

9月

社外役員への情報提供・支援

取締役会事前説明会 >p.29

毎回の取締役会に先立ち、経営幹部から議題の内容を説明し、社外役員との質疑応答を行っています。

取締役会懇話会

取締役会以外の場で自由に討議する機会として、全取締役・監査役をメンバーとする取締役会懇話会を隨時開催しています。

独立社外役員会議 >p.29

幅広いテーマについて社外役員間で自由に討議する場として、四半期に1回以上開催しています。



5月 9月 11月 12月 2月

10月

社長業績評価委員会 >p.28 5月

ガバナンス・指名・報酬委員会の下部機関。

国際諮問委員会 >p.28

海外有識者をメンバーとする取締役会の諮問機関。



2020

10月

11月

12月

1月

2月

3月

事業投資先視察 >p.30

毎年、社外役員による国内外の事業現場視察、グループ企業経営執行責任者との対話等を実施しています。

**社外役員と役職員との対話・交流** >p.30

社外役員と経営幹部及びその候補者並びに中堅・若手社員との対話の機会を設定しています。



取締役会の実効性評価

2019年10月ガバナンス・指名・報酬委員会にて審議し^{*}、2019年度は、独立社外役員である齋木取締役及び國廣監査役が中心となり、質問項目の策定、インタビュー、及び回答の分析・評価を行いました。

※外部機関による評価の要否を含め、評価プロセスの妥当性を検証した結果、社外役員主導による評価方式の有効性が確認されたため、昨年度と同様の方式を継続することとなりました。なお、社外役員主導による評価を実施することで客観性と中立性の担保を図っております。

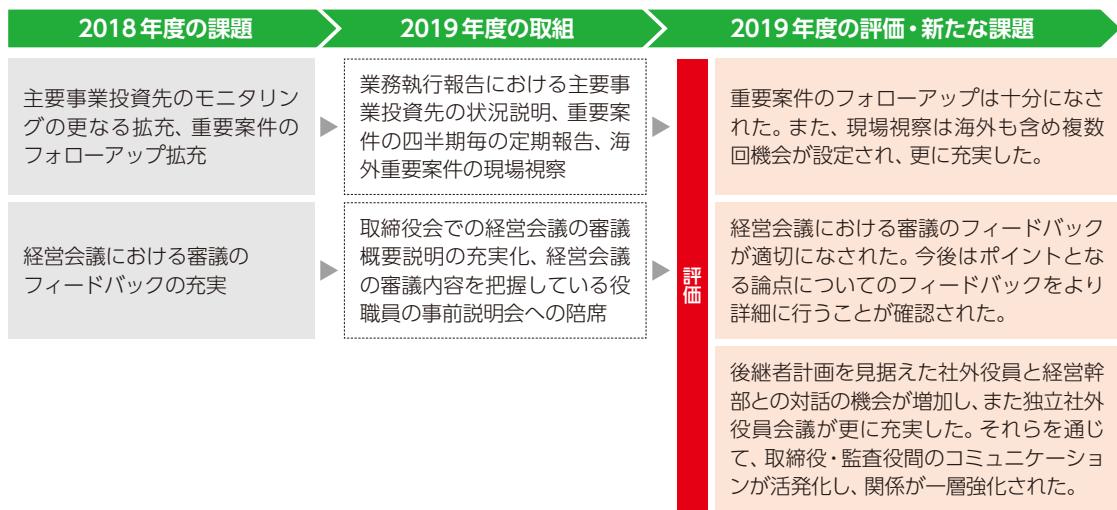
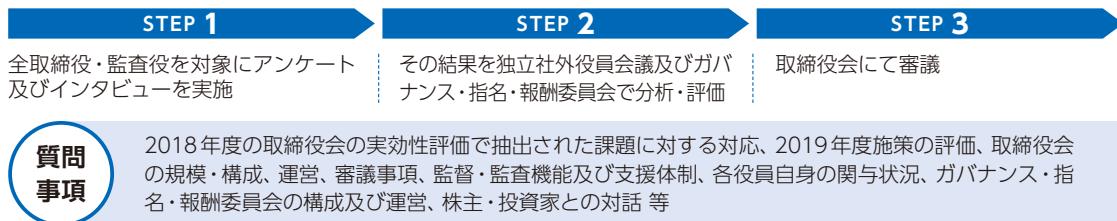


齋木取締役

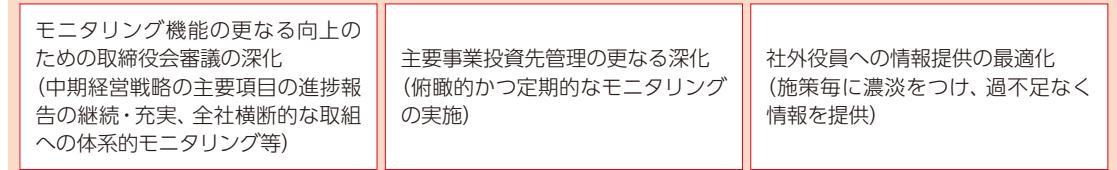


國廣監査役

■ 具体的なプロセス



新たな課題



取締役会の諮問機関

ガバナンス・指名・報酬委員会

社外役員が過半数を占める構成の下、年3回以上開催し、ガバナンス、指名及び報酬に関する事項について審議しています。

■ 委員の構成（※は委員長）

社外委員（5名）

西山 昭彦
社外取締役立岡 恒良
社外取締役秋山 哲恵
社外取締役

社内委員（3名）

齋木 昭隆
社外取締役宮永 俊一
社外取締役内野 州馬
常勤監査役

（注）本総会の決議事項第2号議案をご承認いただいた場合の構成を記載しています。

■ 主な討議テーマ

取締役会及び監査役会の構成、取締役及び監査役の選任方針及び選任案

経営者の要件及びその選解任に関わる基本方針、社長人事案

役員報酬制度の在り方（報酬の決定方針や報酬水準・構成の妥当性など）

取締役会の実効性評価

全委員における社外委員の割合



社長業績評価委員会

ガバナンス・指名・報酬委員会の下部機関。取締役会長及び社外取締役をメンバーとし、社長の業績評価について審議の上、決定しています。なお、社長はメンバーではありません。

国際諮問委員会

政・財・官・学界の様々なバックグラウンドを持つ海外有識者で構成されており、国際的視点に立った提言・助言を行っています。

■ 委員の構成（※は委員長）（2020年6月末時点）

海外委員（6名）

リチャード・アーミテージ大使

ジョセフ・S・ナイ

ラタン・N・タタ

ジョージ・ヤオ

ナイル・フィッツジェラルド・KBE

ハイメ・アウグスト・ゾーベル・デ・アヤラII

■ 主な討議テーマと基調スピーカー（2019年度）

ポピュリズムと
グローバル化の
対立

ナイ委員

地政学の
世界経済への
影響

アーミテージ委員

デジタル化による
新興国の
新たな機会

フィッツジェラルド委員

国内委員（5名）

小林 健* 堀内 威彦
取締役会長 取締役 社長村越 晃
取締役 常務執行役員齋木 昭隆 立岡 恒良
社外取締役 社外取締役

社外役員への情報提供・支援

取締役会事前説明会

取締役会での本質的な審議に資するよう、毎回の取締役会に先立ち、営業・コーポレートの経営幹部から社外役員に対し、担当議題の概要を説明する機会を確保しています。また、説明会の場を利用して、審議の充実化に寄与する情報も適時適切に共有しています。なお、2019年度は合計33時間実施しました。



独立社外役員会議

当社の経営やコーポレート・ガバナンスなどに関する幅広いテーマについて自由に討議し、独立社外役員同士の連携の深化を図るとともに、必要に応じて討議内容を取締役会へ報告しています。

■ 主な討議テーマ（2019年度）

ガバナンス・指名・報酬委員会予定議題について

当社のガバナンス深化に、
社外役員として更なる貢献をするために

取締役会の実効性評価を踏まえた今後の課題



事業投資先視察

三菱商事グループの幅広い事業内容についての理解を深めるため、毎年、社外役員による国内外事業の現場視察、グループ企業経営執行責任者との対話等を実施しています。

2019年8月には、カナダのモントニー・シェールガス生産／開発現場、及びLNGカナダプロジェクト*開発現場を視察しました。現地州政府、市長及び先住民酋長との面談を通して、現地ステークホルダーや自然環境に配慮しながら三価値同時実現を目指す取組状況を確認しました。また、北米三菱シリコンバレー支店がパートナー企業とともに進めるビジネス開発の現場視察も実施しました。

■ 海外事業投資先視察（過去3年間実績）

2019年8月	モントニー・シェールガス生産・開発現場、 LNG カナダプロジェクト開発現場（カナダ）
2018年8月	Cermaq社（ノルウェー）／洋上風力発電施設（北海沖）
2018年4月	大規模複合再開発事業、マンダレー国際空港（ミャンマー）
2017年9月	豪州原料炭事業（オーストラリア）



LNG カナダプロジェクト開発現場視察の様子
(2019年8月)



Cermaq 社サーモン養殖サイト視察の様子
(2018年8月)

*当社、Shell社、マレーシア・中国・韓国の国営エネルギー企業の5社による共同出資事業。日本を含む東アジア諸国向けにLNGを輸出・販売する予定。

社外役員と役職員との対話・交流

対話・交流を通じて、各営業グループCEO・本部長等の経営幹部及び次期経営幹部候補者と社外役員との接点を強化しています。

また、社外役員は、中堅・若手社員との対話の機会を活用し、現場からの情報収集を行っています。



監査役会

監査役会は、会社法等諸法令や定款・諸規程等に基づき、取締役の意思決定の過程や経営執行状況の監査を行う監査役全員で構成されています。常勤監査役は当社における豊富な業務経験に基づく視点から、社外監査役は専門分野における様々な経験と中立的・客観的な視点か

ら、それぞれ監査を行うことによって経営の健全性を確保しています。また、監査役会では、法定事項等を決議することに加え、各監査役に対する重要案件の説明や各監査役による監査活動の状況報告を通じ、情報共有の充実を図っています。

監査役（会）の主な活動状況

1 経営執行責任者との対話

会長、社長、各コーポレート担当役員、各営業グループCEO、営業グループ各本部長・各管理部長及びコーポレートスタッフ部門各部長と、社外監査役を含む全監査役との対話の機会を設けています。

2 重要会議への出席

常勤監査役は、監査役会のほか、取締役会及びガバナンス・指名・報酬委員会、並びに社長室会、事業戦略会議、経営戦略会議等の主要社内経営会議に出席し、必要な意見を述べています。社外監査役は、監査役会への出席に加え、社長室会以下の会議体での審議内容を聴取した上で取締役会に出席し、必要な意見を述べています。

3 往査・視察

2019年度に実施した往査・視察では海外12か国49社、国内10社の三菱商事グループ企業の経営執行責任者、及び、国内外28拠点の全社拠点長と対話をを行い、往査結果を会長、社長、関連の担当役員等へ報告しました。

経営執行責任者との対話回数*

60 回 (48回**)



重要会議への出席回数*

139 回 (30回**)



往査・視察の回数*

87 社/か所 (25社/か所**)



* 2019年度における回数

** 社外監査役1名以上が参加した回数



在インドネシア Donggi Senoro LNG 視察の様子



在豪州 BMA 原料炭鉱山視察の様子

役員報酬制度

基本的な考え方

報酬水準	<ul style="list-style-type: none"> 当社役員の機能・役割、当社業績水準等に応じた水準とする。 業績の達成状況等に応じて、グローバルで競争力を有する水準を実現し、次世代の経営を担う人材の成長意欲を喚起し、組織の活力向上を図る。
報酬構成	<ul style="list-style-type: none"> 業務執行を担う取締役の報酬は、中長期的な企業価値及び株主価値と連動させ、より中長期的な企業価値向上を意識づける構成とする。 経営の監督機能を担う取締役会長及び社外取締役、並びに監査を担う監査役は、独立性を確保するため、固定の月例報酬のみ支給する。
報酬ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> 報酬制度の内容・運用については、社外役員が過半数を占めるガバナンス・指名・報酬委員会にて、継続的に審議・モニタリングしていく。

報酬制度の内容

報酬の項目・構成	業績運動指標(KPI)	報酬の内容	業務執行取締役	取締役会長	社外取締役	監査役
基本報酬	固定 20～50%程度	<ul style="list-style-type: none"> 役位に応じて決定した額を、毎月支給。 	①	①	①	⑤
積立型退任時報酬		<ul style="list-style-type: none"> 毎年一定額を積み立て、役員の退任時に累計額を支給。 	①	—	—	—
加算報酬	変動 25～35%程度	<p>個人業績(単年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社長が各役員の業績を評価し、個人別支給額を決定。 社長の業績評価は、社長業績評価委員会において決定。 	①	—	—	—
業績運動賞与(短期)	35%程度	<p>連結当期純利益(単年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該事業年度の連結当期純利益が、企業価値の向上につながる利益水準(株主資本コスト)を上回る場合、業績に連動して支給額が変動。 株主資本コストを下回る場合、不支給。 	②	—	—	—
業績運動賞与(中長期)	変動 中長期 25～45%程度	<p>連結当期純利益(中長期)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該事業年度以降の3事業年度の連結当期純利益の平均値が、3事業年度に係る株主資本コストの平均値を上回る場合、業績に連動して支給額が変動。 株主資本コストの平均値を下回る場合、不支給。 	③	—	—	—
中長期株価運動型株式報酬		<p>株価／株式成長率(中長期)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新株予約権は、割当から3年間は行使不可とし、当該3年間を業績評価期間とする。評価期間中の当社株式成長率(当社株主総利回り(TSR)を、同期間中の東証株価指数(TOPIX)の成長率で除して算出)に応じ、権利行使可能となる新株予約権の数が変動。 在任中は株式を保有することを基本方針とし、各役位の基本報酬の300%程度に相当する価値の株式数を超えるまでは売却を制限。 	④	—	—	—

(注) 表中①～⑤は、各報酬項目を対象とする報酬枠の番号を示しており、詳細は次ページをご参照ください。

(百万円未満切捨て)

枠の種類	枠の内容	報酬総額(注2)(2019年度)
取締役報酬枠 (注1)	基本報酬、積立型退任時報酬及び加算報酬を対象として、年額15億円以内(うち、社外取締役に対する基本報酬を対象として、年額1.8億円以内)	13.72億円 (うち、社外1.40億円)
	業績連動賞与(短期)を対象として、当該事業年度の連結当期純利益の0.06%の範囲内(年額)	1.64億円
	業績連動賞与(中長期)を対象として、当該事業年度以降の3事業年度の連結当期純利益の平均値の0.06%の範囲内(年額)	1.64億円
	中長期株価運動型株式報酬を対象として、年額6億円以内(ただし、年間の株式数の上限は400,000株)	4.63億円 (株式数は278,500株)
監査役報酬枠 (注1)	監査役に対する基本報酬を対象として、年額2.5億円以内	2.25億円 (うち、社外0.59億円)
合 計		23.91億円

(注1) 平成30年度定時株主総会において決議しています。

(注2) 取締役及び監査役の報酬等の詳細(総額及び対象人数)は、59ページをご参照ください。

業績連動報酬の算定方法(2019年度)

1 業績連動賞与(短期)

① 総支給額の上限

a. 6億円、b. 以下②で定める個別支給額の最大支給額合計のいずれか少ない額

② 個別支給額

社長	(連結当期純利益 - 4,400億円) × 0.025% + 0.35(億円)
常務執行役員	(連結当期純利益 - 4,400億円) × 0.0075% + 0.105(億円)

※株主資本コストを下回る場合は支給額は0とする。

なお、2019年度に係る株主資本コストは、4,400億円。

■ 役位別の大支給額及び合計

役位	最大支給額	員数	計
社長	175百万円	1名	175百万円
常務執行役員	52.5百万円	6名	315百万円
合 計	7名	490百万円	

2 業績連動賞与(中長期)

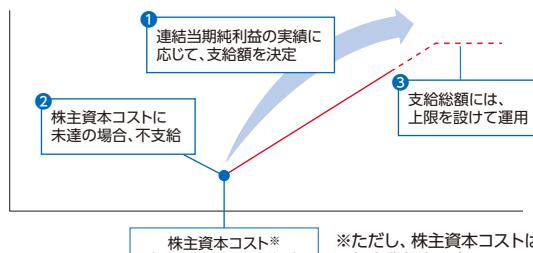
① 総支給額の上限

業績連動賞与(短期)と同じ

② 個別支給額

社長	(3事業年度の連結当期純利益の平均値 - 4,400億円) × 0.025% + 0.35(億円)
常務執行役員	(3事業年度の連結当期純利益の平均値 - 4,400億円) × 0.0075% + 0.105(億円)

※3事業年度に係る株主資本コストの平均値を下回る場合は支給額は0とする。



3 中長期株価連動型株式報酬

① 総支給額の上限

年額6億円以内。ただし、年間の株式の上限は400,000株(新株予約権4,000個)とする。

② 新株予約権の行使の条件

株価条件^{*}としての当社株式成長率に応じて、新株予約権の全部又は一部を行使できるものとする。

※株価条件

■ 役位別の権利行使可能となる新株予約権の数

役位ごとの新株予約権の当初割当数(2019年4月1日時点の役位に基づく)×権利確定割合

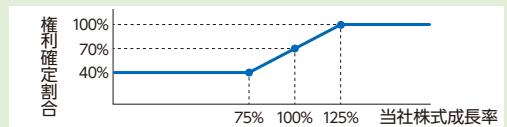
■ 役位別の中長期割当数

社長	105,100株 (1,051個)
----	-------------------

常務執行役員	28,900株 (289個)
--------	----------------

■ 権利確定割合

権利確定割合は、割当日から3年間の当社株式成長率に応じて以下のとおり変動。



■ 当社株式成長率

当社株式成長率
= 当社TSR [3年] ÷ TOPIX成長率 [3年]

報酬支給割合のイメージ

基本報酬 積立型退任時報酬 加算報酬 業績連動賞与(短期) 業績連動賞与(中長期) 中長期株価連動型株式報酬

← 固定(約50%) → 变動(約50%) →
中長期(約25%)

連結当期純利益
株主資本コスト
未達成時

※業績連動賞与(短期)及び業績連動賞与(中長期)は不支給

← 固定(約40%) → 变動(約60%) →
中長期(約30%)

連結当期純利益
株主資本コスト
達成時

← 固定(約30%) → 变動(約70%) →
中長期(約40%)

連結当期純利益
6,000億円
達成時

← 固定(約20%) → 变動(約80%) →
中長期(約45%)

最大額支給時

上記の図は、一定の当社連結業績及び当社株価をもとに算出した割合のイメージであり、当社連結業績の変動、株式市場の状況等により、上記割合は変動します。

報酬ガバナンス

取締役の報酬の決定方針や、報酬額（実支給額）の決定にあたっては、ガバナンス・指名・報酬委員会で審議の上、取締役会で決定するプロセスを経ることとしています。

報酬額（実支給額）の決定に際し、加算報酬を除く、取締役の各報酬の支給総額及び個人別支給額は、平成30年度定時株主総会で決議された各報酬の報酬枠の範囲内で、取締役会の決議により決定しています。

定性評価を含む個人業績評価に基づいて支給額を決定する加算報酬については、業務執行を担う取締役に対して、毎年、取締役会から委任を受けた社長が、当該事業年度の各役員の

業績評価を行い、その結果を反映して、個人別支給額を決定しています。社長自身の業績評価は、ガバナンス・指名・報酬委員会の下部機関であり、同委員会の委員長である取締役会長及び委員である社外取締役をメンバーとする社長業績評価委員会において決定しています。

業績評価結果については、客觀性・公正性・透明性を担保する観点から、取締役会に報告しています。

監査役の報酬の総額及び個人別支給額については、平成30年度定時株主総会で決議された監査役報酬枠の範囲内で、監査役の協議を経て決定しています。

詳細については、統合報告書2019をご覧ください。



上場株式の取得・保有・縮減の考え方

当社では、事業機会の創出や取引・協業関係の構築・維持・強化のための手段の一つとして、保有目的が純投資目的以外の株式を取得・保有する場合があり、これらを取得する際には、社内規程に基づき取得意義や経済合理性の観点を踏まえ取得是非を判断するとともに、取得後は定期的に保有継続の合理性を検証し、保有意義が希薄化した銘柄については縮減を進めています。2019年度は約0.1兆円（時価ベース）売却し、前年度比で約1割縮減しました。

[個別銘柄の保有方針の検証方法]

当社が保有する全ての上場株式について、毎年、取締役会で経済合理性と定性的保有意義の両面から検証しています。

経済合理性は、個別銘柄毎に時価に対する当社の目標資本コスト（加重平均資本コスト）に比べ配当金・関連取引利益等の関連収益が上回っているか否かを確認しています。

定性的保有意義は所期の保有目的の達成・進捗状況等を確認しています。

以上

2019年度事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

■ 事業の概況

●三菱商事グループの事業概要等

事業内容

三菱商事グループは、国内外のネットワークを通じて、生活、モビリティ・インフラ、エネルギー・電力といった各種産業分野において、川上の天然資源開発から川中での多種多様な商品の売買や製造、川下でのコンシューマー向け商品・サービスの提供を行うほか、金融・物流事業といったサービス分野を含めて全産業を俯瞰する総合力を活かした新しいビジネスモデルや新技術の事業化、新たなサービスの開発・提供など、広範な分野で多角的に事業を展開しています。

連結業績

1. 概況

2019年度の収益は、石油化学事業における取引数量の減少や市況下落に伴う販売価格下落の影響などにより、前年度を1兆3,241億円(8%)下回る14兆7,797億円となりました。

売上総利益は、豪州原料炭事業における市況下落や生産コストの上昇、原油デリバティブ取引関連の損失等により、前年度を1,987億円(10%)下回る1兆7,891億円となりました。

販売費及び一般管理費は、前年度からほぼ横ばいの1兆4,312億円となりました。

有価証券損益は、電力事業や食品産業事業における関係会社株式の売却益、評価益等により、前年度を470億円(236%)上回る669億円となりました。

固定資産除・売却損益は、前年度に計上した資源関連資産に係る売却益の反動等により、前年度を442億円下回る1億円の損失となりました。

固定資産減損損失は、前年度に計上した探鉱開発資産に係る減損損失の反動等により、前年

度から109億円(25%)改善し329億円となりました。

その他の損益は、為替関連損益の変動等により、前年度から57億円(29%)悪化し、256億円の損失となりました。

金融収益は、資源関連投資先からの受取配当金の減少等により、前年度を257億円(13%)下回る1,733億円となりました。

持分法による投資損益は、三菱自動車工業(株) あて投資の減損による減少があったものの、前年度に計上した千代田化工建設(株)の工事損益悪化等による一過性損失や、チリ鉄鉱石事業における一過性損失の反動などにより、前年度を420億円(31%)上回る1,793億円となりました。

この結果、税引前利益は、前年度を2,029億円(24%)下回る6,489億円となりました。

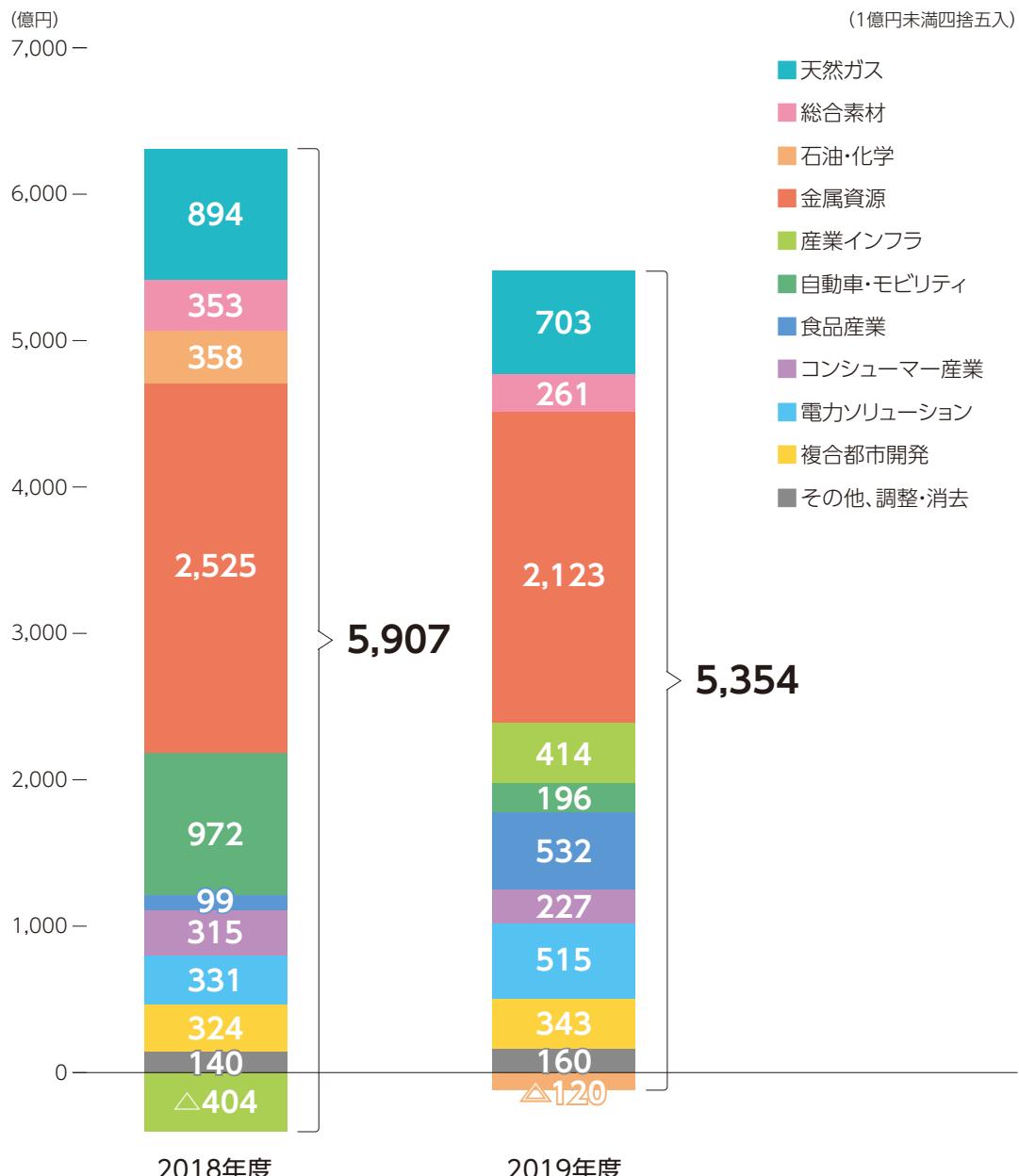
以上の結果、当期純利益は、前年度を553億円(9%)下回る5,354億円となりました。

(注) 1. 2019年度事業報告は、国際会計基準に基づき作成しています。

2. 事業報告における「当期純利益」(連結)は、「非支配持分を除く、当社の所有者に帰属する当期純利益」を表しています。

2. セグメント別の状況

■ セグメント別当期純利益（純損失）

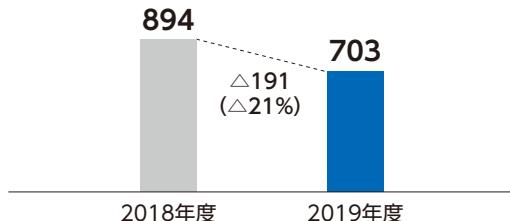




天然ガスグループ

天然ガスグループは、北米、東南アジア、豪州、ロシア等において、天然ガス・原油の生産・開発事業、液化天然ガス（LNG）事業等を行っています。

■ 当期純利益の推移（単位：億円）



【主な変動要因】

- 〈増加〉・前年度に計上した資産入替に伴う一過性損失の反動
- 〈減少〉・LNG関連事業における持分利益の減少
・北米シェールガス事業における一過性損失

TOPICS

LNGカナダプロジェクトを推進

2018年10月に最終投資決定を行ったLNGカナダプロジェクトを、2020年代中頃の生産開始に向けてパートナーと共に推進しております。カナダ初の大型LNG事業となるこのプロジェクトは、年間1,400万トンの生産能力（当社の持分比率は15%）を持つ天然ガス液化設備をブリティッシュ・コロンビア州キティマットに建設し、西カナダの雇用拡大・経済発展へ寄与するとともに、アジア向けを中心に環境負荷の低いLNGを供給します。



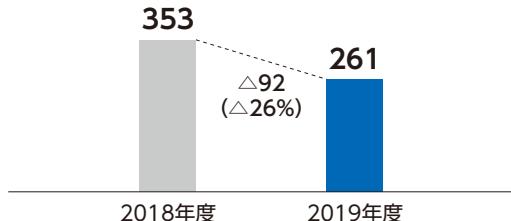
プロジェクト完成予想図



総合素材グループ

総合素材グループは、自動車・モビリティや建設・インフラなどの対面業界において、炭素、鉄鋼製品、機能素材等多岐にわたる素材の販売取引、事業開発、事業投資を行っています。

■ 当期純利益の推移（単位：億円）



【主な変動要因】

- 〈減少〉・鉄鋼製品事業における持分利益の減少
・炭素事業における取引利益の減少

TOPICS

豪州で硅砂採掘事業を展開

Cape Flattery Silica Mines（当社100%出資、在豪州）は、ガラス等の原料となる高品位硅砂の採掘・製造を行う世界最大級の硅砂鉱山。当社は独自の物流・販売ネットワークを活かし、同社から出荷された硅砂の輸送・販売も手掛けており、一貫したサプライチェーンを構築しています。同社は日本をはじめとするアジア各国に向け年間約300万トンの硅砂を出荷しており、今後も自然環境の保全、地域との共生に努めながら、堅調な需要拡大が見込まれる同市場において硅砂の安定供給を果たしていきます。



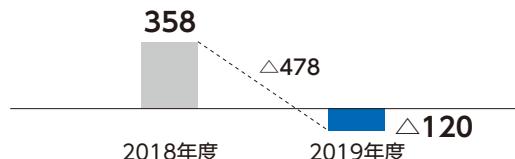
Cape Flattery Silica Mines鉱山での硅砂の採掘



石油・化学グループ

石油・化学グループは、原油、石油製品、LPG、エチレン、メタノール、塩、アンモニア、プラスチック、肥料等幅広い石油・化学関連分野において、販売取引、事業開発、投資等を行っています。

■ 当期純利益(純損失)の推移 (単位: 億円)



【主な変動要因】

- （減少）・シンガポールの原油・石油製品トレーディング会社における原油デリバティブ取引関連の損失 343億円を「原価」等に計上したこと
- ・石油化学事業における持分利益の減少

TOPICS

循環型 PET 製造事業に参画

2020年1月、台湾のポリエステル繊維・PET樹脂製造大手、新光合成纖維股份有限公司(新光)傘下の飲料ボトル用PET樹脂製造企業、Thai Shinkong Industry Corporation Ltd. (在タイ)の第三者割当増資を引受け、出資比率を34%へ引き上げることに合意しました。世界的な循環型社会への移行要請が高まる中、新光の技術力・知見を活用したリサイクルPET樹脂の製造への参画を通じて、「持続可能な調達・供給の実現」に向けた取組を強化していきます。



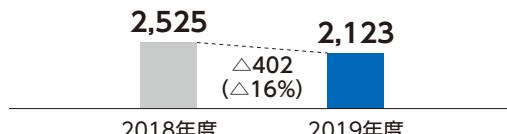
Thai Shinkong Industry Corporation Ltd.の新工場建設予定地



金属資源グループ

金属資源グループは、原料炭、銅、鉄鉱石、アルミ等の金属資源への投資・開発等を通じて事業経営に携わるとともに、グローバルネットワークを通じた鉄鋼原料、非鉄原料・製品における質の高いサービスや機能を活かし、供給体制を強化しています。

■ 当期純利益の推移 (単位: 億円)



【主な変動要因】

- （増加）・チリ銅事業再編に伴う一過性利益 767億円を「法人所得税」に計上したこと
- ・前年度に計上したチリ鉄鉱石事業における減損損失の反動
- （減少）・豪州原料炭事業における事業収益の減少
- ・海外製錬事業における減損損失

TOPICS

世界的に優位性の高い銅事業を展開

金属資源グループでは、新興国でのインフラ需要や電気自動車の普及などにより今後も需要増加が見込まれる銅を、原料炭と共に収益の柱と位置付け、資源量、品位、拡張余力等で世界的に優位性の高い銅鉱山の操業、開発を行っています。鉱山経営に当たっては、再生可能エネルギーや海水を淡水化した水資源の有効活用に加え、地域社会との共生を目指した取組も進めており、今後も銅の安定供給に貢献すると同時に、環境価値・社会価値の向上に努めています。



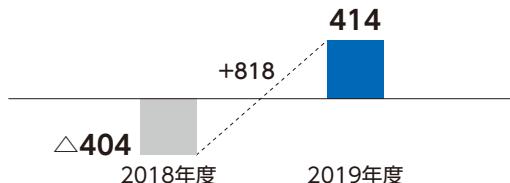
当社が出資するEscondida (在チリ)：世界屈指の大型銅事業



産業インフラグループ

産業インフラグループは、エネルギーインフラ、産業プラント、工作機械、農業機械、鉱山機械、エレベーター、エスカレーター、船舶、宇宙航空関連機器等幅広い分野における事業、関連する取引等を行っています。

■ 当期純利益(純損失)の推移 (単位: 億円)



【主な変動要因】
〈増加〉・前年度に計上した千代田化工建設(株)関連一過性損失の反動

TOPICS

千代田化工建設(株)の再生支援

2008年に千代田化工建設(株)が実施した第三者割当増資を引受け、同社を持分法適用会社とし、経営支援・営業支援を行ってきました。2019年5月には同社の財務体質強化要請に応える形で、当社として再生支援を行う事を決定し、同年9月に同社は当社の会計上の連結子会社となりました。同社の経営・リスクマネジメント体制の強化に向け、当社より人材派遣も行っており、当社の強みである事業経営力と同社の強みである技術力を結集し、同社の再生に全力で取り組んでいきます。



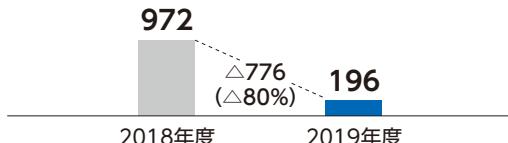
千代田化工建設(株)の
グローバル本社



自動車・モビリティグループ

自動車・モビリティグループは、乗用車・商用車の販売や販売金融を中心に、生産、アフターセールスも含め一連のバリューチェーン事業に深く関与しています。また、ヒトやモノの移動に関する課題を解決するモビリティ関連事業に取り組んでいます。

■ 当期純利益の推移 (単位: 億円)



【主な変動要因】
〈減少〉・三菱自動車工業(株)あて投資の減損損失
・持分法投資先及びアジア自動車事業における持分利益の減少

TOPICS

タイにて新型ピックアップトラック「All New Isuzu D-MAX」販売開始

2019年10月、タイにおけるいすゞ自動車(株)製品の輸入・販売総代理店であるTri Petch Isuzu Sales Co., Ltd. (当社88.73%出資)を通じて、同国にて8年ぶりのフルモデルチェンジとなる新型ピックアップトラック「All New Isuzu D-MAX」の販売を開始しました。引き続き高いピックアップトラック需要が見込まれるタイで更なる事業拡大を図るとともに、同国の経済発展に貢献していきます。



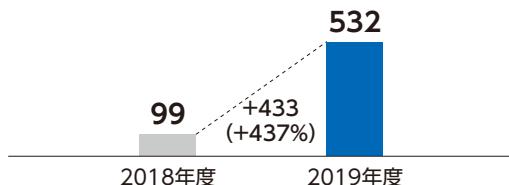
フルモデルチェンジした「All New Isuzu D-MAX」



食品産業グループ

食品産業グループは、食糧、生鮮品、生活消費財、食品素材等の「食」に関わる分野で、原料の生産・調達から製品製造に至るまでの幅広い領域において、販売取引、事業開発等を行っています。

■ 当期純利益の推移 (単位: 億円)



【主な変動要因】

- 〈増加〉・前年度に計上した海外食品原料事業における減損損失の反動
- ・海外食品事業における一過性利益

TOPICS

鮭鱒養殖事業におけるDXの推進

ノルウェー・チリ・カナダにおいて鮭鱒養殖事業を行う Cermaq Group AS (当社 100% 出資) は、ノルウェーにおいて画像認識技術を応用し、水中にいる魚の健康状態や体重などを個体ごとに識別・管理する新たな養殖技術の検討を進め、政府より本技術を利用した実証実験を行う許可を得ました。個体ごとの状態管理、重量による選別等を通じて生産性を向上させるとともに、アニマルウェルフェア(動物福祉)の改善や薬剤等の使用量減少といった環境負荷の低減を見込んでいます。



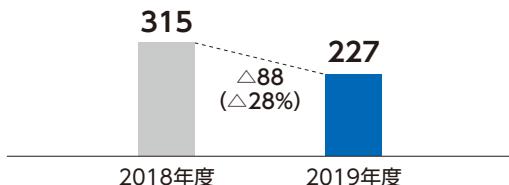
鮭鱒養殖サイト



コンシューマー産業グループ

コンシューマー産業グループは、リテイル、アパレル・S.P.A.、ヘルスケア、食品流通・物流、タイヤ、コンシューマーマーケティング、紙・パッケージングの各領域において、商品・サービスの提供、事業開発等を行っています。

■ 当期純利益の推移 (単位: 億円)



【主な変動要因】

- 〈減少〉・CVS 事業における不採算店舗の閉鎖増
- ・物流事業における前年度の倉庫売却益の反動に伴う持分利益の減少

TOPICS

ネットとリアルを融合した新たな消費体験の創造

2019年12月、KDDI (株)、(株)ローソン (当社 50.12%出資)、及び(株)ロイヤリティ マーケティング (当社 22.37%出資)と共に、ネットとリアルを融合した新たな消費体験の創造に向けた事業連携に合意しました。消費社会の構造はインターネットを通じたお客さまとの接点の増加により大きく変化しています。こうした変化に対応し、お客さまへ持続的に価値を提供していくため、快適で利便性・持続性の高い消費体験の創造に4社で取り組んでいきます。



4社による事業連携を発表



電力ソリューショングループ

電力ソリューショングループは、国内外の産業の基盤である電力関連事業における幅広い分野に取り組んでおります。具体的には、発・送電事業、電力トレーディング・小売事業や発送電設備販売に加え、リチウムイオン電池の製造や、無電化地域の分散電源事業等の電池サービス事業、水素エネルギー開発などを行っています。

■ 当期純利益の推移 (単位: 億円)



【主な変動要因】
〈増加〉・Eneco Groep N.V.子会社化に伴う評価益

TOPICS

オランダ総合エネルギー事業会社を買収

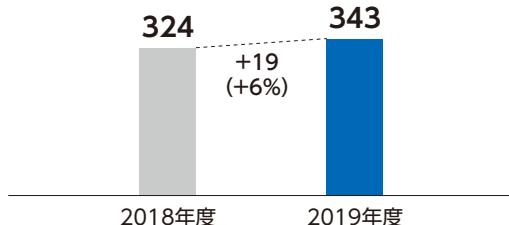
2020年3月、中部電力(株)と共同で設立したDiamond Chubu Europe B.V.(当社80%出資、在オランダ)を通じて、欧州で再生可能エネルギー開発とデジタル技術を活用した顧客重視の小売事業を中心に総合エネルギー事業を展開するEneco Groep N.V.を買収しました。同社の技術力とノウハウを活用し、欧州内外での再生可能エネルギー開発を更に加速させ、低炭素化社会への移行や地球環境保全への貢献を目指します。



複合都市開発グループ

複合都市開発グループは、都市開発・不動産、企業投資、リース、インフラ等の分野において、開発事業、運用・運営事業を行っています。

■ 当期純利益の推移 (単位: 億円)



【主な変動要因】
〈増加〉・国内不動産事業における物件売却益の増加

TOPICS

ジャカルタ首都圏東部の都市開発事業

インドネシアの首都ジャカルタ東部のブカシ県で、現地デベロッパーのPT Vasanta Indo Propertiと共に約6,400戸の分譲住宅を中心とした都市開発事業を推進しています。ジャカルタ首都圏の慢性的な交通渋滞を解消すべく、政府主導で交通インフラの整備が進む中、利便性の高い立地特性を活かした、快適なまちづくりに取り組んでいます。今後も、当社の総合力や世界各地で培った不動産開発に係るノウハウを活かし、まち全体の付加価値を高める都市開発事業を開拓していきます。



連結財政状態

1. 資産及び負債・資本の状況

2019年度末の総資産は、前年度末より1兆5,169億円(9%)増加し、18兆497億円となりました。

流動資産は、前年度末より1,015億円(1%)減少し、6兆9,374億円となりました。これは、石油化学事業における取引数量の減少等に伴い営業債権及びその他の債権が減少したこと等によるものです。

非流動資産は、前年度末より1兆6,184億円(17%)増加し、11兆1,123億円となりました。これは、IFRS第16号「リース」の適用に伴い使用権資産が増加したことや、千代田化工建設(株)及びEneco Groep N.V.子会社化等に伴い無形資産及びのれんが増加したことなどによるものです。

負債は、前年度末より1兆9,369億円(20%)増加し、11兆8,328億円となりました。

流動負債は、前年度末より1,926億円(4%)増加し、5兆3,463億円となりました。これは、IFRS第16号「リース」の適用に伴いリース負債が増加したことや、貴金属リース取引において価格上昇に伴いその他流動負債が増加したことなどによるものです。

2. キャッシュ・フローの状況

2019年度末の現金及び現金同等物の残高は、前年度末より1,622億円増加し、1兆3,228億円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動により資金は8,497億円の増加となりました。法人所得税や利息の支払いなどがありましたが、営業収入や配当収入などにより資金が増加したものです。

非流動負債は、前年度末より1兆7,443億円(37%)増加し、6兆4,865億円となりました。これは、主にIFRS第16号「リース」の適用に伴いリース負債が増加したことや、新規資金調達に伴い社債及び借入金が増加したことなどによるものです。

資本合計は、前年度末より4,200億円(6%)減少し、6兆2,169億円となりました。

当社の所有者に帰属する持分は、前年度末より4,688億円(8%)減少し、5兆2,274億円となりました。これは、連結純利益の積み上がりにより利益剰余金が増加した一方で、豪ドル及び米ドル安進行による在外営業活動体の換算差額の減少や自己株式の取得、配当の支払いにより利益剰余金が減少したことなどによるものです。

非支配持分は、前年度末より488億円(5%)増加し、9,895億円となりました。

有利子負債総額から現金及び現金同等物や定期預金を控除したネット有利子負債(リース負債除く)は、前年度末より6,127億円(16%)増加し、4兆3,363億円となりました。

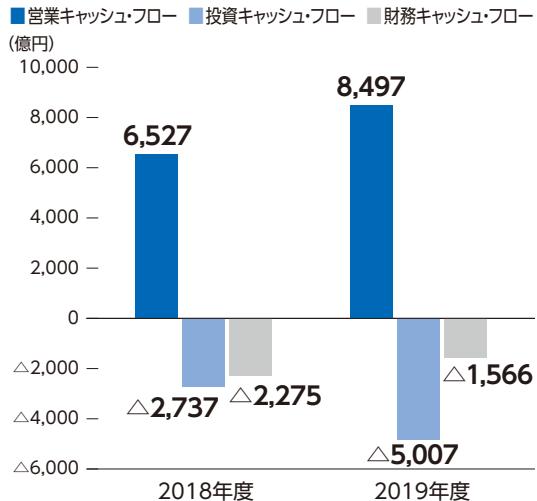
投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により資金は5,007億円の減少となりました。上場有価証券や関連会社への投資の売却などによる収入がありましたが、Eneco Groep N.V.の株式取得や、設備投資、関連会社への投資や融資などによる支出により資金が減少したものです。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動により資金は1,566億円の減少となりました。資金調達を行いましたが、自己株式の取得やリース負債の返済、配当金の支払いなどにより資金が減少したものです。

配当は持続的な利益成長に合わせて増配していく「累進配当」を行う方針としています。自己株式の取得は、『中期経営戦略2018』期間中のキャッシュ・フローや適切な資本水準などを考慮の上、資本効率の向上を図るために実施したもので、負債による資金調達は、流動性と財務健全性の観点で適切な水準を維持する方針としています。



設備投資等の状況

2019年度における重要な設備投資等はありません。

資金調達の状況

三菱商事グループは、資金調達の主要な手段として機動的に社債を発行しています。

2019年度、当社は総額5.4億米ドル(約588億円)のドル建て普通社債を発行しました。

また、Mitsubishi Corporation Finance PLC(当社100%出資、在英国)はEuro Medium Term Note Programmeに基づく215億円相当の外貨建て社債を発行しました。

重要な企業結合等の状況

●千代田化工建設(株)の株式の取得

当社は、総合エンジニアリング事業を展開する千代田化工建設(株)の第三者割当増資を引受け、普通株式へ転換可能なA種優先株式を取得し、同権利の行使に必要となる許認可も取得しました。その結果、全てのA種優先株式を普通株式に転換した場合の当社の議決権比率は33.57%から82.06%となり、会計上、同社は当社の連結子会社となっております。

●Eneco Groep N.V.の株式の取得

当社は、中部電力(株)と共同で設立したDiamond Chubu Europe B.V.(当社80%出資、在オランダ)を通じて、オランダ総合エネルギー事業会社Eneco Groep N.V.の株式を100%取得し、同社は当社の連結子会社となっております。なお、同社を連結子会社化したことにより、当社の欧州電力事業を行う連結子会社と同社との共同出資会社の一部も当社の連結子会社となっております。

●業績及び財産の状況の推移

連結

三菱商事グループの業績及び財産の状況の推移^(注1)

(単位:百万円)

項目＼年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
収益 ^(注2)	6,425,761	7,567,394	16,103,763	14,779,734
当期純利益 (当社の所有者に帰属)	440,293	560,173	590,737	535,353
当社の所有者に帰属する持分	4,917,247	5,332,427	5,696,246	5,227,359
総資産	15,753,557	16,036,989	16,532,800	18,049,661
基本的1株当たり当期純利益 (当社の所有者に帰属)	277.79円	353.27円	372.39円	348.50円
ROE	9.3%	10.9%	10.7%	9.8%

(百万円未満四捨五入)

(注1) 上記の表は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準に準拠して作成しています。

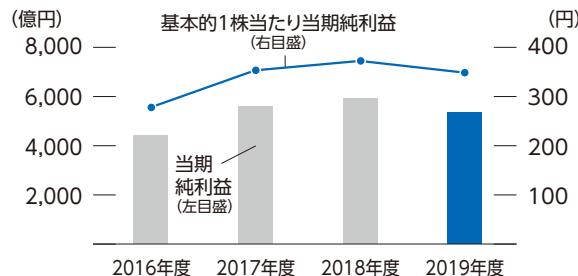
(注2) 2018年度より、IFRS第15号を適用して収益を認識しています。

三菱商事グループ(連結)

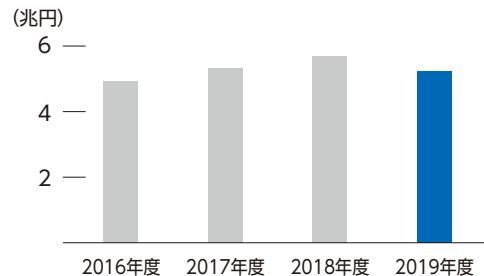
収益の推移



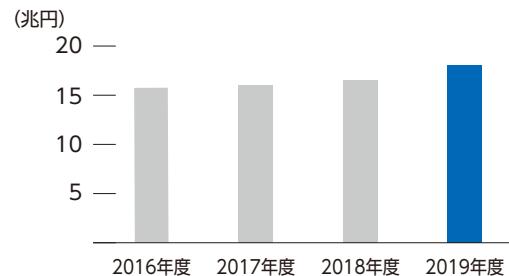
当期純利益及び基本的1株当たり当期純利益の推移



当社の所有者に帰属する持分の推移



総資産の推移



単体

三菱商事の業績及び財産の状況の推移

(単位:百万円)

項目\年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
売上高(注1)	5,216,706	5,233,193	—	—
収益(注1)	—	—	2,497,837	1,737,893
当期純利益	127,805	364,143	396,117	364,663
純資産(注2)	2,410,021	2,688,097	2,828,602	2,566,871
総資産(注2)	7,433,705	7,383,315	7,429,597	7,521,438
1株当たり当期純利益	80.63円	229.64円	249.70円	237.36円
1株当たり配当金(注3)	80円	110円	125円	132円 (うち中間配当64円)

(百万円未満切捨て)

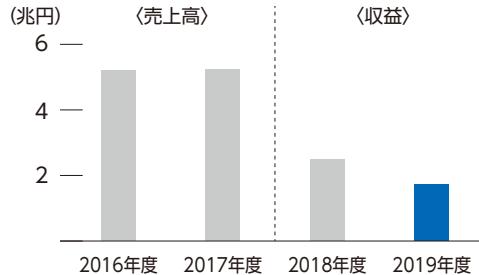
(注1) 2018年度より、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」を早期適用したことを契機に、損益計算書の表示科目を「売上高」から「収益」に変更しました。「売上高」は、全ての取引の対価を総額で表示するのに対し、「収益」は、代理人として行う取引においては対価の純額又は手数料相当を表示します。

(注2) 2018年度より、企業会計基準第28号「税効果会計に係る会計基準」の一部改正及び企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」を適用しており、2017年度の金額は遡及適用後の金額を記載しています。

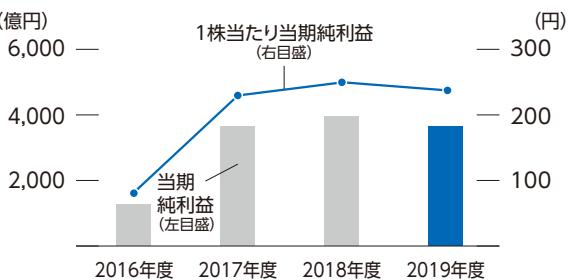
(注3) 2019年度の期末配当は、1株につき68円として、令和元年度定期株主総会に付議します(7ページご参照)。

三菱商事(単体)

売上高／収益の推移



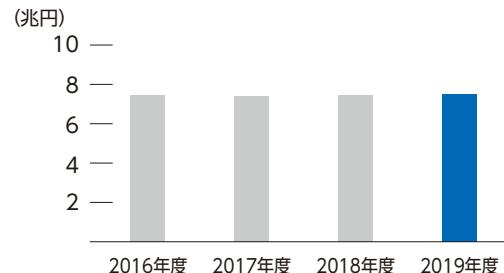
当期純利益及び1株当たり当期純利益の推移



純資産の推移



総資産の推移



●三菱商事グループの対処すべき課題

『中期経営戦略 2021』～事業経営モデルによる成長の実現～

当社は、2018年11月に、2019年度から始まる3か年の経営の指針として『中期経営戦略 2021』を策定しました。

米国と中国の覇権を巡る対立等による地政学的力学の変化に加え、デジタル技術の進化やプラットフォーマーの台頭による“第4次産業革命”ともいえるビジネスモデル変革の潮流を踏まえて、持続的な事業成長を目指すための、経営方針となります。

「事業ポートフォリオ」「成長メカニズム」「人事制度改革」「定量目標・資本政策」の4項目から構成される中期経営計画により、事業経営モデルによる三価値同時実現^{*}を前提とした成長を実現します。

※事業を通じた「経済価値」「社会価値」「環境価値」の同時実現

『中期経営戦略 2021』の進捗

2019年度は、世界経済の減速に、新型コロナウイルス感染急拡大の影響が加わる厳しい事業環境の中で、資産入替や、顧客基盤につながる「川下」領域、IT・物流等の「サービス」分野での取組を着実に進めました。

1	事業ポートフォリオ	<ul style="list-style-type: none"> 事業ポートフォリオは資産入替が進み環境悪化への耐性を堅持 「川下」領域や「サービス」分野での取組も進捗 <ul style="list-style-type: none"> – 欧州総合エネルギー事業会社Eneco社買収等で「川下」領域を拡充 – 位置情報サービス大手HERE社への出資合意等、「サービス」分野での取組が進捗
2	成長メカニズム	<ul style="list-style-type: none"> 事業価値向上による循環型成長モデルとROEの維持向上 <ul style="list-style-type: none"> – 海外発電資産の売却等、事業価値向上後の資産入替を着実に実行 事業構想とデジタル戦略の強化 <ul style="list-style-type: none"> – デジタル・トランスフォーメーション(DX)を構想から実行ステージに移行 <ul style="list-style-type: none"> NTTとの業務提携、全社横断の産業DXタスクフォース組成により推進
3	人事制度改革	<ul style="list-style-type: none"> 経営力の高い人材の継続的な輩出を目指す新人事制度の運用を開始 社員の成長と会社の発展が一体となる評価・報酬制度を導入済
4	定量目標・資本政策	<ul style="list-style-type: none"> 2019年度業績5,354億円、2020年度業績見通しは未定 財務規律に基づく資本政策の下で累進配当を継続 <ul style="list-style-type: none"> – 配当は2019年度132円、2020年度見通し134円

外部環境変化

- 世界経済が減速する中で、新型コロナウイルスの感染が急拡大。油価も急落し、経済活動は需要と供給のダブルショックを受け急速に収縮
- 米中の覇権を巡る対立や各国の自国主義など、地政学的な不確実性が高まる中、グローバリゼーションの在り方が従来の効率化追求から変化する可能性
- 技術の進化や人々の価値観の変化などにより、デジタル化は国境・産業を越え、柔軟かつ双方向な連携を支えるインフラとして不可欠な要素となる見込み

新型コロナウイルス感染症による当社事業への影響

現時点では、新型コロナウイルスの感染収束の目途がたたない状況が続いているが、現段階での営業グループの各事業に対する主な影響は次のとおりとなっています。

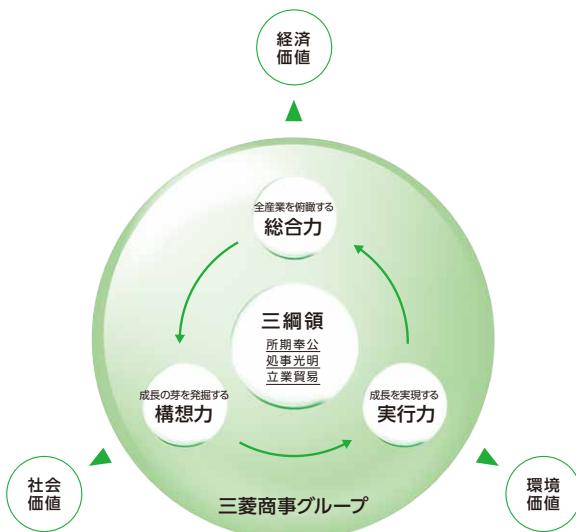
各事業への影響		
市況悪化	天然ガス	原油価格に連動して販売しているLNG価格の下落。油価が反映されるまでに半年間のタイムラグ有り。
	金属資源	金属資源需要の減少と価格下落。コロナ収束に伴い、需要・価格共に回復する見込み。また、鉱山操業も正常化。
・影響が大きいグループ：世界的な移動制限、ロックダウン等による需要減少のインパクトが大きい		
需要減	自動車・モビリティ	世界的な自動車需要の低迷（販売台数減少、工場の減産・操業停止）。コスト削減、コロナ収束後の販促策を検討。
	産業インフラ	プラント工事進捗遅延、レンタル需要低迷等の可能性。影響を最小化するための打ち手を検討。
の減退意欲	総合素材	鉄鋼製品等の需要が減少。 産業の基礎素材であるため、経済活動の回復に伴い回復する見込み。
	・影響が限定的なグループ：ライフライン系の需要を取り込んでおり比較的安定している	
	コンシューマー産業	タイヤの取引量減等の影響はあるが、生活必需品を扱う食品スーパー等のライフライン系事業は底堅い。
	食品産業	全般的に取引量減の影響はあるが、食料を扱っているため全体の中では下げ幅が限定的。
	石油・化学	石油・化学製品の需要減。 日用品の包装材や合成繊維などの製品群の需要は、コロナ収束に伴い回復見込み。
	複合都市開発	住宅や商業施設などの売却進捗が遅延する可能性。 一方、データセンターや物流施設などのテナントニーズは底堅い。
	電力ソリューション	発電資産の建設遅延や売却の進捗など。電力事業はライフライン的側面もあり、業績への影響は限定的。

三菱商事グループの企業像

社会のニーズに応え、社会と共に持続的成長を実現する三菱商事グループ

三菱商事グループは、全産業を俯瞰する「総合力」、成長の芽を発掘する「構想力」、成長を実現する「実行力」の三つの力で、SDGsの考え方も踏まえた事業環境の変化に対応し、社会のニーズに応え、社会と共に持続的成長を目指します。

事業を通じて「経済価値」「社会価値」「環境価値」を同時に実現



●持続可能な成長に向けた取組

当社は、企業理念である『三綱領』(2ページご参照)を拠り所として「企業行動指針」に活動の目的やその在り方を定めるとともに、地球環境への配慮や人権の尊重を「環境憲章」「社会憲章」にうたい、これらに立脚した事業活動を推進しています。

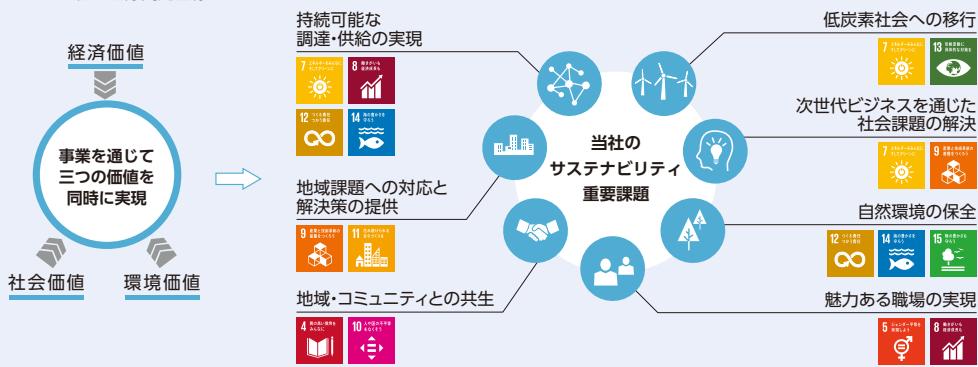
『中期経営戦略 2021』においても、事業を通じた「経済価値」「社会価値」「環境価値」の三価値同時実現が、事業経営モデルによる三菱商事グループの成長を実現する上での前提であるとの考え方を改めて示しました。

具体的には事業を通じて「サステナビリティ重要課題」に対処・挑戦することで、社会に役立つ事業価値を追求し持続可能な成長を確かなものにしていきます。

サステナビリティ重要課題(マテリアリティ)

地球環境や社会が抱える課題への対応が企業の長期的な成長に大きな影響を及ぼす中、三価値の同時実現を積極的に推進するため、経営に組み込む具体的な課題としてサステナビリティ重要課題を特定し、それらに対処・挑戦することで持続可能な成長を追求していきます。また、これらを通じてSDGs[※]の達成にも取り組んでいます。

※2015年9月に開催された国連サミットにおいて、地球規模の課題として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす17個の国際開発目標。



サステナビリティ重要課題のこれまでの取組

▼第一期 2016年～

経営課題化

取締役会にて審議。
サステナビリティ重要課題を特定し、
経営課題に位置付け。

- 2016年以降、取組を強化し、2019年は、サステナビリティ重要課題の目標設定を行いました。
- 今後はこの目標への取組状況を確認しながら、三価値同時実現を更に確かなものとしていきます。

▼第二期 2017～2018年

事業戦略への織り込み

サステナビリティ対話を開始。
各営業グループがサステナビリティ
重要課題にどのように取り組んでい
くかについて対話、意見交換を実施。

▼第三期 2019年～

目標設定による取組強化

2030年に向けた目標を設定。
各営業グループの事業に根ざした目標
を設定することで取組を更に強化。

低炭素社会への移行 — 気候変動への対応

当社が持続可能な成長を目指す上で「低炭素社会への移行」は、対処・挑戦すべき重要な課題の一つです。当社は、エネルギー需要の充足という使命を果たしながら、SDGs やパリ協定で示された国際的な目標達成への貢献を目指し、三菱商事グループ各社と連携の上、政府・企業・業界団体等の幅広いステークホルダーとの協働を通じて、これに取り組んでいます。

気候変動に係る事業機会の取り込みとリスクへの対応

気候変動に伴う環境変化は中長期的に当社事業にも大きな影響を及ぼす可能性があります。当社は、将来の事業環境の変化に柔軟に対応できるポートフォリオを持ち、気候変動による事業機会を取り込み、また、リスクにも適切に対応していくことが重要であると考えています。その観点から、気候関連機会・リスクがもたらす事業、戦略及び財務計画への影響の分析（シナリオ分析）を実施しています。シナリオ分析の結果も含め、当社による気候変動への対応については、気候関連財務情報タスクフォース（TCFD[※]）の提言に則って、ステークホルダーの皆様にその内容を開示しています。

※ Task Force on Climate-related Financial Disclosures の略。金融安定理事会（FSB）によって設立された、気候関連財務情報開示タスクフォースであり、企業等が市場に開示すべき項目を提言。当社サステナビリティ・CSR部長はタスクフォースのメンバー。

当社事業に係る主な気候関連機会・リスク認識

■ 移行機会・リスク

規制	<ul style="list-style-type: none"> 低炭素、脱炭素製品・サービスに対する普及補助 カーボンプライシング（炭素税等）や各種規制拡大による操業・設備コストの増加
技術	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー、EV 等の新技術や代替製品の開発・普及による新規ビジネス機会の増加 既存技術に依拠する製品・サービスの陳腐化
市場	<ul style="list-style-type: none"> 化石燃料関連製品・サービスや低炭素製品・サービスの需要の増減

■ 物理的リスク

異常気象の増加	<ul style="list-style-type: none"> 渇水・洪水等により事業の操業に影響を与えるリスク
気候の変化	<ul style="list-style-type: none"> 気温上昇等により農水産品に影響を与えるリスク

※移行機会・リスク、物理的リスクとともに影響度・発現状況は、地域・商品により異なります。

※物理的リスクは、地域・商品ごとの環境変化（可能性）を考慮することが重要であり、各事業現場において洪水や渇水などへの適応に取り組んでいます。

シナリオ分析の詳細については、ESG データブックをご覧ください。



気候変動に関する事業機会取り込みの例

オフグリッド地域における分散電源事業

国連の統計データでは、2045年までにサハラ・アフリカ地域の人口は、現在の10億人から20億人にまで増加すると言われています。そのうち、現在、送配電網が整備されていないオフグリッド地域（無電化地域）には6億人以上が居住しており、その人口は今後も増加を続けると言われています。当社は、このアフリカのオフグリッド地域において蓄電池を活用した分散電源事業を推進しています。電源（太陽光パネル、蓄電池）と生活家電（照明、ラジオ、TV等）

を組み合わせた機器を一般家庭向けにサービスとして提供し、オフグリッド地域への電力供給を実現するとともに、現在、当該地域で一般的に照明として使用される、ケロシンランプによる健康・環境への影響を低減する役割を担っています。



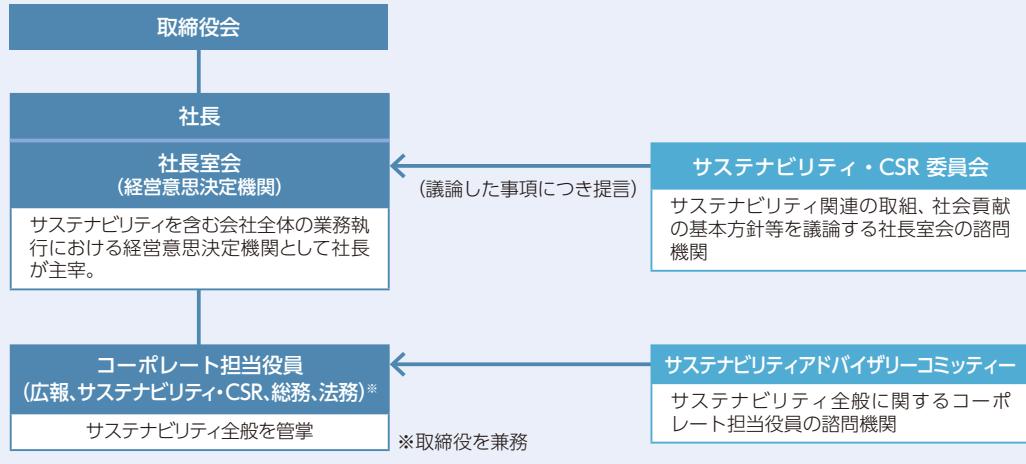
ソーラーパネル据付の様子

ガバナンス・リスク管理

気候変動を含むサステナビリティに係る基本方針や重要事項は、経営執行における意思決定機関である社長室会にて審議・決定するとともに、取締役会規則に基づき、定期的に（少なくとも年に1回）、取締役会に報告し、取締役会の監督が適切に図られるよう体制を整えています。

基本方針や重要事項に関しては、社長室会の審議に先立ち、①サステナビリティアドバイザリーコミッティーにおいて社外有識者より助言・提言をいただくことに加え、②サステナビリティ・CSR委員会（社長室会の下部委員会）において全営業グループCEOが参加することにより十分な審議を行っています。

■ サステナビリティ推進体制図



■ 会社の概況 (2020年3月31日現在)

●三菱商事グループの拠点等

	本店	三菱商事ビルディング：東京都千代田区丸の内二丁目3番1号 (登記上の本店) 丸の内パークビルディング：東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
三菱商事	国内店	北海道支社 (札幌)、東北支社 (仙台)、中部支社 (名古屋)、 関西支社 (大阪)、中国支社 (広島)、九州支社 (福岡) 等 9か所
	海外店	ヨハネスブルグ支店、ドゥバイ駐在事務所、クアラルンプール支店、 シンガポール支店、マニラ支店 等 53か所
現地法人		北米三菱商事会社、米国三菱商事会社、メキシコ三菱商事会社、伯国三菱商事会社、欧州三菱商事会社、 独国三菱商事会社、インド三菱商事会社、泰国三菱商事会社、泰MC商事会社、インドネシア三菱商事会社、 韓国三菱商事会社、オーストラリア三菱商事会社、三菱商事 (中国) 有限公司、三菱商事 (上海) 有限公司、 香港三菱商事会社、台湾三菱商事会社 等 40 現地法人 (支店を含め 64 か所)

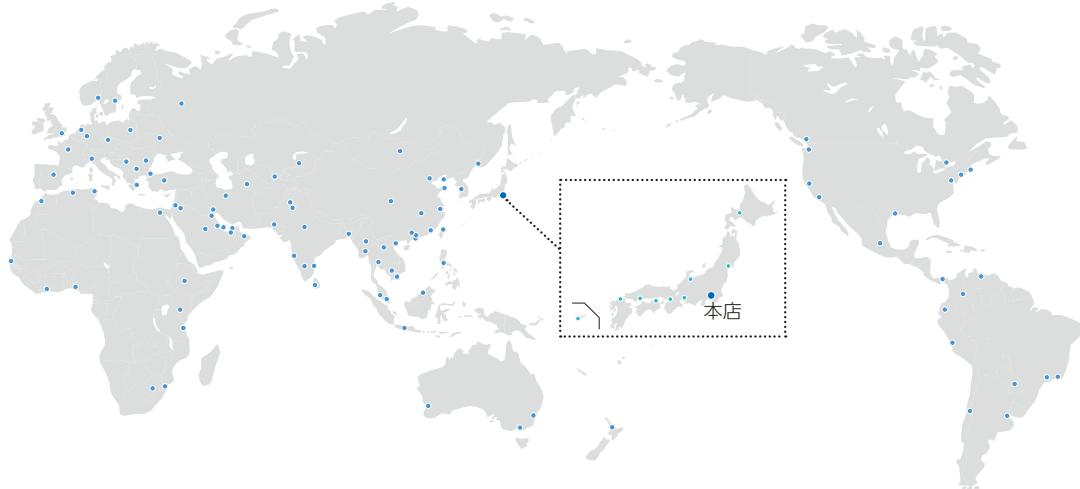
(注) 1. 拠点には分室及びプロジェクト事務所は含めておりません。

2. 上記のほか、国内外各地に三菱商事グループ各社の営業所・工場等があります。三菱商事グループの主要な会社の概要は、「重要な子会社等の状況」(54 ページ) に記載のとおりです。

■ ネットワーク

●本店 ●国内9か所 ●海外117か所 (事務所等 53 / 現地法人 40、支店 24)

(注) 拠点の所在都市にマークしています。



●三菱商事グループの従業員^(注1)の状況

(単位:名)

	天然ガス	総合素材	石油・化学	金属資源	産業 インフラ	自動車・ モビリティ	食品産業	コンьюーマー 産業	電力 ソリューション	複合 都市開発	その他	合計 (前年度末比)
三菱商事 グループ	812	10,852	4,559	827	9,609	6,557	24,443	20,197	4,248	762	3,232	86,098 (6,104名増 (注2))
三菱商事	319	261	458	180	320	291	416	409	274	320	1,381	4,629 (197名減)

(注1) 従業員数は、就業人員数を記載しています。

(注2) 千代田化工建設(株)や、Eneco Groep N.V.を連結子会社化したことなどによるもの。

●重要な子会社等の状況

■ 主要な連結子会社及び持分法適用会社^(注1)

会社名	資本金	議決権所有割合 (%)	主要な事業内容
北米三菱商事会社	1,428,032 千米ドル	100	北米の連結対象会社に対する業務支援・管理業
欧州三菱商事会社	154,323 千ポンド	100	貿易業
三菱商事(上海)有限公司	91,000 千米ドル	100	貿易業
Mitsubishi Corporation Finance PLC	90,000 千米ドル	100	金融業
Japan Australia LNG (MI/MI) Pty. Ltd.	2,604,286 千米ドル	50	LNG開発・販売業
株式会社メタルワン	100,000 百万円	60	鉄鋼製品事業
Mitsubishi Development Pty Ltd	450,586 千豪ドル	100	石炭を中心とする金属資源投資・生産・販売業
千代田化工建設株式会社	78,396 百万円	33.57	総合エンジニアリング事業
Tri Petch Isuzu Sales Co., Ltd.	3,000,000 千バーツ	88.73	自動車輸入販売業
三菱自動車工業株式会社	284,382 百万円	20.02	自動車及び部品製造・販売業
三菱食品株式会社	10,630 百万円	61.99	食品卸売業
株式会社ローソン	58,507 百万円	50.12	コンビニエンスストア事業
Eneco Groep N.V. (注2)	50 千ユーロ	100	電力・ガス・熱供給の総合エネルギー事業

(千外貨・百万円未満四捨五入)

(注1) 2019年度末現在の連結対象会社数は1,703社(連結子会社1,257社、持分法適用会社446社)です。

これには連結子会社が連結経理処理している関係会社1,188社が含まれています。

(注2) Diamond Chubu Europe B.V.(当社80%出資)を通じて、100%の議決権を所有しています。

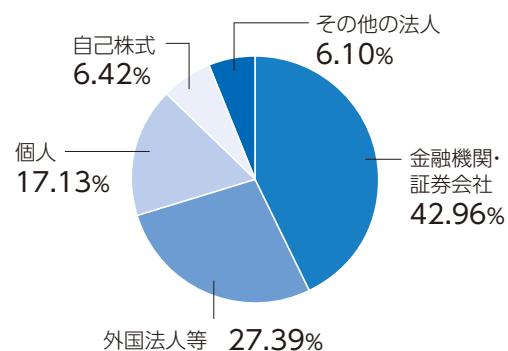
● 株式等の状況

1. 発行可能株式総数 **25億株**

2. 発行済株式総数 **1,590,076,851株**
(前年度末比：増減なし)

3. 株主数 **287,296名**
(前年度末比：56,990名増)

4. 株主構成 (所有者別の持株比率)



● 大株主の状況

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	111,717	7.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	91,698	6.16
BNYM RE NORWEST／WELLS FARGO OMNIBUS	71,495	4.80
明治安田生命保険相互会社	64,846	4.35
東京海上日動火災保険株式会社	62,111	4.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	34,692	2.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (三菱重工業株式会社口・退職給付信託口)	32,276	2.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	28,152	1.89
JP MORGAN CHASE BANK 385151	21,103	1.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口7)	20,300	1.36

(千株未満切捨て)

(注)持株比率は、当社が保有している自己株式 102,110,414 株を除いて算出し、小数点第3位以下を切捨てて記載しています。

●主要な借入先

三菱商事グループは、当社を中心に、国内外の金融子会社、海外現地法人等においてそれぞれ資金調達を行い、関係会社への資金供給を行うというグループファイナンス方針を原則としています。三菱商事グループの金融機関借入は当社を中心に行っており、2019年度末における当社の主な借入先は下表のとおりです。

(単位：百万円)

借入先名	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	603,841
株式会社国際協力銀行	287,899
明治安田生命保険相互会社	192,000
日本生命保険相互会社	160,000
三井住友信託銀行株式会社	137,064
株式会社みずほ銀行	128,830
住友生命保険相互会社	95,000
農林中央金庫	91,766

(百万円未満四捨五入)

(注) 上記のほか、(株) 三菱UFJ銀行及び(株) みずほ銀行を幹事とする協調融資による
シンジケートローン60,000百万円があります。

●取締役及び監査役

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
取締役会長	小林 健	日清食品ホールディングス(株)社外取締役、三菱自動車工業(株)社外取締役、三菱重工業(株)社外取締役
*取締役 社長	垣内威彦	
*取締役 常務執行役員	西浦完司	コーポレート担当役員(地域戦略)
*取締役 常務執行役員	増 一行	コーポレート担当役員(CFO)
*取締役 常務執行役員	吉田真也	コーポレート担当役員(国内)、関西支社長
取締役 常務執行役員	村越 晃	コーポレート担当役員(広報、人事)
*取締役 常務執行役員	榎田雅和	コーポレート担当役員(サステナビリティ・CSR、総務、法務)、チーフ・コンプライアンス・オフィサー、緊急危機対策本部長
取締役 常務執行役員	高岡英則	コーポレート担当役員(事業投資総括、CDO)
**取締役	西山昭彦	立命館大学教授
**取締役	岡 俊子	(株)岡&カンパニー 代表取締役、(株)ハピネット 社外取締役、ソニー(株)社外取締役、日立金属(株)社外取締役
**取締役	齋木昭隆	
**取締役	立岡恒良	旭化成(株)社外取締役、(株)ニトリホールディングス 社外取締役(監査等委員)
**取締役	宮永俊一	三菱重工業(株)取締役会長、三菱自動車工業(株)社外取締役
常勤監査役	内野州馬	
常勤監査役	平野 肇	静岡ガス(株)社外取締役
***監査役	國廣 正	国広総合法律事務所弁護士、オムロン(株)社外監査役、LINE(株)社外取締役
***監査役	西川郁生	(株)大和証券グループ本社 社外取締役、雪印メグミルク(株)社外取締役(監査等委員)
***監査役	高山靖子	(株)千葉銀行 社外取締役、コスモエネルギーホールディングス(株)社外取締役(監査等委員)、横河電機(株)社外監査役

(注) 1. *印は、代表取締役を示しています。

2. **印の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしています。
3. ***印の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしています。
4. **印及び***印の各氏は、(株)東京証券取引所等、国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める社外役員選任基準を満たしています(当社の社外役員選任基準に関する独立性の考え方については、23ページをご参照ください)。
5. 執行役員を兼務する取締役は、執行役員の役位を併記しています。
また、取締役 西浦完司、増一行、吉田真也、村越晃、榎田雅和、高岡英則の各氏の担当は、執行役員としての担当を記載しています。
6. 監査役 内野州馬氏は、財務及び会計部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
7. 監査役 西川郁生氏は、公認会計士としての長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
8. 2019年度中に退任した取締役及び監査役は、次のとおりです。
取締役 戸出巖、鴨脚光眞、大宮英明
監査役 木崎博(以上、2019年6月21日退任)
9. 取締役 吉田真也氏は、2019年6月25日付けで、三菱UFJリース(株)社外取締役を退任しています。
10. 取締役 岡俊子氏は、2019年6月20日付けで、(株)ハピネットの社外監査役を退任し、同日付けで同社社外取締役に就任しています。
11. 監査役 高山靖子氏は、2019年6月27日付けで、日本曹達(株)社外取締役を退任しています。また、同氏は、2019年6月20日付けで、コスモエネルギーホールディングス(株)社外取締役(監査等委員)に就任しています。
12. 三菱自動車工業(株)、三菱UFJリース(株)は当社の関連会社であり、取引関係があります。
13. 旭化成(株)、(株)千葉銀行、静岡ガス(株)、ソニー(株)、日清食品ホールディングス(株)、日本曹達(株)、日立金属(株)、三菱重工業(株)、雪印メグミルク(株)は当社の取引先ですが、特別な関係(特定関係事業者等)はありません。
14. 上記12.、13.以外の重要な兼任先と当社の間には取引関係はありません。
15. 当社は、小林健、西山昭彦、岡俊子、齋木昭隆、立岡恒良、宮永俊一、内野州馬、平野肇、國廣正、西川郁生、高山靖子の各氏との間に、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

●社外役員に関する事項

■ 社外役員の主な活動状況

(1) 社外取締役

氏名	取締役会における発言の状況	取締役会への出席の状況
西山昭彦	大学における企業経営・人材育成等に関する研究活動や、長年にわたる実業界での経験をもとに、客観的・専門的な視点から、発言を行っています。	取締役会(定例)：11回中11回 取締役会(臨時)：3回中3回
岡 俊子	長年にわたるコンサルティング業界での経験や、様々な企業での社外役員としての経験をもとに、実践的・多角的な視点から、発言を行っています。	取締役会(定例)：11回中11回 取締役会(臨時)：3回中3回
齋木昭隆	外務省において要職を歴任し、外交を通じて培われた国際感覚や世界情勢などに関する高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から、発言を行っています。	取締役会(定例)：11回中11回 取締役会(臨時)：3回中3回
立岡恒良	経済産業省等において要職を歴任し、国内外の経済の動向に関する高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から、発言を行っています。	取締役会(定例)：11回中11回 取締役会(臨時)：3回中3回
宮永俊一	世界各地で事業を展開するメーカーの取締役社長を長年務め、高度な経営経験に基づく高い見識を有しており、実践的な視点から、発言を行っています。	取締役会(定例)：8回中8回 取締役会(臨時)：2回中2回

(注) 上記のうち、宮永俊一氏は、2019年6月21日の取締役就任以降の状況を記載しています。

(2) 社外監査役

氏名	取締役会及び監査役会における発言の状況	取締役会及び監査役会への出席の状況
國廣 正	弁護士としての長年の経験を通じて培われた企業関連法(会社法・金融商品取引法等)に関する高い見識をもとに、中立的・客観的な視点から、発言を行っています。	取締役会(定例)：11回中11回 取締役会(臨時)：3回中3回 監査役会：12回中12回
西川郁生	公認会計士としての長年の経験を通じて培われた会計や経理に関する高い見識をもとに、中立的・客観的な視点から、発言を行っています。	取締役会(定例)：11回中11回 取締役会(臨時)：3回中3回 監査役会：12回中12回
高山靖子	(株)資生堂の常勤監査役としての経験、及び豊富な社外役員経験を通じて培われた経営視点をもとに、中立的・客観的な視点から、発言を行っています。	取締役会(定例)：11回中11回 取締役会(臨時)：3回中3回 監査役会：12回中12回

なお、取締役会の諮問機関であるガバナンス・指名・報酬委員会の各社外委員(西山昭彦氏、岡俊子氏、齋木昭隆氏、立岡恒良氏、國廣正氏)は、2019年度開催の4回全てに出席しました。

●取締役及び監査役の報酬等

■ 取締役及び監査役の報酬等の総額及び対象員数

(単位：百万円)

役員区分	報酬等の 総額	取締役報酬		積立型 退任時報酬		加算報酬		業績運動賞与 (短期)		業績運動賞与 (中長期)		中長期株価運動型 株式報酬	
		対象員数	総額	対象員数	総額	対象員数	総額	対象員数	総額	対象員数	総額	対象員数	総額
社内取締役	2,025	10名	745	9名	97	7名	390	7名	164	7名	164	9名	463
社外取締役	140	6名	140	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
役員区分	報酬等の 総額	監査役報酬		積立型 退任時報酬		加算報酬		業績運動賞与 (短期)		業績運動賞与 (中長期)		中長期株価運動型 株式報酬	
		対象員数	総額	対象員数	総額	対象員数	総額	対象員数	総額	対象員数	総額	対象員数	総額
常勤監査役	166	3名	166	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社外監査役	59	3名	59	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(百万円未満切捨て)

(注) 1. 上記員数は、2019年度中に退任した取締役3名及び監査役1名を含めて記載しています。

なお、2019年度末現在の員数は、取締役13名（うち社外取締役5名）、監査役5名（うち社外監査役3名）です。

2. 上記のうち加算報酬は、2019年度に引当金として計上した金額を記載しています。
3. 上記のうち業績運動賞与（短期）は、ガバナンス・指名・報酬委員会で確認の上、予め、取締役会で決議された算定式（33ページご参照）に基づき、2019年度の連結当期純利益5,354億円に応じて決定された金額を記載しています。
4. 上記のうち業績運動賞与（中長期）は、2019～2021年度の連結当期純利益の平均値に応じて支給金額が決定されることとなっており、現時点で確定していないことから、2019年度に引当金として計上した金額を記載しています。実際の支給金額は、ガバナンス・指名・報酬委員会で確認の上、予め、取締役会で決議された算定式（33ページご参照）に基づき決定されることから、2021年度事業報告において、その金額を開示します。
5. 上記のうち中長期株価運動型株式報酬（株価条件付き株式報酬型ストックオプション）は、2019年度付与分について費用計上した金額を記載しています。なお、中長期株価運動型株式報酬は、ガバナンス・指名・報酬委員会で確認の上、予め、取締役会で決議された算定式（34ページご参照）に基づき、付与後3年間の当社株式成長率に応じて権利行使可能株式数が決定されることとなります。
6. 上記の報酬等のほか、退任した役員に対して役員年金を支給しており、2019年度の支給総額は以下のとおりです。
なお、役員年金制度を含む退任慰労金制度は、平成18年度定期株主総会終了時をもって廃止しています。
取締役70名（社外取締役は支給対象外）に対して120百万円
監査役7名（社外監査役は支給対象外）に対して6百万円

●執行役員 (2020年4月1日現在)

氏名	職名等
社長	
* 垣内 威彦	
常務執行役員	
* 増 一行	コーポレート担当役員 (CFO)
萩原 剛	石油・化学グループCEO
* 吉田 真也	コーポレート担当役員 (国内開発)、 関西支社長
京谷 裕	コンシューマー産業グループCEO
戸出 巍	自動車・モビリティグループCEO
* 村越 晃	コーポレート担当役員 (CDO、人事、地域戦略)
* 植田 雅和	コーポレート担当役員 (広報、サステナビリティ・ CSR、総務、法務)、 チーフ・コンプライアンス・オフィサー、 緊急危機対策本部長
鴨脚 光眞	複合都市開発グループCEO
田中 格知	金属資源グループCEO
* 高岡 英則	北米三菱商事会社社長、 米州コーポレート事業支援室長
塚本光太郎	総合素材グループCEO
中西 勝也	電力ソリューショングループCEO
西澤 淳	天然ガスグループCEO
三枝 則生	食品産業グループCEO
松永愛一郎	産業インフラグループCEO
平井 康光	三菱商事 (中国) 有限公司社長、北京支店長
執行役員	
柳原 恒彦	北米三菱商事会社 EVP (在シリコンバレー)
山崎 和	ヘルスケア本部長
中村 達夫	自動車事業本部長
竹内 修身	石油・化学グループCEO オフィス室長
西尾 一範	リテイル本部長
岸本 好司	食品化学本部長
塩崎 英輔	炭素本部長
片山 祥徳	欧州三菱商事会社社長
蜂谷 由文	事業投資総括部長
石巻 尚	自動車・モビリティグループCEO オフィス室長

氏名	職名等
久我 卓也	複合都市開発グループCEO オフィス室長
柏木 康全	生鮮品本部長
羽場 広樹	石油本部長
柏木 豊	電力ソリューショングループ CEO オフィス室長
塩原 恵一	金属資源トレーディング本部長
荒川 健	消費財本部長
若林 茂	いすゞ事業本部長
世利 耕一	金属資源本部長
川上 泰弘	Cermaq Group AS, Chair of the Board
太田 健司	ドゥバイ支店長
野内 雄三	主計部長
齊藤 勝	北米本部長 (天然ガスグループ)
太田 光治	プラントエンジニアリング本部長
大河原 誠	財務部長
菊地 清貴	コンシューマー産業グループ CEO オフィス室長
荻久保直志	都市開発本部長
野島 嘉之	法務部長
高田 明彦	アジア・パシフィック本部長 (天然ガスグループ)
河手 哲雄	人事部長
近藤 恭哉	モビリティ事業本部長
朝倉 康之	海外電力本部長
今村 功	機能素材本部長
羽地 貞彦	Mitsubishi Development Pty Ltd, Managing Director & CEO

(注) *印の執行役員は、取締役を兼務しています。



2019年度 連結計算書類・計算書類

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

【連結計算書類】

連結財政状態計算書	62
連結損益計算書	63

【計算書類】

貸借対照表	64
損益計算書	65

連結財政状態計算書 〈国際会計基準により作成〉

(単位:百万円)

資産の部		負債及び資本の部		
科目	2018年度 (ご参考) (2019年3月31日現在)	2019年度 (2020年3月31日現在)	科目	
			2018年度 (ご参考) (2019年3月31日現在)	2019年度 (2020年3月31日現在)
流動資産			流動負債	
現金及び現金同等物	1,160,582	1,322,812	社債及び借入金	1,522,878
定期預金	207,949	101,016	営業債務及びその他の債務	2,862,954
短期運用資産	7,798	49,331	リース負債	54,276
営業債権及びその他の債権	3,722,719	3,168,074	その他の金融負債	83,589
その他の金融資産	93,139	308,468	前受金	43,481
たな卸資産	1,213,742	1,294,479	未払法人税等	63,497
生物資産	70,687	58,871	引当金	33,023
前渡金	43,797	45,776	売却目的保有資産に 直接関連する負債	29,062
売却目的保有資産	105,586	46,595	その他の流動負債	1,167
その他の流動資産	412,925	541,968	流動負債合計	460,922
流動資産合計	7,038,924	6,937,390		600,109
5,153,682	5,346,271			
非流動資産			非流動負債	
持分法で会計処理 される投資	3,191,145	3,219,594	社債及び借入金	3,569,221
その他の投資	2,108,983	1,708,071	営業債務及びその他の債務	60,304
営業債権及びその他の債権	599,619	655,267	リース負債	231,001
その他の金融資産	100,326	134,220	その他の金融負債	15,198
有形固定資産	2,168,962	2,248,160	退職給付に係る負債	86,401
投資不動産	69,293	96,709	引当金	178,928
無形資産及びのれん	1,035,898	1,422,812	繰延税金負債	585,952
使用権資産	—	1,429,288	その他の非流動負債	15,193
繰延税金資産	31,431	36,146	非流動負債合計	4,742,198
その他の非流動資産	188,219	162,004		6,486,496
非流動資産合計	9,493,876	11,112,271	負債合計	9,895,880
				11,832,767
資産合計	16,532,800	18,049,661	資本	
			資本金	204,447
			資本剰余金	228,340
			自己株式	△8,279
			その他の資本の構成要素	
			FVTOCIに指定した	541,970
			その他の投資	△6,291
			キャッシュ・フロー・ヘッジ	△27,422
			在外営業活動体の 換算差額	379,128
			その他の資本の 構成要素計	914,807
			利益剰余金	4,356,931
			当社の所有者に 帰属する持分	5,696,246
			非支配持分	940,674
			資本合計(純資産)	6,636,920
			負債及び資本合計	16,532,800
				18,049,661

(百万円未満四捨五入)

募集ご通知

議案の内容

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類

連結損益計算書 〈国際会計基準により作成〉

(単位:百万円)

科 目	2018年度 (参考) (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)
収益	16,103,763	14,779,734
原価	△ 14,115,952	△ 12,990,603
売上総利益	1,987,811	1,789,131
販売費及び一般管理費	△ 1,403,322	△ 1,431,232
有価証券損益	19,852	66,929
固定資産除・売却損益	44,058	△ 62
固定資産減損損失	△ 43,781	△ 32,862
その他の損益－純額	△ 19,890	△ 25,605
金融収益	198,964	173,278
金融費用	△ 69,148	△ 70,038
持分法による投資損益	137,269	179,325
税引前利益	851,813	648,864
法人所得税	△ 206,029	△ 56,713
当期純利益	645,784	592,151
当期純利益の帰属		
当社の所有者	590,737	535,353
非支配持分	55,047	56,798
	645,784	592,151

(百万円未満四捨五入)

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	2018年度 (ご参考) (2019年3月31日現在)	2019年度 (2020年3月31日現在)
資 産 の 部		
流動資産	2,242,551	1,879,485
現金及び預金	551,422	477,835
受取手形	84,139	55,891
売掛金	844,203	627,716
有価証券	1,496	33,005
商品及び貯蔵品	119,072	72,607
販売用不動産	3,160	—
前渡金	19,216	24,837
未収入金	119,604	128,264
短期貸付金	416,013	351,006
その他	89,461	110,592
貸倒引当金	△5,240	△2,270
固定資産	5,185,163	5,640,522
有形固定資産	126,657	125,283
建物及び構築物	34,510	32,705
土地	85,678	85,678
建設仮勘定	153	184
その他	6,315	6,716
無形固定資産	43,694	43,671
ソフトウエア	32,690	33,637
ソフトウエア仮勘定	9,367	8,859
その他	1,637	1,174
投資その他の資産	5,014,810	5,471,566
投資有価証券	814,389	545,108
関係会社株式	3,484,421	3,975,911
その他の関係会社	23,500	31,206
有価証券	23,500	31,206
出資金	16,703	14,639
関係会社出資金	162,657	166,429
長期貸付金	412,347	486,141
固定化営業債権	30,640	21,767
長期前払費用	51,925	82,330
繰延税金資産	24,844	144,612
その他	24,939	24,169
貸倒引当金	△31,560	△20,749
繰延資産	1,882	1,431
社債発行費	1,882	1,431
資産合計	7,429,597	7,521,438

科 目	2018年度 (ご参考) (2019年3月31日現在)	2019年度 (2020年3月31日現在)
負 債 の 部		
流動負債	1,828,313	1,953,080
支払手形	25,533	21,093
買掛金	621,323	468,079
短期借入金	774,320	795,315
コマーシャル・ペーパー	130,000	400,999
1年内償還予定の社債	36,000	49,353
未払金	135,235	93,939
未払費用	49,158	46,198
前受金	16,797	22,186
預り金	22,717	26,419
役員賞与引当金	424	612
その他	16,801	28,880
固定負債	2,772,681	3,001,487
長期借入金	1,931,873	2,119,349
社債	785,661	792,751
退職給付引当金	2,835	36,016
役員退職慰労引当金	1,536	1,467
債務保証損失引当金	18,738	17,391
特別修繕引当金	752	795
環境対策引当金	11,558	6,247
株式給付引当金	—	1,469
資産除去債務	3,947	4,539
その他	15,778	21,460
負債合計	4,600,995	4,954,567
純 資 産 の 部		
株主資本	2,517,693	2,396,956
資本金	204,446	204,446
資本剰余金	214,161	214,161
資本準備金	214,161	214,161
利益剰余金	2,107,223	2,272,513
利益準備金	31,652	31,652
その他利益剰余金	2,075,571	2,240,861
圧縮記帳積立金	11,543	11,543
別途積立金	1,673,760	1,865,760
繰越利益剰余金	390,267	363,557
自己株式	△8,137	△294,164
評価・換算差額等	305,454	164,907
その他有価証券評価差額金	339,472	195,038
繰延ヘッジ損益	△34,017	△30,131
新株予約権	5,454	5,006
純資産合計	2,828,602	2,566,871
負債及び純資産合計	7,429,597	7,521,438

(百万円未満切捨て)

募集ご通知

議案の内容

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2018年度(※参考) (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)
収益	2,497,837	1,737,893
原価	△2,367,547	△1,637,279
売上総利益	130,290	100,613
販売費及び一般管理費	△227,581	△233,895
営業損失	△97,290	△133,281
営業外収益	696,055	726,716
受取利息	53,344	50,573
受取配当金	539,553	590,283
固定資産売却益	57	60
投資有価証券売却益	84,339	73,225
投資有価証券評価益	4	—
関係会社等貸倒引当金戻入益	7,871	—
その他	10,884	12,573
営業外費用	△212,612	△293,230
支払利息	△35,124	△34,473
為替差損	△28,624	△22,905
固定資産除売却損	△157	△373
減損損失	△1,676	△847
投資有価証券売却損	△6,863	△10,163
投資有価証券評価損	△132,046	△216,846
関係会社等貸倒引当金繰入額	—	△411
その他	△8,118	△7,209
経常利益	386,152	300,203
税引前当期純利益	386,152	300,203
法人税、住民税及び事業税	△16,773	6,867
法人税等調整額	26,738	57,592
当期純利益	396,117	364,663

(百万円未満切捨て)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書(謄本)

独立監査人の監査報告書

三菱商事株式会社
取締役会 御中

2020年5月19日

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士 北 村 嘉 章
指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士 古 内 和 明
指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士 小 林 永 明
指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士 伊 藤 惣 悟

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱商事株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、三菱商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手順を立案し、実施する。監査手順の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手順を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類等に係る会計監査人の監査報告書(謄本)

独立監査人の監査報告書

三菱商事株式会社
取締役会 御中

2020年5月19日

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北村嘉章㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古内和明㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林永明㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤惣悟㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱商事株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの2019年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には該当事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明している。監査人の結論は、監査報告書までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性について我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書（謄本）

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの2019年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下 の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき構築及び運用されている体制（内部統制システム）について、定期的に取締役及び使用人等から状況報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人有限責任監査法人トーマツが独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、同会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、同会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のようにに基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）、並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のある当社海外子会社の損失発生事案については、他の主要な組織・子会社を含めて、デリバティブ取引に関するリスク管理体制を再確認し、再発防止に取り組んでいることを監査役会として確認しました。引き続きその状況を注視してまいります。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

三菱商事株式会社 監査役会

常勤監査役	内野州馬㊞
常勤監査役	平野肇㊞
監査役	國廣正㊞
監査役	西川郁生㊞
監査役	高山靖子㊞

（注）監査役 國廣正、西川郁生及び高山靖子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

■ 社会貢献活動

当社の持続可能な成長は、持続可能な社会の実現を追求することなしに果たし得ないとの考えの下、事業と社会貢献活動の両輪によりサステナビリティ重要課題に取り組んでいます(50ページご参照)。社会貢献活動において

は、「インクルーシブ社会の実現」「次世代の育成・自立」「環境の保全」の三つの軸に沿った活動、及び「災害支援(東日本大震災復興支援を含む)」を実施し、「社員参加」と「継続性」を重視して活動に取り組んでいます。

1. インクルーシブ社会の実現

誰もが生き生きと活躍できる社会を目指しています。多様な生き方が存在するいま、それぞれを尊重し共生できる世の中になるよう、活動を続けていきます。



母と子の自然教室



DREAM AS ONE.
(障がい者スポーツ支援)

2. 次世代の育成・自立

私たちの未来を担う次世代を育成し、その成長と自立を支え促進するため、教育、研究、能力開発の支援等に積極的に取り組んでいきます。



三菱商事留学生奨学金



三菱商事アート・ゲート・プログラム

3. 環境の保全

かけがえのない地球環境を未来へと伝え、人と自然が調和した豊かな社会を実現するため、地球環境の保全に取り組んでいきます。



熱帯林再生プロジェクト



サンゴ礁保全プロジェクト

災害支援

災害時の緊急支援活動及び被災地の復興支援活動に取り組んでいます。被災地のニーズに寄り添いながら、社会の一員としての役割を果たしていきます。2019年度は東日本大震災に伴う復興支援を継続するとともに、「令和元年東日本台風(台風第19号)」及び「豪州における山火事」に対する災害支援を実施しました。



福島県・郡山市で果樹農業の6次化に取り組むふくしま
蓬瀬ワイナリー

当社の社会貢献活動の詳細については、当社ホームページをご覧ください。



会社情報

事業年度：4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会：毎年6月開催
(2020年6月19日)

期末配当金支払株主確定日：3月31日

中間配当金支払株主確定日：9月30日

単元株式数：100株

証券コード：8058

公告方法：電子公告

ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載します。

▶公告掲載アドレス

<https://www.mitsubishicorp.com>

株主名簿管理人・特別口座管理機関

三菱UFJ信託銀行株式会社

【連絡先】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
東京都府中市日鋼町1-1

0120-232-711 (通話料無料)

【郵送先】

〒137-8081

新東京郵便局私書箱第29号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

※住所変更等の各種お手続きについては、口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。

※支払開始日から満3年を経過していない未受領の配当金、及び特別口座に記録された株式に関するお手続きについては、三菱UFJ信託銀行株式会社にお問い合わせください。

三菱商事株式会社

〒100-8086 東京都千代田区丸の内二丁目3番1号

☎ (03) 3210-2121 (受付案内台) <https://www.mitsubishicorp.com>

ユニバーサルマナーブース ～お体が不自由な又は障がいのある株主様へ～

サポートの専門知識を持ったスタッフが常駐するユニバーサルマナーブースを受付付近に設置しております。ご要望に応じて、車椅子のサポート、席やお手洗いへの誘導、受付の筆談サポート等お手伝いさせていただきますので、お気軽に声をお掛けください。



UD FONT
by MORISAWA

VEGETABLE
OIL INK

FSC®
ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
www.fsc.org
FSC® C022915

この冊子は、環境に優しい植物油インキを使用して印刷しています。

株主総会 会場ご案内図

開催日時：2020年6月19日（金曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時）

会 場：ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階「コンベンションホール」

東京都港区芝公園四丁目8番1号 電話 (03) 5400-1111 (代表)

※東京プリンスホテルとは敷地が離れていますので、ご注意ください。

※お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

会場までのアクセスは、
こちらのQRコードから
ご覧いただけます。



最寄駅のご案内：①都営地下鉄三田線 芝公園駅 A4出口 から徒歩6分（東エントランス）

②都営地下鉄大江戸線 赤羽橋駅 赤羽橋口 から徒歩8分（南エントランス）

記念品の配布はございません。
何卒ご理解くださいますよう、
よろしくお願ひ申し上げます。

<代理人により議決権を行使される場合のご留意点>

代理人の方が議決権を行使される場合、当社定款の定めにより、
代理人は当社の議決権を有する株主様1名のみとさせていただきます。代理人がご出席の際は、議決権行使書用紙とともに
代理権を証明する書面（委任状）を会場受付にご提出ください。

令和元年度 定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

■事業報告

内部統制システム(業務の適正を確保するための体制)	1
会計監査人に関する事項	7
新株予約権の状況	8

■連結計算書類

連結包括利益計算書(ご参考)	12
連結持分変動計算書	13
連結キャッシュ・フロー計算書(ご参考)	14
セグメント情報(ご参考)	16
注記	17

■計算書類

株主資本等変動計算書	41
注記	42

本記載事項((ご参考)を除く)は、監査役及び会計監査人が
監査報告を作成する際に行った監査の対象に含まれています。

■事業報告

内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）

（会社法第362条第4項第6号）

三菱商事は、子会社を含めた三菱商事グループ全体として、法令・定款に適合し、適正かつ効率的な業務遂行を通じた企業価値の向上を図るため、2019年5月9日の取締役会において、内部統制システム構築に係る基本方針（会社法施行規則第100条第1項、第3項に沿って列挙）を以下のとおり決議し、その運用状況を確認の上、継続的な改善・強化に努めています。

〈内部統制システム構築に係る基本方針〉

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンスに関する体制

役職員の行動規範、全社横断的な管理体制、予防・是正・改善措置、内部通報制度等を社内規程等で定め、周知の上運用の徹底を図り、また子会社においても同様の体制整備を促進することで、三菱商事グループでのコンプライアンス体制を実現する。

(2) 財務報告に関する体制

会計組織単位ごとの責任者の設置、法令及び会計基準に適合した財務諸表の作成手続等を社内規程等で定め、周知の上運用の徹底を図り、三菱商事グループにおける財務情報の適正かつ適時な開示を確保する。

(3) 監査、モニタリングに関する体制

内部監査の体制・要領等を社内規程等で定め、周知の上運用の徹底を図り、各組織・子会社の職務遂行を客観的に点検・評価し改善する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務遂行における情報の管理責任者や方法などを社内規程等で定め、周知の上運用の徹底を図り、情報の作成・処理・保存等を適切に行う。

3. リスク管理に関する規程その他の体制

リスクの類型、類型ごとの管理責任者や方法、体制などを社内規程等で定め、周知の上運用の徹底を図り、かつ、子会社でも事業内容や規模に応じた必要なリスク管理体制の整備を促進することにより、職務遂行に伴うリスクを三菱商事グループとして適切にコントロールする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 社長は、三菱商事グループとしての経営方針・目標を設定し、達成に向けた経営計画を策定の上、その実行を通じて効率的な職務の執行を図る。
- (2) 組織編成・職務分掌・人事配置・権限に関する基準・要領等を社内規程等で定め、周知の上運用の徹底を図り、かつ、子会社でも事業内容や規模に応じて同様の社内規程等の整備を促進することにより、効率性を確保する。

5. 三菱商事グループにおける業務の適正を確保するための体制

三菱商事グループにおける業務の適正を確保するため、三菱商事グループとしての基本方針を策定するとともに、子会社ごとに管理責任者、管理上の重要事項、管理手法、株主権の行使等を社内規程等で定め、周知の上運用の徹底を図る。また、その管理責任者は、子会社の取締役等の職務の執行に関する状況等につき、親会社として必要な報告を受け、子会社の定量・定性的な状況・課題を把握する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務執行を補助する監査役会直属の組織を設置し、他部署を兼務せず専ら監査役の職務補助業務を行う使用人を配置する。また、当該使用人の評価・異動等の人事に際しては、事前に監査役の意見を徴し、その意見を尊重する。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は取締役会及び重要な経営会議に出席し、意見を表明する。
- (2) 著しい損害の発生のおそれがある場合の監査役あて報告の責任者・基準・方法等を社内規程等で定め、周知の上運用の徹底を図る。
- (3) 監査役が子会社に関する報告を求めた場合に各子会社の管理責任者又は役職員から報告を行う体制、及び子会社の重大なコンプライアンス事案を含む重要な事案を監査役あてに報告するなどの体制構築を促進する。
- (4) 監査役への報告を理由として役職員を不利に取り扱うことを禁止し、その旨を子会社にも周知の上運用の徹底を図る。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、社内関係部局・会計監査人等との意思疎通を図り、情報の収集や調査を行い、関係部局はこれに協力する。
- (2) 監査役の職務の執行に必要な費用は、会社が負担する。

〈内部統制システムの運用状況〉

毎年、三菱商事グループにおける内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施し、その結果を踏まえ必要な改善や子会社への改善支援を行っています。また、内部統制システムの運用状況については、取締役会にその内容を報告しており、主な内容は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンスに関する体制

コンプライアンス、すなわち、法令を遵守し、社会規範に沿った行動をとることを職務遂行における最優先事項と位置付け、三菱商事グループ全体での企業理念の浸透を図るとともに、コンプライアンスに関する基本事項を定めた役職員行動規範等を制定し、周知徹底を図っています。

このため、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを統括者とし、各組織・子会社でのコンプライアンス責任者の設置、定期的なコンプライアンス委員会の開催による情報共有等、三菱商事グループ全体のコンプライアンス推進体制を構築するとともに、各種法令に関する必要な研修を三菱商事グループで実施するなど、法令違反等の予防・是正措置を講じています。「三菱商事役職員行動規範」については、毎年、三菱商事全役職員に対し、研修の受講及び遵守についての誓約の提出を求めています。また、三菱商事グループとして、コンプライアンスに関する役職員の意識向上のため、少人数でコンプライアンスについて自由に議論するコンプライアンス・ディスカッションの取組を継続的に行ってています。

コンプライアンスに係る状況については、各組織・子会社の役職員から報告を受ける体制のほか、地域ごとの内部通報制度に加え、独占禁止法・贈収賄規制違反を対象としたグローバルな内部通報制度を設けており、これらを通じ課題の把握と解決、情報共有を行い、取締役会及び監査役へも定期的に報告を行っています。また、各組織・子会社からの報告者が不利益を被ることのないよう、報告者保護の徹底を図っています。

(2) 財務報告に関する体制

財務諸表の適正かつ適時な開示のために、会計責任者を置いて、法令及び会計基準に適合した財務諸表を作成し、開示委員会で審議・確認された情報開示方針に沿って開示しています。

財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に従って、統制活動の推進、モニタリングの実施等を行い、連結ベースで内部統制の有効性確保のための取組を進めています。

(3) 監査、モニタリングに関する体制

職務遂行をより客観的に点検・評価するために、内部監査組織を設置し、各組織・子会社に対し定期的に監査を行っています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務遂行に関する情報については、管理責任者が、内容の重要度に応じて個々に情報を分類して利用者に取扱いを指示し、情報セキュリティの確保及び効率的な事務処理と情報の共有化に努めています。

管理責任者は、法定保存文書及び会社が定める内部管理上の重要な情報については、所定の期間保存します。また、これら以外の情報については、管理責任者が保存の要否及び期間を定め保存しています。

会社情報の搾取・破壊等を目的としたサイバー攻撃への対応については、システム上の対策に加え、社員への継続的な教育、主要な子会社を含めた事故対応体制の確認・整備を行うとともに、外部専門機関とも連携の上、最新情報を入手し、適切かつ効果的な対策を実施しています。

3. リスク管理に関する規程その他の体制

職務遂行に伴うリスクについては、三菱商事グループにおける事業内容や規模に応じ、信用リスク、市場リスク、事業投資リスク、カントリーリスク、コンプライアンスリスク、リーガルリスク、情報管理リスク、環境リスク、自然災害・新興感染症・テロ・暴動等のリスク等の類型を定め、類型ごとに責任部局を設け、また、新たに発生したリスクについては、速やかに責任部局を定めるなど、連結ベースでのリスク管理方針・体制・手続や、有事発生時の危機管理・事業継続体制を定め、これに基づいた運用を行っています。

世界的な感染拡大がみられる新型コロナウイルスへの対応については、関係部局及び産業医を加えた緊急危機対策本部が、国内及び海外各地域の状況変化に応じて、社員の感染予防・感染拡大防止と適切な事業継続の観点から、衛生管理の徹底や在宅勤務を原則とする勤務体制への移行、その他必要な措置を迅速に実行しています。

個別案件の取組においては、担当部局の責任者が、全社的な方針・手続に沿って、案件ごとにリスクとリターンを分析・把握の上、所定の決裁権限に従って意思決定を行い、推進・管理しています。また、案件の進捗や外部環境の変化に応じ、定期的にリスクとリターンの検証を行っています。個別案件ごとのリスク管理を行うほか、定量的に把握可能なリスクについては、連結ベースで全体的なリスク状況を把握し、必要に応じ見直しの上、適切な管理を行っています。

当年度における海外子会社の損失発生事案については、内部統制整備状況を改めて確認するとともに、同社を清算する方針を決定しました。同社の事業を本店組織にて継続するにあたっては、リスク管理体制を再確認し、再発防止策を徹底しています。また、同様の事案発生のリスクが他にないかデリバティブを扱っている主要な各組織・子会社を調査し、現状において問題ないことを確認しました。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社長は、三菱商事グループの経営に関する基本方針を示し、具体的な経営目標を定めるとともに、経営計画を策定して効率的に目標の達成に当たっています。経営目標を最も効率的に達成するよう柔軟に組織編成を行い、適材を配置するほか、組織の指揮命令系統を明確にし、目標達成に必要な範囲で各組織の長及び所属員に権限を付与し、隨時報告を求めています。併せて、取締役による経営監督機能が十分かつ効率的に発揮されるよう、取締役室を設置し、職務執行に必要な情報及び支援を適切かつタイムリーに提供する体制を整えています。連結経営の深化に伴い、取締役会のモニタリング拡充及び運営面の充実・効率化を一層図るため、2018年度より個別投融資案件の定量基準を引き上げたほか、継続的企業価値を棄損するおそれがある特定の事業分野への新規参入に関する判断プロセスを定め、重要と判断される場合は取締役会に参入方針を報告することとしています。また、継続的にコーポレート・ガバナンスの実効性向上を図るため、取締役会の実効性評価を毎年実施しています。2019年度は、独立社外役員が中心となり、質問項目の策定、インタビュー、及び回答の分析・評価を行いました。

また、経営計画の遂行状況について定期的にフォローアップを行い、達成度や外部環境などを考慮の上、計画の見直しを繰り返すサイクルとしています。2019年度からは、『中期経営戦略 2021～事業経営モデルによる成長の実現～』に基づき、地政学的力学の変化やデジタル化の急速な進展に対応しつつ、事業経営モデルによる「経済価値」「社会価値」「環境価値」の三価値同時実現を前提とした成長を目指しています。

5. 三菱商事グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社の管理に関する社内規程を定め、各社それぞれについての管理担当部局を設定しています。各管理担当部局の責任者は、各社の取締役に業務執行に関する報告を求めるほか、毎年、各社の業績や経営効率などを定量的に把握し、また、コンプライアンスやリスクマネジメントなどの定性的な課題の把握に努めるとともに、内部統制システムの整備・運用状況、及び改善要否の確認等を行っています。

子会社に対しては、役員派遣、合弁契約締結、議決権行使等を通じ、法令・定款及び社内規則に従った業務の適正確保を図るほか、各社が効率的に職務を遂行し持続的な成長を実現できるよう諸施策を講じ、連結ベースでの企業価値向上を目指しています。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、

7. 監査役への報告に関する体制、

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会及び重要な経営会議に出席して意見を述べるほか、会計監査人、取締役・執行役員・従業員及び子会社の取締役・監査役等と意思疎通を図って情報の収集・調査に努めており、これらの者は隨時必要な協力をしています。また、監査役は、会計監査人と四半期決算時及び月次での定例会を開催するとともに、子会社・関連会社の会計監査人とも隨時意見交換の機会を設けています。また、内部監査組織とは四半期ごとの監査役会での監査報告、月次定例会、及び子会社・関連会社の内部監査部門・監査役を交えた連絡会等で連携しており、三様監査の連結ベースの強化を図っています。なお、監査の実効性を担保するべく、必要な費用は会社が負担しています。

一定額の損失や重大な問題が発生するおそれがある場合は、担当部局の責任者は所定の基準・手続に従い、速やかに監査役に報告するほか、子会社からも管理担当部局等を通じて必要に応じ報告を受ける体制としており、実際に運用がなされています。また、監査役への報告を理由として役職員を不利に取り扱うことではなく、その旨は子会社にも周知徹底しています。

監査役の監査の実効性を高めるために、監査役の職務遂行を補助する監査役会直属の組織を設置するとともに、専任の職務補助者を配置し、監査役の補助業務を機動的に行う体制としています。また、専任の職務補助者の評価・異動等については、監査役の意見を尊重するなど、独立性の確保に留意しています。さらに、監査役会では社外の有識者を起用の上で定期的に対話機会を設け、そこで得られる情報・知見を監査活動に役立てています。

会計監査人に関する事項

1. 三菱商事の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 2019年度に係る会計監査人の報酬等の額

(単位：百万円)

	支払額
公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務に係る報酬等の額(注1)	796
公認会計士法第2条第1項以外の業務に係る報酬等の額(注2)	43
三菱商事の2019年度に係る会計監査人の報酬等の額 合計	839
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額(注3)	2,629

(百万円未満四捨五入)

(注1) 公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に係る報酬等は、会社法及び金融商品取引法に基づく監査証明、並びに国際会計基準に準拠して作成した英文財務諸表に係る監査証明に対する報酬等です。

(注2) 公認会計士法第2条第1項以外の業務に係る報酬等とは、三菱商事の新システム導入に関する助言・指導業務、研修、海外税務申告業務等に対する報酬です。

(注3) 一部の子会社については、三菱商事の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けています。

3. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等を確認し、必要な検証を行った結果、会計監査人の監査品質の確保及び独立性の担保の観点に照らして妥当と考えられることから、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っています。

4. 会計監査人の解任・不再任の決定方針

三菱商事では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。

また、監査役会が会計監査人の職務執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案・評価し、解任又は不再任とすることが適切であると判断した場合は、当該会計監査人を解任又は不再任とし、新たな会計監査人を選任する議案を株主総会宛に提出する方針です。

新株予約権の状況

1. 2019年度末日における新株予約権の状況

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権

〈取締役、監査役及び執行役員が保有する新株予約権〉

発行年度	新株予約権の数	目的となる 株式の種類及び数	発行価額	権利行使時の1株当たり 払込金額(行使価額)	権利行使期間
2005年度	54個	普通株式 5,400株	無償	1円	2005年8月11日から 2035年6月24日まで
2006年度	28個	普通株式 2,800株	無償	1円	2006年8月11日から 2036年6月27日まで
2011年度分 (2012年6月4日発行)	94個	普通株式 9,400株	無償	1円	2012年6月 5日から 2041年8月 1日まで
2012年度	137個	普通株式 13,700株	無償	1円	2012年8月 7日から 2042年8月 6日まで
2014年度	147個	普通株式 14,700株	無償	1円	2014年6月 3日から 2044年6月 2日まで
2015年度	167個	普通株式 16,700株	無償	1円	2015年6月 2日から 2045年6月 1日まで
2016年度	717個	普通株式 71,700株	無償	1円	2016年6月 7日から 2046年6月 6日まで
2017年度	1,443個	普通株式 144,300株	無償	1円	2017年6月 6日から 2047年6月 5日まで
2018年度	2,317個	普通株式 231,700株	無償	1円	2018年6月 5日から 2048年6月 4日まで
2018年度分 (2019年6月3日発行)	602個	普通株式 60,200株	無償	1円	2019年6月 4日から 2048年6月 4日まで
2019年度	8,835個	普通株式 883,500株	無償	1円	2022年7月 9日から 2049年7月 8日まで

〈区分別の内訳〉

発行年度	取締役(社外取締役を除く)		監査役		執行役員	
	個数	保有者数	個数	保有者数	個数	保有者数
2005年度	54個	1名	—	—	—	—
2006年度	28個	1名	—	—	—	—
2011年度分 (2012年6月4日発行)	—	—	—	—	94個	1名
2012年度	—	—	—	—	137個	1名
2014年度	96個	1名	51個	1名	—	—
2015年度	68個	1名	99個	1名	—	—
2016年度	141個	1名	—	—	576個	6名
2017年度	346個	3名	129個	1名	968個	12名
2018年度	855個	7名	—	—	1,462個	22名
2018年度分 (2019年6月3日発行)	—	—	—	—	602個	5名
2019年度	2,785個	7名	—	—	6,050個	30名

- (注) 1. 執行役員のうち、取締役を兼務している者の保有状況は、取締役の欄に記載しています。
 2. 監査役が保有している新株予約権は、当人が取締役又は執行役員在任中に付与されたもので、監査役在任中に付与されたものではありません。
 3. 2019年度末日における新株予約権の目的となる株式の総数(退任者の保有分を含む)は2,762,700株です。

2. 2019年度中に交付した新株予約権の状況

〈株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権〉

発行決議の日	2019年5月17日
新株予約権の数	1,425 個
交付された者の人数及び交付個数	当社執行役員 ^(注) 8名 1,291 個 当社理事 ^(注) 1名 134 個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 142,500 株
発行価額	無償
権利行使時の1株当たり払込金額 (行使価額)	1円
権利行使期間	2019年6月4日から 2048年6月4日まで
その他の新株予約権の行使の条件	<p>a. 新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、2020年6月5日又は当社の取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日、いずれか早い日から新株予約権を行使することができる。</p> <p>b. 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>c. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。</p>

(注) 2018年度中の退任者を含めています。また、2019年3月末付けで理事制度を廃止しています。

〈株価条件付株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権〉

発行決議の日	2019年6月21日
新株予約権の数	8,835個
交付された者の人数及び交付個数	当社取締役 7名 2,785個 当社執行役員 30名 6,050個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 883,500株
発行価額	無償
権利行使時の1株当たり払込金額(行使価額)	1円
権利行使期間	2022年7月9日から2049年7月8日まで
その他の新株予約権の行使の条件	<p>a. 新株予約権者は、新株予約権の割当日から3年間の当社株式成長率(評価期間中の当社株主総利回り(Total Shareholder Return, TSR)を、評価期間中の東証株価指数(TOPIX)の成長率で除して算出する)に応じて、割り当てられた新株予約権の権利行使可能数を行使することができる。(注)</p> <p>b. 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>c. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。</p>

(注) 株価条件の詳細は以下のとおり。

新株予約権の割当日から3年間を業績評価期間とし、評価期間中の当社株式成長率(評価期間中の当社の株主総利回り(TSR)を、評価期間中の東証株価指数(TOPIX)の成長率で除して算出する)に応じて、次のとおり権利行使可能数を変動させる。

(1) 権利行使可能となる新株予約権の数は、以下算定式で定まる数とする。ただし、新株予約権1個未満の数は四捨五入するものとする。

- 新株予約権の当初割当数 × 権利確定割合

※当初割当数は、2019年4月1日時点の役位をもって算定する。

(2) 新株予約権の権利確定割合は、評価期間中の当社株式成長率に応じて、以下のとおり変動する。

ただし、1%未満の数は四捨五入するものとする。

- 当社株式成長率が125%以上の場合：100%

- 当社株式成長率が75%以上125%未満の場合：

$$40\% + \{ \text{当社株式成長率} (\%) - 75 (\%) \} \times 1.2 (1\% \text{未満四捨五入})$$

- 当社株式成長率が75%未満の場合：40%

(3) 当社株式成長率は以下のとおりである。

$$[\text{当社株式成長率}] = \text{当社 TSR} \div \text{TOPIX 成長率}$$

評価期間中の当社 TSR = (A + B) ÷ C、評価期間中のTOPIX成長率 = D ÷ Eとする。

A : 権利行使期間開始日の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値

B : 新株予約権の割当日以後、権利行使期間開始日までの間ににおける当社普通株式1株当たりの配当金の総額

C : 新株予約権割当日の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値

D : 権利行使期間開始日の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所におけるTOPIXの終値平均値

E : 新株予約権割当日の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所におけるTOPIXの終値平均値

※ A、C、D及びEは、取引が成立しない日を除く。

■連結計算書類

連結包括利益計算書(ご参考) <国際会計基準により作成>

(単位：百万円)

科 目	2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)
当期純利益	645,784	592,151
その他の包括利益(税効果後)		
純損益に振り替えられることのない項目		
FVTOCIに指定したその他の投資による損益	9,444	△165,620
確定給付制度の再測定	13,176	△30,861
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	△2,647	△3,506
合計	19,973	△199,987
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
キャッシュ・フロー・ヘッジ	4,931	△5,374
在外営業活動体の換算差額	△22,389	△281,332
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	△27,854	△43,032
合計	△45,312	△329,738
その他の包括利益合計	△25,339	△529,725
当期包括利益合計	620,445	62,426
当期包括利益の帰属		
当社の所有者	565,130	25,839
非支配持分	55,315	36,587
	620,445	62,426

(百万円未満四捨五入)

連結持分変動計算書 <国際会計基準により作成>

(単位：百万円)

科 目	2018年度(ご参考) (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)
資本金		
期首残高	204,447	204,447
期末残高	204,447	204,447
資本剰余金		
期首残高	229,423	228,340
株式報酬に伴う報酬費用	1,205	2,568
株式報酬に伴う自己株式の処分	△1,775	△2,215
非支配株主との資本取引及びその他	△513	△540
期末残高	228,340	228,153
自己株式		
期首残高	△10,970	△8,279
株式報酬に伴う自己株式の処分	2,796	3,706
取得及び処分一純額	△105	△290,007
期末残高	△8,279	△294,580
その他の資本の構成要素		
期首残高	925,611	914,807
会計方針の変更に伴う累積的影響額	53	—
会計方針の変更を反映した期首残高	925,664	914,807
当社の所有者に帰属するその他の包括利益	△25,607	△509,514
利益剰余金への振替額	14,750	9,893
期末残高	914,807	415,186
利益剰余金		
期首残高	3,983,916	4,356,931
会計方針の変更に伴う累積的影響額	△3,677	△9,079
会計方針の変更を反映した期首残高	3,980,239	4,347,852
当社の所有者に帰属する当期純利益	590,737	535,353
配当金	△198,276	△197,704
株式報酬に伴う自己株式の処分	△1,019	△1,455
その他の資本の構成要素からの振替額	△14,750	△9,893
期末残高	4,356,931	4,674,153
当社の所有者に帰属する持分	5,696,246	5,227,359
非支配持分		
期首残高	932,784	940,674
会計方針の変更に伴う累積的影響額	△521	△2,677
会計方針の変更を反映した期首残高	932,263	937,997
非支配株主への配当支払額	△53,800	△41,540
非支配株主との資本取引及びその他	6,896	56,491
非支配持分に帰属する当期純利益	55,047	56,798
非支配持分に帰属するその他の包括利益	268	△20,211
期末残高	940,674	989,535
資本合計	6,636,920	6,216,894
当期包括利益の帰属		
当社の所有者	565,130	25,839
非支配持分	55,315	36,587
当期包括利益合計	620,445	62,426

(百万円未満四捨五入)

連結キャッシュ・フロー計算書(ご参考)〈国際会計基準により作成〉

(単位:百万円)

科 目	2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	645,784	592,151
営業活動によるキャッシュ・フローへの調整		
減価償却費等	250,509	448,413
有価証券損益	△ 19,852	△ 66,929
固定資産損益	△ 277	32,924
金融収益・費用合計	△ 129,816	△ 103,240
持分法による投資損益	△ 137,269	△ 179,325
法人所得税	206,029	56,713
売上債権の増減	△ 299,313	547,654
たな卸資産の増減	△ 20,064	△ 73,356
仕入債務の増減	44,571	△ 487,713
その他－純額	△ 11,539	△ 77,819
配当金の受取額	352,897	316,386
利息の受取額	111,486	123,957
利息の支払額	△ 82,331	△ 94,833
法人所得税の支払額	△ 258,134	△ 185,255
営業活動によるキャッシュ・フロー	652,681	849,728

(百万円未満四捨五入)

連結キャッシュ・フロー計算書(ご参考) 〈国際会計基準により作成〉

(単位:百万円)

科 目	2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	2019年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産等の取得による支出	△315,514	△326,014
有形固定資産等の売却による収入	96,934	40,645
投資不動産の取得による支出	△2,307	△229
投資不動産の売却による収入	5,341	4,091
持分法で会計処理される投資の取得による支出	△398,191	△201,731
持分法で会計処理される投資の売却による収入	111,556	111,637
事業の取得による支出(取得時の現金受入額控除後の純額)	△31,386	△319,364
事業の売却による収入(売却時の現金保有額控除後の純額)	116,368	89,333
その他の投資の取得による支出	△62,481	△39,517
その他の投資の売却等による収入	143,528	129,293
貸付の実行による支出	△85,842	△164,739
貸付金の回収による収入	114,648	67,838
定期預金の増減-純額	33,659	108,030
投資活動によるキャッシュ・フロー	△273,687	△500,727
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金等の増減-純額	329,175	396,603
長期借入債務等による調達	723,485	699,633
長期借入債務等の返済	△991,695	△529,415
リース負債の返済	△56,017	△276,175
当社による配当金の支払	△198,276	△197,704
子会社による非支配株主への配当金の支払	△53,800	△41,540
非支配株主からの子会社持分追加取得等による支払	△7,238	△31,558
非支配株主への子会社持分一部売却等による受取	26,897	113,226
自己株式の増減-純額	△11	△289,699
財務活動によるキャッシュ・フロー	△227,480	△156,629
現金及び現金同等物に係る為替相場変動の影響額	3,607	△30,142
現金及び現金同等物の純増減額	155,121	162,230
現金及び現金同等物の期首残高	1,005,461	1,160,582
現金及び現金同等物の期末残高	1,160,582	1,322,812

(百万円未満四捨五入)

セグメント情報(ご参考)〈国際会計基準により作成〉

(単位:百万円)

2018年度							
	天然ガス	総合素材	石油・化学	金属資源	産業インフラ	自動車・モビリティ	食品産業
売上総利益	29,188	164,773	109,117	377,403	83,751	134,225	257,719
持分法による投資損益	63,321	11,084	16,259	△ 25,491	△ 39,184	54,151	△ 9,035
当社の所有者に帰属する当期純利益(純損失)	89,400	35,284	35,800	252,448	△ 40,396	97,161	9,944
資産合計	1,536,970	1,451,510	1,317,943	2,812,549	685,763	1,524,352	1,719,855
	コンシューマー産業	電力ソリューション	複合都市開発	合計	その他	調整・消去	連結金額
売上総利益	751,923	36,886	35,846	1,980,831	6,807	173	1,987,811
持分法による投資損益	8,003	25,844	31,761	136,713	1,359	△ 803	137,269
当社の所有者に帰属する当期純利益(純損失)	31,452	33,136	32,354	576,583	12,760	1,394	590,737
資産合計	3,423,559	723,339	875,337	16,071,177	2,325,640	△ 1,864,017	16,532,800

2019年度							
	天然ガス	総合素材	石油・化学	金属資源	産業インフラ	自動車・モビリティ	食品産業
売上総利益	20,878	140,079	60,563	238,575	94,432	129,535	254,952
持分法による投資損益	32,420	7,582	8,086	15,251	29,117	△ 10,911	18,632
当社の所有者に帰属する当期純利益(純損失)	70,261	26,067	△ 11,997	212,290	41,439	19,579	53,240
資産合計	1,519,774	1,274,002	892,800	3,005,674	1,184,594	1,511,112	1,599,163
	コンシューマー産業	電力ソリューション	複合都市開発	合計	その他	調整・消去	連結金額
売上総利益	763,071	41,112	38,202	1,781,399	7,517	215	1,789,131
持分法による投資損益	12,366	29,439	37,610	179,592	148	△ 415	179,325
当社の所有者に帰属する当期純利益(純損失)	22,705	51,482	34,307	519,373	16,640	△ 660	535,353
資産合計	4,130,898	1,638,795	901,004	17,657,816	2,435,833	△ 2,043,988	18,049,661

(百万円未満四捨五入)

- (注) 1. 「その他」は、主に当社及び関係会社に対するサービス及び業務支援を行うコーポレートスタッフ部門などを表しています。また当欄には、各事業セグメントに配賦できない、財務・人事関連の営業活動による収益及び費用も含まれています。資産合計のうち「その他」に含めた全社資産は、主に財務・投資活動に係る現金・預金及び有価証券により構成されています。
2. 「調整・消去」には、各事業セグメントに配賦できない収益及び費用やセグメント間の内部取引消去が含まれています。
3. 連結会社は、2019年度において、10グループ体制へと改編しており、2018年度のセグメント情報も組替再表示を行っています。

注記

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

重要な会計方針等に関する注記(2019年度)

1. 連結計算書類の作成の基礎

(1) 連結計算書類の作成基準

当連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」)に準拠して作成しています。ただし、同項後段の規定に準拠して、IFRSにより要請される記載及び注記の一部を省略しています。

(2) 新たに適用している主な基準書及び解釈指針

当年度より新たに適用する主な基準書及び解釈指針は以下のとおりです。

基準書及び解釈指針	概要
IFRS 第16号「リース」	借手オペレーティング・リース等の会計処理及び開示を改訂

当社及び連結子会社(以下「連結会社」)は、当年度よりIFRS第16号を適用しており、経過措置として認められている方法のうち、適用による累積的影響を当年度期首の利益剰余金等の残高の修正として認識する方法を採用していますが、当該修正により利益剰余金が9,079百万円減少しています。

IFRS第16号の適用に際し、契約にリースが含まれているか否かについては、IFRS第16号C3項の実務上の便法を選択し、IAS第17号「リース」(以下「IAS第17号」)及びIFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」のもとでの判断を引き継いでいます。適用開始日以降は、IFRS第16号の規定に基づき判断しています。

過去にIAS第17号を適用してオペレーティング・リースに分類した借手のリースについては、適用開始日に、使用権資産及びリース負債を認識しています。リース負債は、残存リース料を適用開始日における借手の追加借入利子率を用いて割り引いた現在価値で測定しています。当該追加借入利子率の加重平均は、0.8%です。

このうち、適用開始日に認識した使用権資産について、IFRS第16号が過去のリース開始日から適用されていたかのように帳簿価額で認識することを選択したリースについては、取得価額と減価償却及び減損損失累計額に区分して認識しています。

なお、残存リース料は、解約不能なリース契約に基づき発生する将来最低支払リース料に加え、解約可能なリース契約のうち解約オプションを使用しないことが合理的に確実である期間に対応する支払リース料等で構成されています。また、使用権資産は、リース負債の当初測定額に前払リース料等を調整した金額で当初測定を行っています。

過去にIAS第17号を適用してファイナンス・リースに分類した借手のリースについては、適用開始日の使用権資産及びリース負債の帳簿価額を、それぞれ、直前の日におけるIAS第17号に基づくリース資産及びリース負債の帳簿価額で算定しています。

なお、使用権資産の帳簿価額については、直前の日におけるIAS第17号に基づくリース資産の取得価額と減価償却及び減損損失累計額に区分して算定しています。

前年度末においてIAS第17号を適用して開示した解約不能のオペレーティング・リース契約と、適用開始日において連結財政状態計算書に認識したリース負債の調整表は、以下のとおりです。

解約不能オペレーティング・リース契約 (2019年3月31日時点)	351,557百万円
ファイナンス・リース債務 (2019年3月31日時点)	285,277百万円
解約可能オペレーティング・リース契約等 (注)	867,414百万円
2019年4月1日時点のリース負債	1,504,248百万円

(注) 解約不能オペレーティング・リース契約 (2019年3月31日時点) を適用開始日現在の追加借入利子率で割り引いた影響を含みます。

また、適用開始日において連結財政状態計算書に認識した使用権資産は、1,434,275百万円です。

なお、連結会社は、IFRS第16号の適用に際し、以下の実務上の便法を使用しています。

- ・適用開始日から12か月以内にリース期間が終了するリースについて、使用権資産とリース負債の認識が免除となる短期リースと同じ方法で会計処理
- ・当初直接コストを適用開始日現在の使用権資産の測定から除外
- ・原資産のクラスごとに、非リース構成部分をリース構成部分と区別せずに、単一のリース構成部分として会計処理
- ・使用権資産に対する減損テストを実施することの代替として、リースが適用開始日直前においてIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を適用して不利であるかどうかの評価に依拠
- ・契約にリースを延長する又は解約するオプションが含まれている場合においてリース期間を算定する際などに、事後の判断を使用

連結会社は、金額的な重要性に鑑み、IFRS第16号に基づき、当年度の連結財政状態計算書において「リース負債」を、連結キャッシュ・フロー計算書において「リース負債の返済」を区分表示しています。これに合わせ、前年度の連結財政状態計算書において「営業債務及びその他の債務」に含まれていたIAS第17号に基づくリース債務、連結キャッシュ・フロー計算書において「長期借入債務等の返済」に含まれていたIAS第17号に基づくリース債務の返済を、それぞれ「リース負債」、「リース負債の返済」に組み替えて表示しています。

これらを除く新たな基準書及び解釈指針の適用による当年度の連結計算書類への重要な影響はありません。
会計方針の詳細は「注記5 重要な会計方針(9) リース」をご参照ください。

(3) 重要な会計上の判断、見積り及び仮定

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行う必要があります。実際の業績はこれらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は、継続して見直されます。会計上の見積りの改訂による影響は、その見積りが改訂された会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識されます。

なお、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による影響は、業種や地域によって異なるものの、公的機関等の発行する経済見通しを参考にした上で、全体としては2020年度上期まで続き、それ以降は徐々に回復に転じるものと見込んでいます。

当年度の連結計算書類における重要な会計上の判断、見積り及び仮定の変更は、以下のとおりです。

(持分法で会計処理される投資の減損損失等)

当年度において、連結会社は20.02%出資する三菱自動車工業宛の投資について、自動車市場における最新の需要動向等に基づき出資時の計画を見直したことを背景に、25,865百万円の減損損失を「持分法による投資損益」として計上しましたことに加え、8,366百万円の減損損失を「有価証券損益」として計上しています。連結会社は、同社宛の投資において認識した個別資産及び投資の帳簿価額に含まれるのれん相当額について、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローからおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成する資産グループ、又は同社宛の投資全体を独立した資金生成単位として減損金額の測定を行っており、個別資産についてはインカム・アプローチに基づく公正価値、帳簿価額に含まれるのれん相当額については同社の将来キャッシュ・フローの割引現在価値を基に使用価値に基づく回収可能価額を見積り、それぞれ帳簿価額との差額を減損損失として計上しています。これらの損失は、自動車・モビリティセグメントの連結純利益に含まれています。

なお、使用価値の基礎となる将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による影響も勘案しており、同影響による需要の落ち込みは2020年度上期まで続くものの、それ以降は徐々に回復に転じ、2022年度までには2019年度と同水準まで回復、それ以降は需要の増加が継続すると見込んでいます。

当年度において、連結会社は100%出資子会社のCUTBANK DAWSON GAS RESOURCES LTD.が40%の権益を有するCUTBANK RIDGE PARTNERSHIP(CRP)が保有する一部坑井について、足元の原油価格の下落などを背景に、10,409百万円の損失を「持分法による投資損益」として計上しています。この損失は、天然ガスセグメントの連結純利益に含まれています。

連結会社は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響や世界的な原油供給過多の状況下、足元における原油価格の下落を踏まえ、当年度において保有する坑井の採算性などを総合的に評価した結果、当該損失を計上しています。なお、足元では原油価格は低迷しているものの徐々に回復に転じ、原油(Dubai)価格の中長期的な価格見通しは、インフレによる影響を除き、1バレル当たり約75米ドルになると見込んでいます。

CRPの生産・開発期間は長期間に及ぶため、短期的な価格の動向よりも中長期的な価格見通しの方が投資の評価により重要な影響を与えますが、連結会社は、将来の需給環境等のファンダメンタルズや社外の公的機関等の提供するデータ等を考慮して原油・ガス価格見通しを策定しています。なお、当年度末のCRP宛て投資の帳簿価格は2,435億円です。

当年度において、連結会社は海外製錬事業会社宛の投資について、中長期的な価格見通しの見直しなどを背景に、4,698百万円の減損損失を「持分法による投資損益」として計上したことによると、5,455百万円の減損損失を「有価証券損益」として計上しています。これらの損失は、金属資源セグメントの連結純利益に含まれています。

(法人所得税)

連結会社は、100%出資する連結子会社MC Resource Development Ltd.(「以下MCRD社」)を通じて20.4%出資するチリ国銅資源権益保有会社アングロ・アメリカン・スール社宛の投資について、事業推進体制の見直しを背景として、中南米における金属資源開発事業の中核会社であるチリ国M.C. Inversiones Limitadaに移管した上で、MCRD社を清算することを決定しました。これにより、MCRD社の過年度の損失などに対する繰延税金資産を認識したため、金属資源セグメントの「法人所得税」が76,747百万円減少しています。これに加え、MCRD社宛の投資に関する「在外営業活動体の換算差額」に対して32,267百万円の繰延税金負債を認識しています。

(金融商品の公正価値)

「金融商品に関する注記」をご参照ください。

(単位：社)

2. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲

	2018年度末	2019年度末	増減
連結子会社	1,022	1,257	235
持分法適用会社	403	446	43
合計	1,425	1,703	278

(注) 上記の会社数には、連結対象会社が連結経理処理している関係会社 (2018年度末：898社、2019年度末：1,188社) が含まれています。

企業の議決権の過半数を所有していないが支配していると判断している企業

千代田化工建設株式会社

当社は、総合エンジニアリング事業を展開する千代田化工建設株式会社の第三者割当増資を受け、普通株式へ転換可能なA種優先株式を保有しています。全てのA種優先株式を普通株式に転換した場合の議決権比率は、別途保有している普通株式の議決権比率33.57%と合せて、82.06%となります。IFRSにおける連結範囲の判定においては、行使可能な潜在的議決権も考慮され、実質的に単独での支配権を行使可能な立場にあると考えられることから、当社は千代田化工建設株式会社を連結子会社としています。

企業の議決権の過半数を所有しているが支配していないと判断している企業

MI Berau B.V. (MI Berau社)

連結会社は、Tangguh LNGプロジェクトとよばれるインドネシアでのLNG事業に参画しているMI Berau社(オランダ企業)の株式を56%保有しており、国際石油開発帝石株式会社(以下「インペックス社」)が株式を44%保有しています。インペックス社との合弁契約書において、MI Berau社の経営上の重要事項の決定に関しては連結会社に加えて、インペックス社の同意を必要とする旨が規定されています。合弁契約書にて付与された権利により、インペックス社はMI Berau社に対して、実質的な参加権を保有しており、連結会社は、単独での支配権を行使する立場にならないため、ジョイント・ベンチャーとして、連結会社はMI Berau社に対して持分法を適用しています。

Sulawesi LNG Development Ltd. (Sulawesi LNG Development社)

連結会社は、Donggi Senoro LNGプロジェクトとよばれるインドネシアでのLNG事業に出資しているSulawesi LNG Development社(イギリス企業)の株式を75%保有しており、韓国ガス公社が株式を25%保有しています。韓国ガス公社との株主間協定書において、Sulawesi LNG Development社の経営上の重要事項の決定に関しては連結会社に加えて、韓国ガス公社の同意を必要とする旨が規定されています。株主間協定書にて付与された権利により、韓国ガス公社はSulawesi LNG Development社に対して、実質的な参加権を保有しており、連結会社は、単独での支配権を行使する立場にならないため、ジョイント・ベンチャーとして、連結会社はSulawesi LNG Development社に対して持分法を適用しています。

3. 主な連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更

連結子会社	[新規]	千代田化工建設株式会社 ENECO GROEP N.V.
	[除外]	MC フードスペシャリティーズ株式会社 国際埠頭株式会社
持分法適用会社	[新規]	TH FOODS, INC. 株式会社ロイヤリティマーケティング ディーアールアイ・ジーピー株式会社 住商メタルワン鋼管株式会社
	[除外]	AREVA MONGOL XXX 日本タタ・コンサルタンシー・サービスズ株式会社

- (注) 1. MC フードスペシャリティーズ株式会社は、興人ライフサイエンス株式会社及び三菱商事フードテック株式会社(存続会社、三菱商事ライフサイエンス株式会社へ社名変更)との統合の結果消滅したため、当年度より連結除外しています。
 2. TH FOODS, INC.は、株式の一部売却により、当年度より連結子会社から持分法適用会社に変更しています。
 3. 株式会社ロイヤリティマーケティングは、株式の一部売却により、当年度より連結子会社から持分法適用会社に変更しています。

4. 主要な連結子会社及び持分法適用会社

連結子会社	北米三菱商事会社 欧州三菱商事会社 三菱商事（上海）有限公司 MITSUBISHI CORPORATION FINANCE PLC 株式会社メタルワン MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY LTD 千代田化工建設株式会社 TRI PETCH ISUZU SALES COMPANY LIMITED 三菱食品株式会社 株式会社ローソン ENECO GROEP N.V.
	JAPAN AUSTRALIA LNG (MIMI) PTY. LTD. 三菱自動車工業株式会社

5. 重要な会計方針

(1) 連結の基礎

① 子会社

当社は直接・間接に支配している会社を連結子会社としています。したがって、連結会社が議決権の過半数を所有する会社については原則として連結子会社としています。ただし、連結会社が議決権の過半数を所有していない場合でも、意思決定機関を実質的に支配していると判断した場合には、当該会社を連結子会社としています。また、連結会社が議決権の過半数を所有している場合でも、少数株主が当該会社の通常の事業活動における意思決定に対して重要な参加権を持つ場合においては、連結会社が支配を有しないため、持分法を適用しています。

当連結計算書類には、支配を獲得した日から支配を喪失した日までの子会社の純損益及びその他の包括利益を含めています。子会社の財務諸表は、連結会社が採用する会計方針への調整を行っています。

連結会社間の内部取引及び債権債務は、相殺消去しています。

支配の喪失に至らない、子会社に対する持分の変動は、資本取引として会計処理しています。親会社持分及び非支配持分の帳簿価額は、子会社に対する相対的な持分の変動を反映するよう修正しています。非支配持分の金額と支払対価又は受領した対価との差額は、資本に直接認識し、親会社持分に配分しています。

子会社に対する支配を喪失した場合、(1)受領した対価の公正価値と残存する持分の公正価値との合計と、(2)子会社の資産（のれんを含む）及び負債、並びに非支配持分の従前の帳簿価額との差額を、純損益として計上しています。支配の喪失日において、残存する投資の公正価値は、IFRS第9号「金融商品」に従った事後の会計処理のための当初認識時の公正価値、又は、関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する投資の当初認識時の原価とみなしています。

② 企業結合

企業結合（事業の取得）は「取得法」で会計処理をしています。支配取得時に引き渡した対価は、連結会社が移転した資産、取得企業に発生した被取得企業の従前の所有者に対する負債及び連結会社が発行した資本性金融商品の取得日（すなわち連結会社の支配獲得日）の公正価値の合計で測定しています。取得関連費用は発生時において純損益に認識しています。

取得日において、識別可能な資産及び負債は、以下を除き、取得日における公正価値で認識しています。

- ・繰延税金資産（又は繰延税金負債）及び従業員給付契約に関連する負債（又は資産）は、それぞれIAS第12号「法人所得税」及びIAS第19号「従業員給付」に従って認識し測定しています。
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は処分グループは、当該基準書に従って測定しています。
- ・被取得企業の株式に基づく報酬取引に係る負債若しくは資本性金融商品、又は被取得企業の株式に基づく報酬取引の連結会社の株式に基づく報酬取引への置換に係る負債若しくは資本性金融商品は、IFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定しています。

のれんは、移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、及び取得企業が取得以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計金額が、取得日における識別可能資産及び負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しています。

取得日における識別可能資産及び負債の正味価額が、移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額及び取得企業が取得以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計を上回る場合、その超過額はバーゲンパートナーズ益として直ちに純損益に認識しています。

段階的に達成される企業結合の場合、連結会社が以前に保有していた被取得企業の資本持分は取得日の公正価値で再評価され、発生した利得又は損失は純損益に認識しています。取得日以前にその他の包括利益に計上されていた被取得企業の持分の金額は、その持分を処分した場合と同様の適切な方法で、純損益又はその他の包括利益に認識しています。

企業結合が発生した報告年度末までに企業結合の当初の会計処理が完了しない場合、連結会社は、未完了の項目については暫定的な金額で報告します。それらが判明している場合には、取得日に認識された金額に影響を与えたと考えられる、取得日に存在していた事実や状況に関して得た新しい情報を反映するために、暫定的な金額を測定期間(最長で1年間)の間に修正するか、又は追加の資産又は負債を認識しています。

③ 関連会社及びジョイント・ベンチャー(共同支配企業)

関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資については持分法を適用しています。関連会社とは、連結会社がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響力を有しているものの、支配又は共同支配を有していない企業をいいます。連結会社が他の企業の議決権の20%以上50%以下を保有する場合、連結会社は当該他の企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。保有する議決権が20%未満であっても、財務及び営業又は事業の方針の決定に重要な影響力を行使しうる会社も関連会社に含めています。反対に、議決権の20%以上を保有している場合でも、連結会社が重要な影響力を保持しないと判断した場合には持分法を適用していません。

ジョイント・ベンチャー(共同支配企業)とは、ジョイント・アレンジメント(共同支配の取決め、すなわち、複数の当事者が共同支配を有する取決め)のうち、共同支配を行う参加者が独立の事業体の純資産に対する権利を有するものをいいます。また、共同支配とは、契約上合意された支配の共有であり、参加者が取決めのリターンに重要な影響を及ぼす活動について、参加者の全会一致で決定し、当該活動を共同で営むことで成立します。

持分法の下では、当初、投資額は原価で測定し、それ以後は、関連会社及びジョイント・ベンチャーの純資産に対する連結会社の持分の取得後の変動に応じて投資額を変動させています。その際、関連会社及びジョイント・ベンチャーの純損益のうち連結会社の持分相当額は、連結会社の純損益に計上しています。また、関連会社及びジョイント・ベンチャーのその他の包括利益のうち連結会社の持分相当額は、連結会社のその他の包括利益に計上しています。関連会社及びジョイント・ベンチャーの損失に対する持分相当額が投資額(実質的に関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する連結会社の正味投資の一部を構成する長期の持分を含みます)を超過するまで、当該持分相当額は純損益に計上し、さらなる超過額は連結会社が損失を負担する法的又は推定的義務を負う或いは企業が関連会社又は共同支配企業に代わって支払う範囲内で損失として計上しています。内部取引に係る利益は、事業の譲渡を除いて、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する持分比率に応じて相殺消去しています。

連結会社は投資先が関連会社又はジョイント・ベンチャーに該当した時点から持分法を適用しています。関連会社及びジョイント・ベンチャーの取得日に認識した資産、負債及び偶発負債の正味の公正価値に対する持分を取得対価が超える額はのれん相当額として認識し、投資の帳簿価額に含めています。

関連会社に対する重要な影響力又はジョイント・ベンチャーに対する共同支配を喪失し、持分法の適用を中止する場合には、残存する投資は処分日の公正価値で測定し、IFRS第9号「金融商品」に従って金融資産として会計処理しています。残存する投資の従前の帳簿価額と公正価値との差額は、当該投資の処分損益として計上しています。関連会社及びジョイント・ベンチャーが以前にその他の包括利益として認識していた金額は、あたかも関連する資産又は負債を直接処分したかのように、純損益への再組替を行うか否かを決定し会計処理しています。

④ ジョイント・オペレーション(共同支配事業)

ジョイント・オペレーション(共同支配事業)とは、ジョイント・アレンジメントのうち、共同支配を行う参加者が、契約上の取決めに関連する資産に対する権利及び負債に係る義務を有するものをいいます。ジョイント・オペレーションに係る投資については、共同支配の営業活動から生じる資産、負債、収益及び費用のうち、連結会社の持分相当額のみを認識しています。連結会社間の内部取引並びに債権債務は、持分比率に応じて相殺消去しています。

⑤ 投資企業

投資企業とは、投資者に投資管理サービスを提供する目的で資金を得て、投資者に対して、自らの事業目的は資本増価、投資収益、又はその両方からのリターンのためだけに資金を投資することであると確約し、その投資のほとんどすべての測定及び業績評価を公正価値ベースで行うという要件を充足するものをいいます。

投資企業は、当該投資企業の子会社に対する持分も含め、原則として全ての投資をIFRS第9号「金融商品」に従って純損益を通じて公正価値で測定します。

ただし、連結会社の子会社が投資企業に該当する場合、連結会社による当該投資企業の連結に当たっては、当該投資企業が子会社に対する持分に適用した公正価値測定を、通常の連結処理に組替えています。

一方、連結会社の関連会社又は共同支配企業が投資企業に該当する場合には、連結会社による持分法の適用に当たって、当該投資企業が子会社に対する持分に適用した公正価値測定を維持しています。

⑥ 報告日

当連結計算書類の作成に当たり、現地法制度上又は株主間協定等で当社と異なる決算日が要請されていることにより決算日を統一することが実務上不可能であり、また、事業の特性やその他の実務上の要因によって当社の報告期間の末日をもって仮決算を行うことが実務上不可能な一部の子会社、関連会社及びジョイント・アレンジメントについては、12月31日又は12月31日の翌日から当社の決算日である3月31日までに終了する会計年度の財務諸表を用いています。これらの子会社、関連会社及びジョイント・アレンジメントの決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引又は事象については、当連結計算書類に反映しています。

(2) 外貨換算

財務諸表の外貨建項目については取引日の為替レートにより換算を行っており、貨幣性項目については決算日において同日の為替レートで換算替えを行っています。公正価値で測定された非貨幣性項目は、公正価値を算定した日の為替レートで換算替えを行っています。取得原価で測定された非貨幣性項目は、換算替えを行っていません。貨幣性項目の換算替えにより生じる差額は、連結損益計算書の「その他の損益—純額」に計上しています。

海外子会社や関連会社等の在外営業活動体の資産及び負債は、それぞれの決算日の為替レートにより、収益及び費用は、著しい変動のない限り期中平均レートにより円貨に換算しています。換算により生じる為替換算差額については、税効果考慮後の金額をその他の包括利益に計上し、「その他の資本の構成要素」に認識されます。

在外営業活動体を処分し支配を喪失した際には、為替換算差額の累積額は純損益に振り替えています。子会社に対する支配の喪失に至らない一部処分の場合には、為替換算差額の累積額の持分割合は非支配持分に再度配分されますが、純損益は認識しません。その他の重要な影響力又は共同支配を喪失するような一部処分の場合には、為替換算差額の処分比率に応じた額を純損益に組み替えます。

在外営業活動体の取得により生じたのれん及び公正価値修正は、報告期間末時点で当該活動体の資産及び負債として換算替えを行い、換算差額は「その他の資本の構成要素」に認識し資本に累積されます。

(3) 金融商品

① 非デリバティブ金融資産

連結会社は、営業債権及びその他の債権を、取引日に当初認識しています。その他の全ての金融資産は、連結会社が当該金融商品の契約当事者となった取引日に当初認識しています。

連結会社は、金融資産を公正価値により当初認識しています。純損益を通じて公正価値で測定するものではない金融資産の場合には、金融資産の取得に直接起因する取引コストを公正価値に加算しています。当初認識後は償却原価又は公正価値のいずれかにより測定しています。

② 儻却原価で測定される金融資産

金融資産は、以下の要件を両方満たす場合、実効金利法を用いて償却原価で測定しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有している
- ・契約条件が、特定された日に元本及び利息の支払のみによるキャッシュ・フローを生じさせることを規定している実効金利は、当該金融資産の予想残存期間（場合によっては、それより短い期間）を通じての、将来の現金受取額の見積額（手数料、取引コスト、その他のすべてのプレミアム及びディスカウントを含む）を、正味帳簿価額まで正確に割り引く利率です。償却原価で測定される金融資産の認識を中止した場合、資産の帳簿価額と受け取った対価又は受取可能な対価との差額は、純損益に認識しています。

③ 公正価値で測定される金融資産

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産のうち、以下の要件をともに満たす負債性金融商品についてはその他包括利益を通じて公正価値で測定（FVTOCI）しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方を目的として保有している
- ・契約条件が、特定された日に元本及び利息の支払のみによるキャッシュ・フローを生じさせることを規定しているFVTOCIの負債性金融商品に係る公正価値の変動は、当該資産の認識を中止した場合に純損益に認識しています。
- ・償却原価で測定される金融資産以外の金融資産で上記以外の金融資産については公正価値で測定し、その変動を原則として純損益として認識しています（FVTPL）。ただし、連結会社は、売買目的で保有していない資本性金融商品への投資の一部については、公正価値で測定し、その変動をその他の包括利益で認識（FVTOCI）する資本性金融資産として指定することを選択しています。売買目的で保有する場合は、以下の場合を指します。
 - ・主として短期間に売却を行う目的で取得したか又は発生した
 - ・当初認識時において、まとめて管理され、かつ、最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠がある識別された金融商品のポートフォリオの一部である
 - ・デリバティブである（金融保証契約又は指定された有効なヘッジ手段であるデリバティブを除く）

FVTOCIの資本性金融商品に係る公正価値の変動は、当該資産の認識を中止した場合にその他の包括利益から直接利益剰余金に振り替え、純損益では認識していません。FVTOCIの資本性金融資産に係る受取配当金については、配当を受領する権利が確立された時点で金融収益の一部として純損益に認識しています。

④ 儻却原価で測定される金融資産及びその他包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品の減損

連結会社は、償却原価で測定される金融資産及びその他包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品について、予想信用損失を見積り、損失評価引当金を認識及び測定しています。報告日時点で、ある金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を報告日後12か月以

内に生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失に基づいて算定しています。一方で、報告日時点で、ある金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を金融商品の予想存続期間にわたるすべての生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（全期間の予想信用損失）に基づいて算定しています。金融商品の信用リスクの著しい増大の有無については、外部・内部の信用格付けの変動や期日経過の情報等を用いて判断し、予想信用損失については、貨幣の時間価値、各信用格付けにおける過去の債務不履行事象の発生実績や、それらと相關の高い経済指標に関する合理的に利用可能な将来予測情報等を反映する方法で見積っています。報告日時点で信用減損の証拠がある金融資産については、投資格付、投資契約の内容、担保の状況、キャッシュ・フローに係る権利及び優位性、並びに発行体の状況を総合的に評価した上で個別に全期間の予想信用損失を見積り、当該金融商品に係る損失評価引当金を算定しています。信用減損の証拠については、発行者又は債務者の重大な財政的困難や期日経過を含む契約違反等の事象を用いて判断しています。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増大の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で損失評価引当金を算定しています。

⑤ 金融資産の認識の中止

連結会社は、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産を譲渡し、ほとんどすべてのリスクと経済価値が移転した時にのみ、金融資産の認識を中止しています。連結会社がリスクと経済価値のほとんどすべてを移転しないが保持もせず、譲渡された資産を支配し続ける場合には、連結会社は資産に対する留保持分及び関連して支払う可能性がある負債を認識しています。

⑥ 現金及び現金同等物

現金同等物とは、3か月以内に満期日が到来する、換金が容易で、かつ価値変動リスクが僅少な流動性の高い投資で、主に定期預金です。

⑦ 非デリバティブ金融負債

連結会社は、連結会社が発行した負債証券及び劣後負債を、その発行日に当初認識しています。その他の金融負債はすべて、連結会社がその金融商品の契約の当事者になる取引日に認識しています。

連結会社は、契約上の義務が免責、取消又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しています。

金融負債は公正価値から直接取引費用を控除して当初認識しています。当初認識後は、実効金利法を用いて償却原価で測定しています。実効金利は、当該金融負債の予想残存期間（場合によっては、それより短い期間）を通じての、将来の現金支払額の見積額（手数料、取引コスト、その他のすべてのプレミアム及びディスカウントを含む）を、正味帳簿価額まで正確に割り引く利率です。なお、当初認識において、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として取消不能の指定を行ったものはありません。

⑧ 資本

・普通株式

当社が発行した資本性金融商品は、発行価額を「資本金」及び「資本剰余金」に計上し、直接発行費用（税効果考慮後）は「資本剰余金」から控除しています。

・自己株式

自己株式を取得した場合は、直接取引費用を含む税効果考慮後の支払対価を、資本の控除項目として認識しています。

⑨ ヘッジ会計及びデリバティブ

連結会社は、主として金利変動リスクや為替変動リスクの軽減、たな卸資産や取引契約の商品相場変動リスクの回避を目的としてデリバティブ取引を利用しておあり、すべてのデリバティブ取引を公正価値で資産又は負債として計上しています。連結会社は、市場リスクを相殺する効果を有する取引の活用によってリスクを低減することができない場合には、ヘッジ会計の要件を満たす限り、これらのデリバティブや外貨建借入債務などのデリバティブ取引以外の金融商品を公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ又は在外営業活動体に対する純投資のヘッジのヘッジ手段として指定し、ヘッジ会計を適用しています。

連結会社は、ヘッジ関係の開始時、四半期時及びヘッジ有効性の要求に影響を与える状況の重大な変化があった時に、ヘッジ手段の公正価値又はキャッシュ・フローの変動が、ヘッジされたリスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対して高い相殺効果があるかどうかを確認することで、ヘッジの有効性を評価しています。なお、信用リスクがヘッジ関係に与える影響が僅少であることを確認しています。

・公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジのヘッジ手段として指定されるデリバティブは、主として固定金利付金融資産・負債を変動金利付金融資産・負債に変換する金利スワップです。ヘッジ手段であるデリバティブ取引の公正価値の変動は、純損益として計上しており、ヘッジ対象である金融資産、金融負債及び確定契約の公正価値の変動額と相殺して連結損益計算書の「その他の損益－純額」として計上しています。

ヘッジ関係について有効性が認められなくなったものの、リスク管理目的に変更が無い場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ比率を再調整しています。また、ヘッジ関係についてリスク管理目的が変更された場合は、ヘッジ会計の適用を中止しています。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の帳簿価額に対する公正価値の修正額は、ヘッジ会計の中止日から償却して純損益に計上しています。

・キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として指定したデリバティブは、主として変動金利付金融負債を固定金利付金融負債に変換する金利スワップ、及び予定販売取引に係る機能通貨ベースのキャッシュ・フローの変動を相殺する為替予約です。また、商品スワップ及び先物契約も利用しており、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定しています。キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定したデリバティブの公正価値変動額の有効部分は、ヘッジ対象取引が実行され純損益に計上されるまで「その他の資本の構成要素」として繰り延べています。「その他の資本の構成要素」に計上されたデリバティブ関連の損益は、対応するヘッジ対象取引が純損益に認識された時点で純損益に振り替えています。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債として認識される場合には、「その他の資本の構成要素」として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として振り替えています。非有効部分は、直ちに純損益に認識しています。

ヘッジ関係について有効性が認められなくなったものの、リスク管理目的に変更が無い場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ比率を再調整しています。また、ヘッジ関係についてリスク管理目的が変更された場合は、ヘッジ会計の適用を中止しています。「その他の資本の構成要素」に累積されている損益はヘッジ会計の中止時点では資本に残し、予定取引が純損益に認識される際に純損益に振り替えています。予定取引の発生がもはや見込まれない場合は、「その他の資本の構成要素」に累積されていた損益は直ちに純損益に振り替えています。

・在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

連結会社は、在外営業活動体に対する純投資の為替変動リスクを回避するために、為替予約や外貨建借入債務などのデリバティブ取引以外の金融商品を活用しています。ヘッジ手段の公正価値変動額等の有効部分は、「その他の資本

の構成要素」に含まれる「在外営業活動体の換算差額」に計上されています。

・ヘッジ活動以外に用いられるデリバティブ取引

連結会社は、商品先物市場におけるブローカー業務やトレーディング活動の一環として、商品デリバティブ契約や金融デリバティブ契約を締結しています。連結会社は、ブローカー業務及びトレーディング活動に係るデリバティブ取引とリスク管理目的で利用するデリバティブ取引とを明確に区分しています。また、連結会社は、内部統制上の方針として、デリバティブ取引に伴う潜在的な損失を管理するため厳格なポジションの限度枠を設定し、その準拠状況を確認するために定期的にポジションを監視しています。

ヘッジ指定されていない又はトレーディング目的で取得したデリバティブ取引の公正価値の変動は、純損益に計上しています。

⑩ 金融保証契約

連結会社が発行した金融保証契約負債は当初公正価値で測定され、FVTPLとして指定されない場合には、当初測定後は以下のいずれか大きい金額により測定しています。

- ・IFRS第9号「金融商品」に従って算定された損失評価引当金
- ・当初認識額から、該当があれば、収益認識の会計方針に従って認識された累積償却額を控除した金額

⑪ 金融資産と金融負債の相殺

連結会社は、金融資産と金融負債について、認識している金額を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合に、金融資産と金融負債とを相殺し、純額を連結財政状態計算書に表示しています。

(4) たな卸資産

たな卸資産は移動平均法又は個別法に基づく取得原価又は正味実現可能価額のいずれか低い価額で計上しています。正味実現可能価額は、たな卸資産の見積販売価額から完成までに要するすべての費用及び販売に要する費用を控除した後の金額を示しています。

また、たな卸資産のうち、短期的な価格変動により利益を獲得する目的で取得したものについては、売却費用控除後の公正価値で測定しています。

(5) 生物資産

生物資産は、公正価値が信頼性をもって測定できない場合を除き、売却費用控除後の公正価値で測定し、その変動を純損益として認識しています。売却費用には、輸送費用を含むその資産の販売に必要なすべての経費が含まれています。生物資産から収穫された農産物は、収穫時において公正価値から売却費用を控除した金額でたな卸資産に振り替えています。

(6) 有形固定資産

① 認識及び測定

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で計上しています。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、並びに資産計上すべき借入コストが含まれています。有形固定資産の構成要素ごとに見積耐用年数が異なる場合は、それぞれ別個の有形固定資産項目として計上しています。

② 減価償却

土地は減価償却していません。その他の有形固定資産に係る減価償却費は償却可能価額をもとに算定しています。償却可能価額は、資産の取得価額又は取得価額に準じる額から残存価額を差し引いて算出しています。鉱物資源関連資産以外の有形固定資産の減価償却は、各資産の見積耐用年数に基づき、主として建物及び構築物は定額法、機械及び装置は定額法又は定率法、船舶は定額法によって算出しています。

各資産の見積耐用年数は主として以下のとおりです。

建物及び構築物 2年から60年

機械及び装置 2年から50年

船舶 2年から25年

石油・ガス及び鉱物に係る権益取得、探査、評価、開発及び産出活動に係る資産は、鉱物資源関連資産に区分しています。鉱物資源関連資産の減価償却は、確認埋蔵量及び推定埋蔵量に基づき、生産高比例法を用いて算出しています。減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しています。

③ 認識の中止

有形固定資産は、処分時、若しくは継続的な使用又は処分から将来の経済的便益が期待されなくなった時に、認識を中止しています。有形固定資産項目の認識の中止から生じる利得又は損失は、当該資産項目の認識中止時に純損益に含めています。

(7) 投資不動産

投資不動産とは、賃貸料収入又はキャピタル・ゲイン、若しくはその両方を得ることを目的として保有する不動産です。通常の営業過程で販売する不動産(販売用不動産)や、商品又はサービスの製造・販売、又はその他の管理目的で使用する不動産(有形固定資産)は含まれていません。連結会社は投資不動産に対して原価モデルを適用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。投資不動産の見積耐用年数は主として2年から60年であり、定額法によって減価償却を行っています。また、投資不動産を処分した場合、又は恒久的に使用を取り止め、処分による将来の経済的便益が見込まれなくなった場合には、認識を中止しています。投資不動産の認識の中止から生じる利得又は損失は、当該投資不動産の認識中止時に純損益に含めています。

(8) 無形資産及びのれん

① 研究開発費

新規の科学的又は技術的な知識及び理解を得る目的で実施される研究活動に関する支出は、発生時に費用として認識しています。

開発費用は、信頼をもって測定可能であり、製品又は工程が技術的及び商業的に実現可能であり、将来経済的便益を得られる可能性が高く、連結会社が開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合にのみ資産化しています。その他の開発費用は、発生時に費用として認識しています。

② その他の無形資産

連結会社が取得したその他の無形資産で耐用年数の確定できるものについては、取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しています。耐用年数の確定できない無形資産については償却せず、取得価額から減損損失累計額を控除して測定しています。

③ のれん

当初認識

子会社の取得により生じたのれんは、連結財政状態計算書上の「無形資産及びのれん」に計上しています。当初認識時におけるのれんの測定については、上記「(1) 連結の基礎②企業結合」に記載しています。

当初認識後の測定

のれんは取得価額から減損損失累計額を控除して測定しています。持分法適用会社については、のれんの帳簿価額を投資の帳簿価額に含めています。

のれんは、関連する資金生成単位の中の事業を処分する場合に認識を中止し、純損益に計上しています。

④ 償却

のれん及び耐用年数の確定できない無形資産を除き、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法によって償却しています。

各資産の見積耐用年数は主として以下のとおりです。

商標権 3年から36年

ソフトウェア 2年から15年

顧客関係 6年から32年

償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しています。

(9) リース

前年度（自2018年4月1日至2019年3月31日）

契約上、資産の所有に伴う実質的なすべてのリスクと経済価値を借手に移転するリースは、ファイナンス・リースとして分類しています。ファイナンス・リース以外のリースは、オペレーティング・リースとして分類しています。

① 貸手としてのリース

ファイナンス・リースに基づく借手からの受取額は、リースに係る純投資額を「営業債権及びその他の債権」として計上し、未獲得利益はリース期間にわたり純投資額に対して一定率で配分し、その帰属する年度に認識しています。オペレーティング・リースに係る受取リース料は、リース期間にわたり均等に認識しています。

② 借手としてのリース

ファイナンス・リースに係るリース資産及びリース負債は、最低支払リース料の現在価値又はリース開始時の公正価値のいずれか小さい方の金額で当初認識しています。当初認識後は、その資産に適用される会計方針に基づいて会計処理しています。リース料支払額は、リース負債の残高に対して一定率で配分し、金融費用及びリース負債の減額として会計処理しています。オペレーティング・リースに基づくリース料支払額は、リース期間にわたり定額法により費用として計上しています。

当年度(自2019年4月1日至2020年3月31日)

貸手としてのリースは、契約上、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんど全てを借手に移転する場合には、ファイナンス・リースとして分類しています。ファイナンス・リース以外のリースは、オペレーティング・リースとして分類しています。

借手としてのリースは、単一モデルにより、原則としてすべてのリースについて、原資産を使用する権利を表す使用権資産とリース料を支払う義務を表すリース負債を連結財政状態計算書上で認識しています。

① 貸手としてのリース

ファイナンス・リースに基づく借手からの受取額は、正味リース投資未回収額に等しい金額で「営業債権及びその他の債権」に含めて計上し、金融収益はリース期間にわたりリース投資未回収総額に対して合理的な基礎で配分し、その帰属する年度に認識しています。オペレーティング・リースに係る受取リース料は、リース期間にわたり均等に認識しています。

② 借手としてのリース

リース開始日において、リース負債はリース期間における将来支払リース料の現在価値で、使用権資産はリース負債の当初測定額に前払リース料等を調整した金額で当初測定を行っており、リース期間は、リースの解約不能期間にリースを延長するオプションを行使すること又はリースを解約するオプションを使わないことが合理的に確実な期間を加味したものとして決定しています。また、リース負債の当初測定においては、リースの計算利子率が容易に算定できる場合には当該利子率を、容易に算定できない場合には借手の追加借入利子率を割引率として使用しています。当初認識後は、使用権資産は原資産の見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い方の期間にわたって、主に定額法によって減価償却しています。リース負債は利息法に基づき、金利費用とリース負債の返済額を帳簿価額に反映しています。なお、リース開始時等に決定したリース期間の変化やリース料の改定等が発生した場合は、リース料の変動を反映するようにリース負債を見直しの上、リース負債の見直しの金額を使用権資産の帳簿価額の修正として認識しています。また、使用権資産の減損については、「(14) 非金融資産の減損」とあります。

リース期間が12か月以内の短期リースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、当該リースに基づくリース料はリース期間にわたり定額法により費用計上する免除規定を適用しています。また、契約の構成部分については、原資産のクラスごとに、非リース構成部分をリース構成部分と区別せずに、各リース構成部分及び関連する非リース構成部分を单一のリース構成部分として会計処理する実務上の便法を適用しています。

(10) 石油・ガスの探鉱及び開発

石油・ガスの探査及び評価活動には、以下の項目が含まれます。

- 採査権の取得
- 地勢的、地理的、地球化学及び地球物理学的研究による探査情報の収集
- 採査向けの掘削、トレーニング作業、標本採取
- 鉱物資源の採掘の技術的可能性及び経済的実行可能性の評価に関する活動

地質調査費用等の探査及び評価に係る支出は、発生時点で費用化しています。探査及び評価活動に係る支出のうち、利権鉱区取得費用、試掘井及び開発井の掘削・建設費用、及び関連生産設備は、有形固定資産又は無形資産として計上しています。資産計上した探査及び評価活動に係る支出は生産開始までの間、減価償却していません。資産化した探査及び評価活動に係る支出は、減損の兆候の有無を判定しています。資産化した支出について帳簿価額の回収可能性が損なわれたと判断される場合には、公正価値に基づき減損損失を認識しています。

資産計上した探査及び評価活動に係る支出について商業採算性が確認された場合は、その後に発生する開発費用は資産に計上し、生産高比例法により償却しています。

(11) 鉱物採掘活動

鉱物の探鉱費用は、鉱物の採掘活動の技術的可能性及び経済的実行可能性が確認されるまで発生時に費用認識しています。技術的可能性及び経済的実行可能性が確認された後に発生した採掘活動に関する費用については、資産に計上し、確認埋蔵量及び推定埋蔵量に基づき生産高比例法により償却しています。

生産期に発生した剥土費用は、発生した期間における変動生産費として、当該鉱業資産のたな卸資産の原価を構成しています。ただし、剥土活動の便益が資源へのアクセスを改善する限りにおいては、それらのコストは有形固定資産又は無形資産として計上しています。

資産計上した採掘活動に関する費用については、商業生産を開始できないか、資産計上した支出の回収可能性がないと判断した場合には、処分コスト控除後の公正価値に基づき減損損失を認識しています。

(12) 売却目的で保有する非流動資産

連結会社は、非流動資産又は処分グループの帳簿価額が継続的使用ではなく主に売却取引により回収される場合は、当該資産又は処分グループを売却目的保有に分類し、流動資産に振り替えています。これに該当するのは、資産又は処分グループが売却に関する通常又は慣例的な条件のみに従って直ちに売却することが可能であり、その売却の可能性が非常に高い場合です。経営者は当該資産又は処分グループの売却計画の実行を確約している必要があり、売却が完了したものと認識されるための要件を売却目的保有に分類した日から1年以内に満たす予定でなければなりません。売却目的保有に分類された非流動資産又は処分グループは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」以外の基準書に基づき測定が求められているものを除き、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しています。

(13) 借入コスト

意図した使用又は販売が可能になるまでに相当の期間を必要とする資産(適格資産)の取得、建設又は製造に直接起因して発生する借入コストは、その資産について実質的に意図した使用又は販売ができるまでは、当該資産の取得原価に含めています。

その他のすべての借入コストは、発生した期間に純損益に認識しています。

(14) 非金融資産の減損

① 減損の判定

たな卸資産や繰延税金資産等を除く連結会社の非金融資産について、帳簿価額が回収できない可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合に、減損の兆候があるものとして、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれん及び耐用年数の確定できない無形資産については、少なくとも年1回又は減損の兆候がある場合はより頻繁に、減損テストを行っています。持分法適用会社に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは、別個に認識されておらず、個別に減損テストを実施していませんが、持分法適用会社に対する投資の総額を単一の資産として減損の兆候を判定し、減損テストを行っています。なお、持分法適用会社に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれん以外の非金融資産については、持分法適用に伴う公正価値の修正を反映した投資先の資産、資金生成単位又はそのグループごとに減損テストを行っています。

減損の判定は資産、資金生成単位又はそのグループごとに実施しています。資産、資金生成単位又はそのグループの帳簿価額が回収可能価額を上回った場合に、減損損失を純損益として認識しています。

資産、資金生成単位又はそのグループの回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としています。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを資産又は資金生成単位の固有のリスクを反映した税効果考慮前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算出しています。

② 資金生成単位

複数の資産が一体となってキャッシュ・インフローを生み出している場合には、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の単位を資金生成単位としています。

のれんを含む資金生成単位については、のれんが内部報告目的で管理される最小の単位で設定しており、事業セグメントより小さい単位となっています。資金生成単位に関連して減損損失を認識した場合、まず当該資金生成単位に含まれるのれんの帳簿価額を減額し、残額がある場合には原則として資金生成単位内の他の資産の帳簿価額を比例的に減額しています。

③ 減損損失の戻入

過去に認識した減損は、減損の戻入の兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合に回収可能価額まで戻し入れています。ただし、のれんに関連する減損は戻し入れていません。なお、減損損失の戻入額は、過去の期間において減損損失を認識しなかった場合の減損損失戻入時点における帳簿価額を上限としています。

(15) 退職後給付

連結会社は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しています。

① 確定給付型制度

確定給付型制度に関連する債務は、当該制度に係る給付債務から年金資産の公正価値を差し引いた純額として、連結財政状態計算書に計上しています。この計算による資産計上額は、利用可能な制度からの返還及び将来掛金の減額の現在価値を加えた額を上限としています。給付債務は、制度ごとに、将来における見積給付額のうち従業員が既に提供したサービスの対価に相当する額の割引現在価値として算定しています。給付債務及び年金資産は、毎期再測定しており、給付債務の算定に当たっては年金数理人を用いています。

年金制度の改定による従業員の過去勤務に係る給付債務の増減は、純損益で認識しています。

連結会社は、確定給付型制度の給付債務及び年金資産についての再測定による債務の増減を、その他の包括利益で認識し、「その他の資本の構成要素」への累積額は即时に「利益剰余金」に振り替えています。

② 確定拠出型制度

確定拠出型年金制度は、雇用主が一定額の掛金を退職後給付の原資として拠出し、その拠出額以上の債務を負わない退職後給付制度です。確定拠出型年金制度の拠出債務は、従業員がサービスを提供した期間に費用として純損益で認識しています。

(16) 引当金

引当金は、連結会社が、過去の事象の結果として現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済する必要が生じる可能性が高く、かつ債務の金額が信頼性をもって見積ることができる場合に認識します。

引当金として認識する金額は、当該債務をとりまくりリスクや不確実性を考慮した最善の見積りによるものであり、時間価値に重要性がある場合には割引計算を行って算出しています。

・資産除去債務

連結会社は、資産除去債務を毎期レビューし、閉鎖日、法規制、割引率、将来の見積費用の変更を含めた変動を反映するように引当金の額を調整しています。現地の状況や要請に従い算定された将来の予測される費用の現在価値を負債として認識するとともに、負債に対応する金額を「有形固定資産」、「投資不動産」及び「使用権資産」の一部として認識し、その資産の見積耐用年数にわたって減価償却しています。時の経過による割引の振り戻しによる負債の増価は、「金融費用」に計上しています。割引率は、貨幣の時間的価値の市場評価を反映した税効果考慮前の割引率を適用しています。

(17) 株式報酬

連結会社は、株式に基づく報酬費用を権利付与日の公正価値に基づき算定しており、対価としてサービスを受け取る期間にわたって定額法で費用計上し、対応する金額を資本として計上しています。ストックオプションはモンテカルロ法、ESOPは観測可能な市場価値を基礎にして、公正価値を算定しています。

(18) 収益

① 収益の認識方法（5ステップアプローチ）

連結会社は、IFRS第15号の適用に伴い、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

連結会社は、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しています。

履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行い、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で連結損益計算書に表示しており、特定された財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を手数料又は報酬の額若しくは対価の純額で連結損益計算書に表示しています。なお、本人と判断する指標として以下の3点を考慮しています。

- ・連結会社が、特定された財又はサービスを提供する約束の履行に対する主たる責任を有している。
- ・特定された財又はサービスが顧客に移転される前、又は顧客への支配の移転の後に、連結会社が在庫リスクを有している。
- ・特定された財又はサービスの価格の設定において、連結会社に裁量権がある。

取引価格は、約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に連結会社が権利を得ると見込んでいる対価の金額であり、収益の認識時点において対価の金額が未確定である場合には、契約で定められた一定の算式などに基づいて合理的に対価を見積っています。不確実性が高い、又は合理的な見積りが困難な場合には、取引価格には含めていません。不確実性が低減し、かつ合理的な見積りが可能となる時点で取引価格を見直しています。また、契約開始時において顧客が支払う時点と財又はサービスを顧客に移転する時点との間が1年以内と見込まれる場合については、便法を使用し、金融要素の調整は行っていません。

なお、顧客との契約獲得のための増分コスト及び直接関連する履行コストの内、回収可能であると見込まれる部分について資産として認識しています。ただし、契約獲得のための増分コストから認識する資産の償却期間が1年以内の場合については、実務上の便法を利用して費用処理しています。

② 主な取引における収益の認識

一時点での収益の認識

連結会社は、金属、機械、化学品、一般消費財など、多岐にわたる製品及び商品を取り扱っていますが、製品及び商品の販売については、受渡時点において、顧客が当該製品や商品に対する支配を獲得、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。

また、連結会社は、サービス関連事業も行っています。サービス関連事業には物流、情報通信、技術支援など、様々なサービスの提供が含まれています。サービス関連事業に係る収益は、サービスの提供を完了し、履行義務が充足された時点で認識しています。

一定期間にわたる収益の認識

連結会社は、フランチャイズ契約に基づく役務の提供などのサービス関連事業及び工事請負契約を締結しています。財又はサービスに対する支配を契約期間にわたって顧客へ移転する場合には、履行義務の進捗度の測定方法であるアウトプット法又はインプット法のいずれかより、企業の履行を忠実に描写する方法を使って進捗を測定し収益を認識しています。

上記の製品及び商品の販売又はサービス関連事業においては、財又はサービスが他の当事者によって提供されるよう手配する履行義務である場合には、契約上の売先又は貢先の代理人となり、当該履行義務の充足時に一時点で、又は履行義務の充足に応じて一定期間にわたって収益を純額で認識しています。

(19) サービス・コンセッション

公的機関(国や地方公共団体)が行っている公共サービスに民間企業の参入を認め、民間企業の資金及びノウハウを活用して公共サービスを行うために公的機関と民間企業との間で締結する契約をサービス・コンセッション契約といいます。

サービス・コンセッション契約については、建設サービスに係る収益及び費用と、運営サービスに係る収益及び費用とを区分して会計処理しています。金額が個別に識別可能なときには、受領した又は受領する対価は、引き渡されたサービスの相対的な公正価値を参照して配分しています。

サービス・コンセッション契約において公共サービス提供の対価(最低報酬金額を含む)が事前に確定している場合には、連結会社は、公共施設(インフラストラクチャー)の建設サービスに係る収益を原則として工事進行基準により認識し、その対価を金融資産として計上しています。連結会社は、当該金融資産についてIFRS第9号「金融商品」に従って会計処理し、受取利息を実効金利法に基づいて算定の上、純損益に認識しています。

(20) 政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための付帯条件を満たし、補助金を受け取る合理的な保証があるまで認識していません。政府補助金は、補助金により補償が意図される関連コストが費用として認識される期間にわたって、規則的に純損益に認識しています。連結会社が非流動資産を購入、建設又はその他の方法で取得しなければならないことを主要な条件とする政府補助金については、連結財政状態計算書において関連する資産の取得原価を減額することで認識し、耐用年数にわたって規則的かつ合理的な基準により純損益に振り替えています。

(21) 法人所得税

税金費用は、当期税金と繰延税金から構成されています。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本の部又はその他の包括利益に認識する項目を除き、純損益に認識しています。

繰延税金は、会計上と税務上の資産及び負債の差額である一時差異に対して認識しています。

子会社、関連会社及びジョイント・アレンジメントに係る将来加算一時差異については繰延税金負債を認識しています。ただし、一時差異の解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な将来において一時差異が解消しない可能性が高い場合には認識していません。子会社、関連会社及びジョイント・アレンジメントに係る将来減算一時差異から発生する繰延税金資産は、一時差異からの便益を利用するのに十分な課税所得があり、かつ予測可能な将来において実現する可能性が高い範囲でのみ認識しています。

繰延税金資産及び負債は、年度末日に制定又は実質的に制定されている法律に基づき、一時差異が解消される際に適用されると予測される税率を用いて測定しています。

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金、税額控除及び将来減算一時差異のうち、将来課税所得を減算できる可能性が高いものに限り認識しています。繰延税金資産の回収可能性は毎年度末日に見直し、税務便益の実現が見込めないと判断される部分について減額しています。

連結会社は、法人所得税の不確実な税務ポジションについて、税法上の解釈に基づき税務ポジションが発生する可能性が高い場合には、合理的な見積額を資産又は負債として認識しています。

当社及び国内の100%出資子会社は、1つの連結納税グループとして法人税の申告・納付を行う連結納税制度を適用しています。

(22) 公正価値の測定

特定の資産・負債は、公正価値によって計上することが求められています。当該資産・負債の公正価値は、市場価格等の市場の情報や、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチなどの算出手順に基づき、決定されています。公正価値の測定に使用されるインプットは、以下の3つのレベルがあります。

・レベル1

測定日における連結会社がアクセスできる同一の資産又は負債に関する活発な市場(十分な売買頻度と取引量が継続的に確保されている市場)における相場価格(無調整)。

・レベル2

レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産又は負債について直接又は間接に観察可能なインプット。例えば、活発な市場における類似の資産又は負債に関する相場価格、活発でない市場における同一又は類似の資産又は負債に関する相場価格、資産又は負債に関する相場価格以外の観察可能なインプット、及び相関その他の手法により、観察可能な市場データによって主に算出又は裏付けられたインプットを含んでいます。

・レベル3

資産又は負債に関する観察可能ではないインプット。なお、連結会社は、連結会社自身のデータを含め、入手可能な最良の情報に基づき、インプットを算定しています。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 担保に供している資産に関する事項

(1) 担保に供している資産

営業債権及びその他の債権（流動及び非流動）	105,873百万円
その他の投資等（流動及び非流動）	470,225百万円
有形固定資産（減価償却累計額及び減損損失累計額控除後）	203,723百万円
投資不動産（減価償却累計額及び減損損失累計額控除後）	45,129百万円
その他	2,666百万円
合計	827,616百万円

(2) 担保に係る見合債務ごとの金額

短期借入金	5,789百万円
長期借入債務	222,808百万円
取引保証等	599,019百万円
合計	827,616百万円

非金融資産及び金融資産の認識の中止を伴わない譲渡取引は、実質的な担保差入として捉えることができますが、法的な所有権を留保している通常の担保差入と異なる性質を持つことから、上記には含めていません。

なお、当年度末において、認識の中止を伴わないこれら資産の譲渡取引として、債券及び貴金属の買戻し契約があり、本取引に係る資産の期末残高は115,429百万円です。

2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 1,647,005百万円

3. 投資不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額 39,987百万円

4. 無形資産の償却累計額及び減損損失累計額 232,649百万円

5. 使用権資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 834,453百万円

6. 保証債務

金融保証	562,714百万円
取引履行保証	257,798百万円
合計	820,512百万円

これらは顧客や取引先、及び関連会社による第三者との取引又は第三者からの資金調達を可能にすることを目的として、信用状や取引履行保証等の形態により信用保証を行っているものです。

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当年度の末日における発行済株式数 普通株式 1,590,076,851 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	99,982百万円	63円	2019年3月31日	2019年6月24日
2019年11月6日 取締役会	普通株式	97,935百万円	64円	2019年9月30日	2019年12月2日

(2) 当年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2020年6月19日開催の定時株主総会に次のとおり付議する予定です。

配当金の総額 101,181,717,716円

普通株式1株当たり配当額 68円

効力発生日 2020年6月22日

配当原資 利益剰余金

なお、基準日は2020年3月31日です。

3. 当年度の末日における新株予約権の目的となる株式数

普通株式 1,879,200株 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く)

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

連結会社は、通常業務として様々な金融商品を取り扱っています。通常の営業活動において世界各地で様々な業界に属する多数の顧客と取引を行っており、これら取引に伴う債権や保証の種類も多岐にわたります。そのため、特定の地域や取引先に対して重要な信用リスクの集中は生じないと経営者は判断しています。また、連結会社は、金融商品の信用リスクを信用リスク管理方針に則り、与信限度の承認、設定及び定期的な信用調査を通じて管理しており、必要に応じて取引先に対し担保等の提供を要求しています。

また、デリバティブ取引については、市場リスク管理方針に則って様々なデリバティブ契約を締結し、特定リスクの軽減を図っています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

金融商品の公正価値は、市場価格等の市場の情報や、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチ等の算出手順に基づき、決定されています。

金融商品の公正価値の算定にあたり使用した前提条件や算定方法は以下のとおりです。

短期運用資産及びその他の投資に含まれる市場性のある投資の公正価値は、活発な市場における市場価格及び活発ではない市場における同一の資産の市場価格により評価しています。市場性のない投資は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値、類似取引事例との比較、1株当たり純資産価値や第三者による鑑定評価等により評価しています。

比較的短期で満期が到来する営業債権及びその他の債権については、帳簿価額と公正価値がほぼ同額です。短期で満期が到来しない営業債権及びその他の債権の公正価値は、それぞれの債権の元本及び契約金利等に基づく将来の見積りキャッシュ・フローを、連結会社の見積りによる信用スプレッドを加味した割引率にて割り引くことにより算定しています。

比較的短期で満期が到来する営業債務及びその他の債務については、帳簿価額と公正価値がほぼ同額です。短期で満期が到来しない営業債務及びその他の債務の公正価値は、連結会社が新たに同一残存期間の借入を同様の条件の下で行う場合に適用される利率を使用して、将来の見積りキャッシュ・フローを割り引くことにより算定しています。

社債及び借入金の公正価値は、連結会社が新たに同一残存期間の借入を同様の条件の下で行う場合に適用される利率を使用して、将来の見積りキャッシュ・フローを割り引くことにより算定しています。

デリバティブ資産及びデリバティブ負債の公正価値は、取引市場価格及び金利、外国為替レート等の観察可能なインプット及び先渡契約に基づく観察不能なインプットを使用し、マーケット・アプローチにより評価しています。また、デリバティブ資産及びデリバティブ負債は、「その他の金融資産」、「その他の金融負債」に計上しています。

2019年度末における金融商品の帳簿価額、及び公正価値の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2019年度末	
	帳簿価額	公正価値
金融資産		
短期運用資産及びその他の投資	1,757,402	1,759,578
営業債権及びその他の債権	3,284,555	3,298,244
デリバティブ資産	442,688	442,688
金融負債		
営業債務及びその他の債務	2,599,664	2,599,224
社債及び借入金	5,760,123	5,699,365
デリバティブ負債	253,467	253,467

(百万円未満四捨五入)

投資不動産に関する注記

1. 投資不動産の状況に関する事項

連結会社は、東京都及びその他地域において、賃貸用のオフィスビルや商業施設等を保有しています。

2. 投資不動産の公正価値に関する事項

2019年度末における帳簿価額及び公正価値は、それぞれ96,709百万円及び121,305百万円です。

帳簿価額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

また、公正価値は、所在する地域及び評価される不動産の種類に関する最近の鑑定経験を有し、かつ不動産鑑定士等の公認された適切な専門家としての資格を有する独立的鑑定人による評価に基づいています。当該評価は、各物件の予想される賃料や割引率等のインプット情報に基づき主にインカム・アプローチにより算定されています。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり当社所有者帰属持分	3,521.30円
基本的 1株当たり当期純利益 (当社の所有者に帰属)	348.50円
希薄化後 1株当たり当期純利益 (当社の所有者に帰属)	347.71円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

■計算書類

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

2018年度(ご参考)																
	株主資本										評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計		
	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計				
	資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	圧縮記帳積立金	その他利益剰余金	別途積立金	緑越利益剰余金									
2018年4月1日期首残高	204,446	214,161	-	31,652	11,543	1,511,760	354,274	△10,922	2,316,916	392,034	△26,878	365,155	6,025	2,688,097		
会計方針の変更による累積的影響額							1,170		1,170					1,170		
会計方針の変更を反映した当期首残高	204,446	214,161	-	31,652	11,543	1,511,760	355,444	△10,922	2,318,086	392,034	△26,878	365,155	6,025	2,689,267		
当期変動額																
剩余金の配当							△198,276		△198,276					△198,276		
別途積立金の積立							162,000	△162,000		-				-		
当期純利益								396,117		396,117				396,117		
自己株式の取得									△11	△11				△11		
自己株式の処分							△1,019	2,796	1,777					1,777		
株主資本以外の項目の当期変動額合計(純額)										-	△52,561	△7,139	△59,701	△570 △60,271		
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	162,000	34,822	2,784	199,607	△52,561	△7,139	△59,701	△570 139,335		
2019年3月31日期末残高	204,446	214,161	-	31,652	11,543	1,673,760	390,267	△8,137	2,517,693	339,472	△34,017	305,454	5,454	2,828,602		

(百万円未満切捨て)

(単位：百万円)

2019年度																
	株主資本										評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計		
	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計				
	資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	圧縮記帳積立金	その他利益剰余金	別途積立金	緑越利益剰余金									
2019年4月1日期首残高	204,446	214,161	-	31,652	11,543	1,673,760	390,267	△8,137	2,517,693	339,472	△34,017	305,454	5,454	2,828,602		
会計方針の変更による累積的影響額							-		-					-		
会計方針の変更を反映した当期首残高	204,446	214,161	-	31,652	11,543	1,673,760	390,267	△8,137	2,517,693	339,472	△34,017	305,454	5,454	2,828,602		
当期変動額																
剩余金の配当							△197,916		△197,916					△197,916		
別途積立金の積立							192,000	△192,000		-				-		
当期純利益								364,663		364,663				364,663		
自己株式の取得									△289,733	△289,733				△289,733		
自己株式の処分							△1,456	3,706	2,249					2,249		
株主資本以外の項目の当期変動額合計(純額)										-	△144,433	3,886	△140,546	△447 △140,994		
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	192,000	△26,709	△286,027	△120,736	△144,433	3,886	△140,546	△447 △261,731		
2020年3月31日期末残高	204,446	214,161	-	31,652	11,543	1,865,760	363,557	△294,164	2,396,956	195,038	△30,131	164,907	5,006	2,566,871		

(百万円未満切捨て)

注記

重要な会計方針等に関する注記(2019年度)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産については移動平均法又は個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっています。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券については償却原価法、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)、その他有価証券で時価のないものについては移動平均法による原価法によっています。

3. デリバティブ

デリバティブの評価は、時価法によっています。

なお、為替変動リスク、金利変動リスク、相場変動リスク等を回避する目的で行っている取引のうち、ヘッジの有効性が認められたものについては、ヘッジ会計を適用しています。

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法によっています。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。無形固定資産の減価償却は、定額法によっていますが、自社利用のソフトウェアについては、その利用可能期間(15年内)に基づく定額法によっています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり利息法により償却しています。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

7. 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

8. 役員賞与引当金の計上方法

役員賞与の支出に備えて、当年度末における支給見込額に基づき、当年度において発生していると認められる額を計上しています。

9. 退職給付引当金の計上方法

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌年度から費用処理しています。また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しています。

10. 役員退職慰労引当金の計上方法

役員及び執行役員への退職慰労金支払に備えるため、内規を基礎として算定された当年度末の支給見積額を計上しています。

なお、役員及び執行役員の旧来の退任慰労金制度は2007年度に廃止しており、当年度末の残高は旧制度に基づくものです。

11. 債務保証損失引当金の計上方法

子会社等に対する債務保証等の偶発損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案の上、必要と認められる額を計上しています。

12. 特別修繕引当金の計上方法

定期的に義務付けられている石油タンクの開放点検に要する費用の見積総額に基づき、期間を基準として配分される額を計上しています。

13. 環境対策引当金の計上方法

法令により処理することが義務付けられている廃棄物の運搬や処理費用等の支出に備えるため、必要と認められる額を計上しています。

14. 株式給付引当金の計上方法

経営人材株式交付制度に基づき、株式付与ESOP信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に則り、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しています。

15. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっています。

16. 法人税等

連結納税制度を適用しています。

なお、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)が2020年3月27日に国会で成立しましたが、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、改正前の税法の規定に基づいています。

会計上の見積りの変更に関する注記

(繰延税金資産の認識)

当社完全子会社であるMC Resource Development Ltd.（以下MCRD社）について、事業推進体制の見直しを背景とした組織再編を行った上で清算することを決定したため、MCRD社株式についての過年度の減損損失などに対する繰延税金資産を認識し、「法人税等調整額」を58,097百万円計上しています。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る主な債務に関する事項

(1) 担保に供している資産

短期貸付金	3百万円
投資有価証券	4,215百万円
関係会社株式	66,806百万円
関係会社出資金	2,448百万円
建物及び構築物	6,012百万円
土地	6,695百万円
長期貸付金	38百万円
その他(注)	16,749百万円
合計	102,969百万円

(注) 主に敷金及び営業取引やデリバティブ取引に係る差入保証金

(2) 担保に係る主な債務

預り金	282百万円
その他	10,328百万円
合計	10,610百万円

非金融資産及び金融資産の認識の中止を伴わない譲渡取引は、実質的な担保差入として捉えることができますが、法的な所有権を留保している通常の担保差入と異なる性質を持つことから、上記には含めていません。
なお、当年度末において、認識の中止を伴わない金融資産の譲渡取引として、債券買戻し契約があり、本取引に係る金融資産の期末残高は67,989百万円です。

2. 有形固定資産減価償却累計額

88,129百万円

3. 保証債務

取引先等の銀行借入等に対する保証

関係会社 MITSUBISHI CORPORATION FINANCE PLC	203,796 百万円
関係会社 三菱商事 RtM ジャパン株式会社	197,953 百万円
関係会社 TRI PETCH ISUZU LEASING CO., LTD.	163,622 百万円
関係会社 PE WHEATSTONE PTY LTD	163,620 百万円
関係会社 株式会社ローソン銀行	160,001 百万円
関係会社 PT. DIPO STAR FINANCE	141,062 百万円
関係会社 CAMERON LNG, LLC	103,395 百万円
関係会社 MCE BANK GMBH	98,349 百万円
関係会社 MITSUBISHI CORPORATION RTM INTERNATIONAL PTE. LTD.	82,260 百万円
その他 (170 社)	1,280,947 百万円
合計	2,595,007 百万円

銀行借入等に対する保証類似行為についても上記に含めて開示しています。

なお、上記以外に、関係会社である米国三菱商事会社のコマーシャル・ペーパーの発行等に関連して、親会社として債務の支払いを保証するものではありませんが、純資産が取り決めている一定額を下回った場合、又は債務の支払いに必要な流動資産が不足した場合に資金を提供することなどを約したキープウェル・アグリーメントを同社と締結し、これを金融機関などに対して差し入れています。

ただし、当年度末において、純資産を一定額以上に保っており、また流動資産の不足も発生していません。

また、LNG プロジェクトについて、上記銀行借入等に対する保証以外に、共同操業協定上の資金拠出義務、天然ガス液化設備等の使用代金の支払いに関する履行保証を差し入れており、当年度の末日における保証額は 1,167,130 百万円です。当該保証額に含まれる主なプロジェクトは北米におけるものです。

4. 受取手形割引高 51,298 百万円

5. 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	620,970 百万円
長期金銭債権	491,094 百万円
短期金銭債務	265,132 百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
販売 (注1)	1,345,577 百万円
仕入	1,056,733 百万円
営業取引以外の取引高	574,505 百万円

(注1) 損益計算書の「収益」は、一部の取引高を純額表示しています。

2. 関係会社等貸倒引当金繰入額

関係会社等貸倒引当金繰入額には、主に関係会社宛の貸倒引当金及び債務保証損失引当金の繰入額(戻入額控除後)が含まれています。

3. 投資有価証券評価損

当年度において計上した投資有価証券評価損 216,846百万円のうち、主なものは三菱自動車工業宛の投資有価証券評価損 149,653百万円であり、株価が著しく下落したため、評価差額について減損処理を行ったものです。

株主資本等変動計算書に関する注記

当年度の末日における自己株式数 普通株式 105,419,113 株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
引当金(貸倒引当金及び債務保証損失引当金)	13,899百万円
未払費用	11,848百万円
投資有価証券評価損	296,428百万円
繰延ヘッジ損益	14,321百万円
退職給付関連費用	14,645百万円
繰越欠損金	7,795百万円
その他	28,228百万円
小計	387,166百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△7,795百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△130,901百万円
評価性引当額小計	△138,696百万円
繰延税金資産合計	248,470百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△83,718百万円
投資有価証券評価益	△9,111百万円
その他	△11,028百万円
繰延税金負債合計	△103,857百万円
繰延税金資産(負債)の純額	144,612百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
税務上の損金不算入額	0.5%
受取配当金	△52.9%
外国税額	0.6%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△1.6%
特定外国子会社等合算所得	5.7%
評価性引当額	△3.8%
その他	△0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△21.5%

関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	三菱商事フィナンシャル サービス株式会社	所有 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付 (注1,2) 利息の受取 (注1)	236,806 519	短期貸付金 長期貸付金 その他 (流動資産)	46,574 155,000 14
子会社	MC FINANCE & CONSULTING ASIA PTE. LTD.	所有 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付 (注1,2) 利息の受取 (注1)	205,129 5,325	短期貸付金 長期貸付金 その他 (流動資産)	35,033 143,099 63
子会社	米国三菱商事会社	所有 間接 100%	資金の貸付	資金の貸付 (注1,2) 利息の受取 (注1)	17,290 402	短期貸付金 その他 (流動資産)	81,622 14
子会社	MITSUBISHI CORPORATION FINANCE PLC	所有 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付 (注1,2) 利息の受取 (注1)	7,359 153	短期貸付金 その他 (流動資産)	81,622 17
			債務の保証	債務保証 (注3) 保証料の受入 (注3)	203,796 27	—	—
子会社	北米三菱商事会社	所有 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付 (注1,2) 利息の受取 (注1)	71,185 1,588	短期貸付金 その他 (流動資産)	76,181 11
子会社	MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY LTD	所有 直接 100%	資金の借入	資金の借入 (注1,2) 利息の支払 (注1)	125,924 2,393	短期借入金 その他 (流動負債)	125,042 118
子会社	三菱商事RtMジャパン 株式会社	所有 直接 100%	債務の保証	債務保証 (注3) 保証料の受入 (注3)	197,953 7	—	—
子会社	TRI PETCH ISUZU LEASING CO., LTD.	所有 直接 43.50% 間接 50%	債務の保証	債務保証 (注3) 保証料の受入 (注3)	163,622 13	—	—
関連会社	PE WHEATSTONE PTY LTD	所有 間接 39.66%	債務の保証	債務保証 (注3) 保証料の受入 (注3)	163,620 1,317	—	—
子会社	株式会社ローソン銀行	所有 間接 95%	債務の保証	債務保証 (注3) 保証料の受入 (注3)	160,001 17	—	—
子会社	PT. DIPO STAR FINANCE	所有 間接 95%	債務の保証	債務保証 (注3) 保証料の受入 (注3)	141,062 1,299	—	—
関連会社	CAMERON LNG, LLC	所有 間接 16.6%	債務の保証	債務保証 (注3) 保証料の受入 (注3)	103,395 454	—	—
子会社	MCE BANK GMBH	所有 間接 100%	債務の保証	債務保証 (注3) 保証料の受入 (注3)	98,349 25	—	—
子会社	MITSUBISHI CORPORATION RTM INTERNATIONAL PTE. LTD	所有 直接 100%	債務の保証	債務保証 (注3) 保証料の受入 (注3)	82,260 39	—	—
子会社	DIAMOND ARTEMIS HOLDCO B.V.	所有 直接 100%	増資の引受	増資の引受 (注4)	390,868	—	—

取引条件やその決定方針等

- (注1) 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して合理的に決定しています。
- (注2) 資金の貸付及び借入の取引金額は、期中平均残高としています。
- (注3) 同社の銀行借入等に対し、保証を行っており、市場の実勢金利などを踏まえた保証料を受領しています。
- (注4) ENECO GROEP N.V.への出資を目的として、当社がDIAMOND ARTEMIS HOLDCO B.V.の行った株主割当増資を受けたものですが、これに際して株式は発行されていません。
- (注5) 上記以外に、貸借対照表に関する注記「3. 保証債務」に記載している北米におけるLNGプロジェクトに関連して、子会社について履行保証を差し入れています。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,725.56円
1株当たり当期純利益	237.36円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	236.82円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

履行義務の内容と充足時点については、連結計算書類の「注記5. 重要な会計方針 (18) 収益」に記載しています。

